



板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026

素案



板橋区

はじめに



区長挨拶が入ります

令和6年 月

板橋区長

坂本 健

目次

第1章 総論

1	背景	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画期間	5
4	計画策定体制	5
5	計画の推進に向けて	6

第2章 板橋区の高齢者等を取り巻く状況

1	高齢者人口、資源等の状況	9
(1)	高齢者人口の推移・将来推計	9
(2)	要介護（要支援）度別認定者数の推移・将来推計	10
(3)	認知症高齢者数の推移・将来推計	11
(4)	65歳健康寿命	13
(5)	板橋区の生産年齢人口	14
(6)	区内の介護保険指定事業者数	15
(7)	区内の介護サービス基盤の整備状況	16
2	介護保険ニーズ調査結果から見た高齢者の状況と課題	18
(1)	調査の概要	18
(2)	高齢者世帯の状況	19
(3)	健康・医療	20
(4)	社会参加・助け合いについて	21
(5)	介護に関すること	22
(6)	新型コロナウイルス感染症による影響	23
3	日常生活圏域	25

第3章 基本理念と施策体系

1	基本理念	41
2	施策体系	41
(1)	基本方針と目標	41
(2)	3つの目標と6つの施策の柱	42
(3)	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の体系図	44
(4)	SDGsとのつながり	46

第4章 施策の展開

1	板橋区版AIP	49
(1)	地域包括ケアシステムについて	49
(2)	板橋区版AIPの深化・推進	49
(3)	第8期計画期間における課題と重点分野の振り返り	53
(4)	第9期計画期間における板橋区版AIPの取組	56
①	総合事業／生活支援体制整備事業	58
②	医療・介護連携	65
③	認知症施策	71
④	住まいと住まい方	75

⑤ 基盤整備	80
⑥ シニア活動支援	93
⑦ 啓発・広報	96
2 災害や感染症に対する備え	97

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算定

1 介護保険サービス・事業の利用実績及び利用量の見込み	101
(1) サービス量の推計基準	101
(2) 介護保険サービス見込み量の推計時の留意点	102
(3) 保険給付サービス	103
① 居宅サービス（介護予防サービス）	103
② 地域密着型サービス	105
③ 施設サービス	106
④ その他	107
(4) 地域支援事業	108
① 介護予防・日常生活支援総合事業	108
② 包括的支援事業	114
(5) サービス事業者への指導・監督	119
2 介護保険事業費及び介護保険料	121
(1) 財源内訳	121
① 介護給付費の財源内訳	121
② 地域支援事業費の財源内訳	121
③ 財源の充当	121
(2) 介護保険サービス・事業費	122
① 介護保険サービス・事業費の執行状況	122
(3) 保険料（第1号被保険者）	123
① 本計画期間の介護保険料設定の留意点	123
② 保険料の軽減	123

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景	127
2 計画の位置づけ	127
3 計画の対象	127
4 制度の概要及び国・区の現況	128
(1) 成年後見制度の概要	128
(2) 国の現況	129
(3) 区の現況	131
5 施策の展開	134
(1) 第8期計画期間における振り返りと取組	134
(2) 区と権利擁護いたばしサポートセンターとの連携	135
(3) 施策目標	136

第7章 資料編

1 介護保険制度の変遷	142
2 制度改正の概要	143

3	介護保険サービスの体系	144
(1)	サービス利用の流れ	145
(2)	サービスの種類	146
4	保険給付サービスの種類と内容	147
(1)	居宅サービス	147
(2)	地域密着型サービス	147
(3)	施設サービス	148
(4)	その他のサービス	148
5	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会設置要綱	149
6	板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部設置要綱	151
7	審議経過	153
(1)	板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部	153
(2)	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	153
(3)	地域包括ケアシステム検討部会	155
(4)	介護基盤検討部会	155
8	用語解説（五十音順）	156

第1章



総論

- 1 背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画策定体制
- 5 計画の推進に向けて

1 総論

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンや、福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」が掲げる地域共生社会の実現に向け、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の規定、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づいて策定した法定計画が「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026」です。

板橋区が高齢福祉分野における取組を進めていくうえでの基本的な考え方や、計画策定の背景や位置づけ、計画期間等を示します。

背景

少子高齢化が急速に進行し、将来的に生産年齢人口の減少が見込まれるなかで、高齢者を取り巻く環境は変化し、地域における課題も複雑化・複合化しています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、区の高齢福祉分野における取組を包括的に推進していきます。

計画の位置づけ

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026」は老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画です。

「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画2025」が描くビジョンを念頭に置きながら、関連する計画との整合や連携が保たれるよう策定しています。

計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間として、高齢者保健福祉計画と第9期介護保険事業計画を一体的に定めます。

計画策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や保健医療・社会福祉関係者、介護保険事業者、区民公募委員などで構成される「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」等にて検討を行っています。

計画の推進に向けて

各施策の推進にあたっては、実施状況等の点検・評価を行って進捗状況を把握し、必要に応じて見直しを行うことで実効性を高めていきます。

1 背景

我が国では、少子高齢化が急速に進行し、人口減少の局面を迎えています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和5年推計）によれば、我が国の高齢化率は、団塊世代が全て後期高齢者となる令和7（2025）年に29.6%となります。更に、令和22（2040）年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり生産年齢人口が減少するため、高齢化率は34.8%に達する一方、深刻な介護の担い手不足が見込まれています。

また、板橋区（以下「区」という。）の高齢化率は、「板橋区人口ビジョン（2020～2045年）」によると、令和7（2025）年に23.7%、令和22（2040）年には27.8%に達すると推計されており、国と比較すると緩やかではあるものの、区においても、同様の推移が見込まれます。

これまで区では、地域共生社会の実現に向けて、国（厚生労働省）が掲げる地域包括ケアシステム¹を中核にしつつ、シニア活動支援なども独自に加えた板橋区版A I P²を構築し、様々な取組を進めてきました。

しかし、その間も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加と社会的孤立、認知症高齢者の増加、医療・介護職の人材不足など、数多くの課題が複雑化・複合化し、地域社会を取り巻く環境は変化し続けています。

また、人口構造の変化に加えて、介護予防・フレイル予防の観点からも、高齢者の社会参加が望まれ、元気高齢者が地域の支え手として活動するための仕組みづくりが求められています。

このような複雑化・複合化した地域のニーズに対応していくためには、板橋区版A I Pを更に深化・推進していくとともに、令和22（2040）年等の中長期を見据え、持続可能な制度維持に向けた介護サービス等の基盤整備や介護人材確保といった取組を進めていくことが必要です。

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023」の計画期間が令和5（2023）年度末で満了することに伴い、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026」では、ポストコロナ時代における高齢者の社会生活の変化や国の指針等を踏まえ、区における今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めます。

¹地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した生活支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項）

²A I P（Aging in Place エイジング イン プレイス）：年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けるという意味（出典：東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」）

2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者福祉施策の基本的方向性や今後取り組むべき具体的施策、確保すべき保健・福祉サービスの目標量を定めるとともに、目標量を確保するための方策や関係機関の連携体制のあり方について定めるものです。

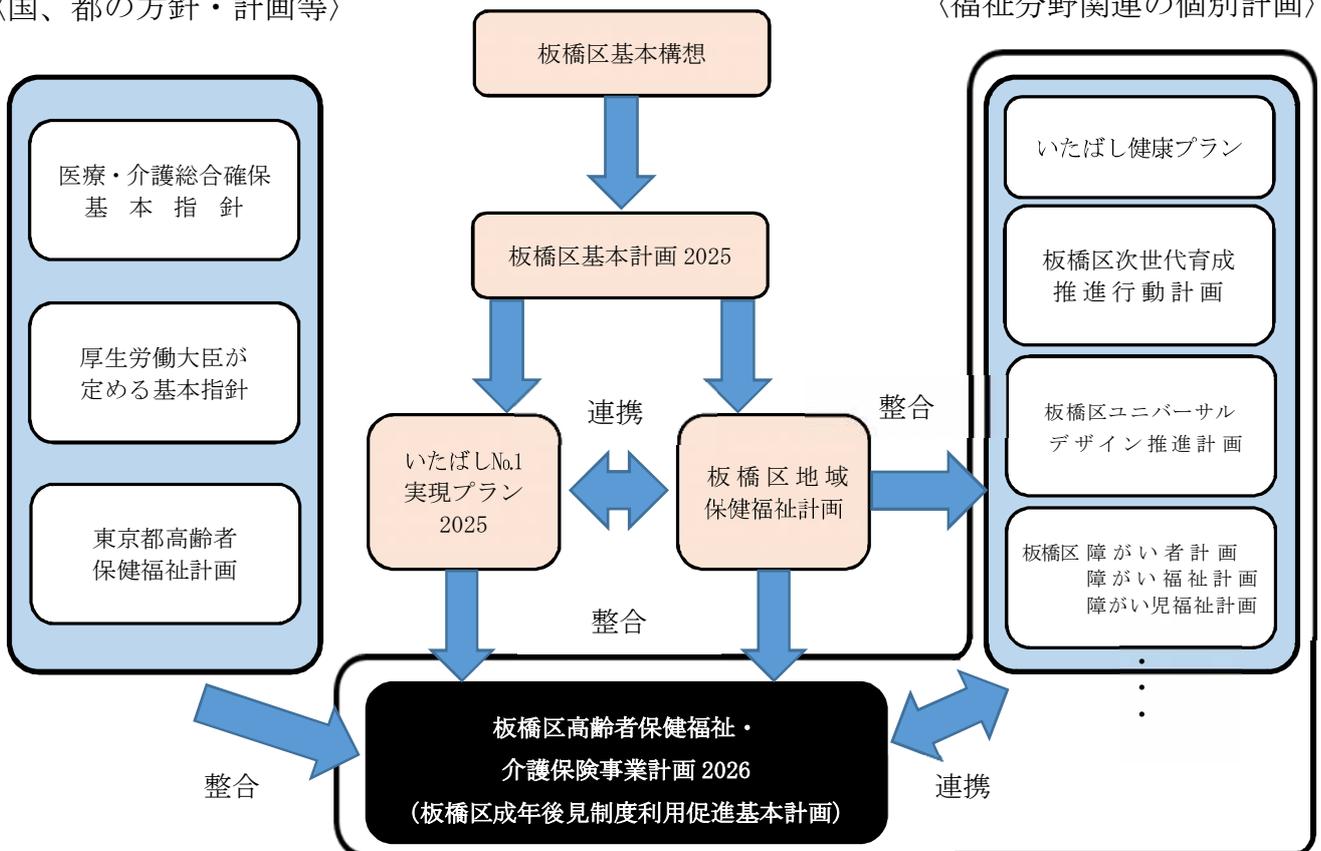
一方、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要介護・要支援者や要介護・要支援者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために定めるものです。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有していることから、「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2025」で描いている将来像も念頭に置きながら、一体的な計画として策定していきます。

なお、区では、高齢者保健福祉計画に、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条で規定する市町村の基本計画である「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

〈国、都の方針・計画等〉

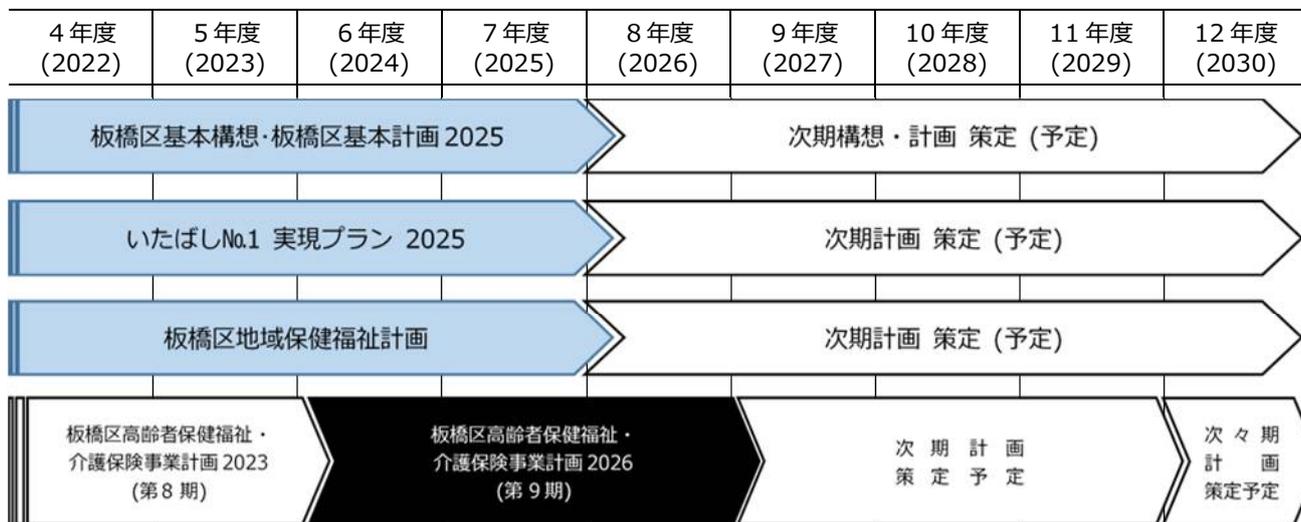
〈福祉分野関連の個別計画〉



3 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間として、高齢者保健福祉計画と第9期介護保険事業計画を一体的に定めます。

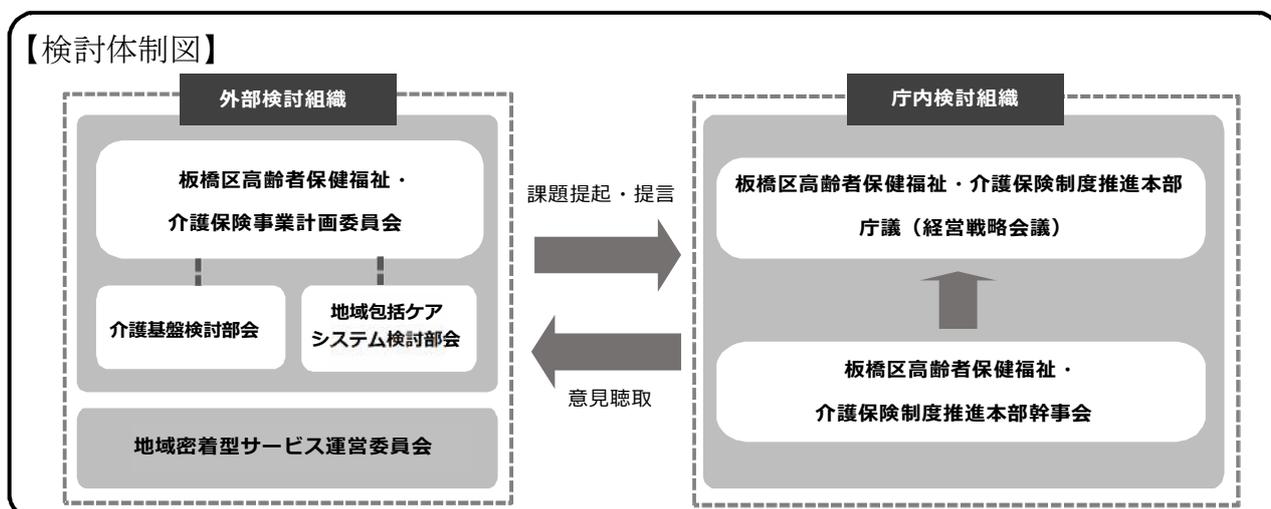
なお、生産年齢人口の減少と高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大が見込まれる令和22（2040）年の状況や次期基本計画などの中長期的な視点も見据えます。



4 計画策定体制

本計画の策定にあたって、学識経験者や保健医療・社会福祉関係者、介護保険事業者、区民公募委員等からなる「高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」と、より専門的かつ具体的な検討又は調査・分析を行うための「介護基盤検討部会」と「地域包括ケアシステム検討部会」、さらに、介護保険法に定める区内の地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの適正な整備及び運営確保を目的とした「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、検討を行っています。

また、庁内では高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部及び同幹事会において検討するとともに、区議会の意見をはじめ、パブリックコメントにて聴取した意見を踏まえ策定していきます。



5 計画の推進に向けて

計画の進行管理を適切に実施するために、「高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」において、施策の実施状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うことで実効性を高めていきます。

また、「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンや「いたばし NO. 1 実現プラン 2025」に掲げる（1）SDGs 戦略、（2）DX 戦略、（3）ブランド戦略の 3 つを柱とする重点戦略ビジョンを踏まえつつ、福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」が掲げる地域共生社会の実現を念頭に置きながら計画を推進していきます。

第2章



板橋区の高齢者等を取り巻く状況

- 1 高齢者人口、資源等の状況
- 2 介護保険ニーズ調査結果から見た高齢者の
状況と課題
- 3 日常生活圏域

2 板橋区の高齢者等を取り巻く状況

高齢者数や要介護（要支援）認定者数の推移や令和6（2025）年から令和27（2045）年までの推計を示しています。推計では高齢者の増加とともに0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の減少が進んでいくことが予想されるため、高齢者自身も地域づくりの担い手となって活躍することが期待されています。

ニーズ調査の結果では、社会参加の状況や地域での助け合い、介護が必要になった時に希望する暮らし方など、高齢者を取り巻く状況や課題について主な項目を掲載しています。

高齢者人口・資源等の状況

高齢者人口は増加傾向が続き、推計では令和27年（2045）年に高齢化率は29.1%に達します。高齢者の増加に伴い、要介護認定者や認知症高齢者も大幅に増加することが想定されています。

ニーズ調査結果から見た高齢者の状況と課題

計画策定に向けて実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の主な結果と、調査結果から見た高齢者の現状や課題についてまとめています。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口などを総合的に勘案し、「日常生活圏域」を設定しています。区では地域センターの管轄圏域に合わせて、18の区域を設定し、各圏域における住民の主体的な活動を推進し、相談体制や介護基盤の整備を進めていきます。

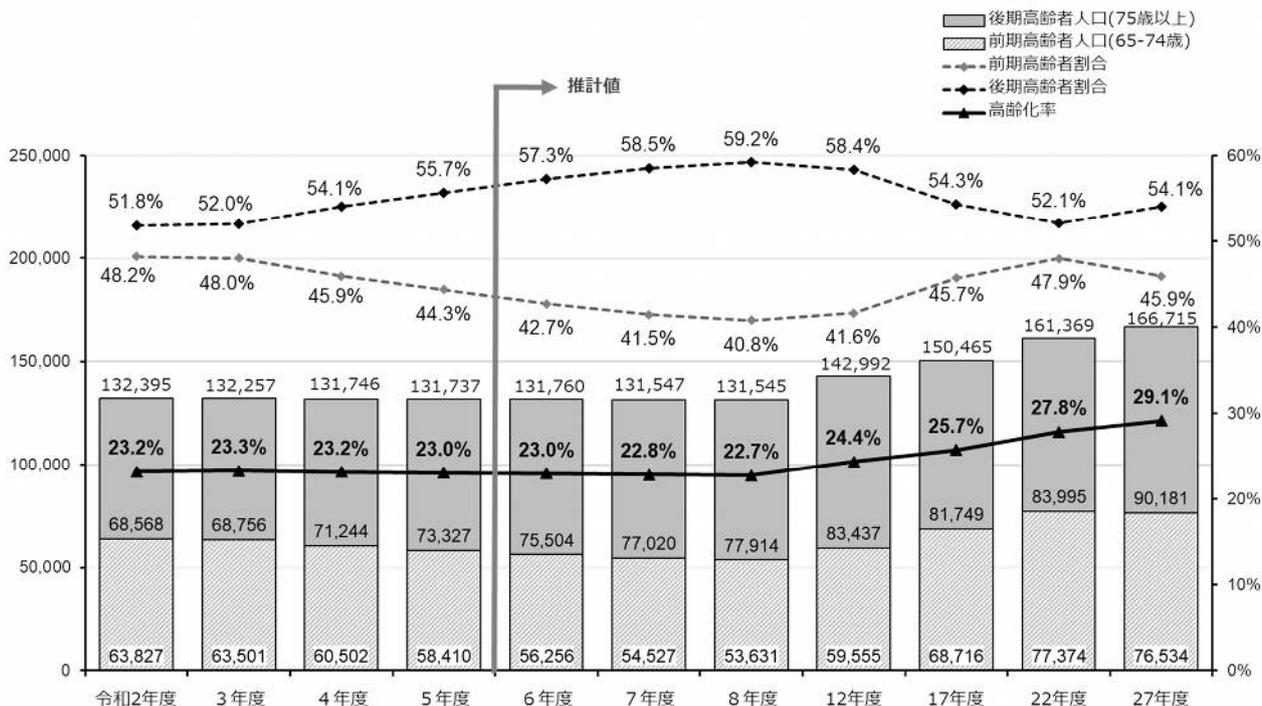
1 高齢者人口、資源等の状況

1(1)(2)は令和5年7月時点の人口を基にした推計値。
後日、10月時点人口での推計に差替えます。

(1) 高齢者人口の推移・将来推計

板橋区の高齢者人口(65歳以上)は、令和2(2020)年度は132,395人、令和5(2023)年度には131,737人となり、若干の減少が見られますが、後期高齢者人口は令和2(2020)年度は68,568人、令和5(2023)年度には73,327人となり、3年間で約6.9%増加しています。

また、現時点の推計では、令和8(2026)年度には後期高齢者割合が6割弱まで上昇することが見込まれています。



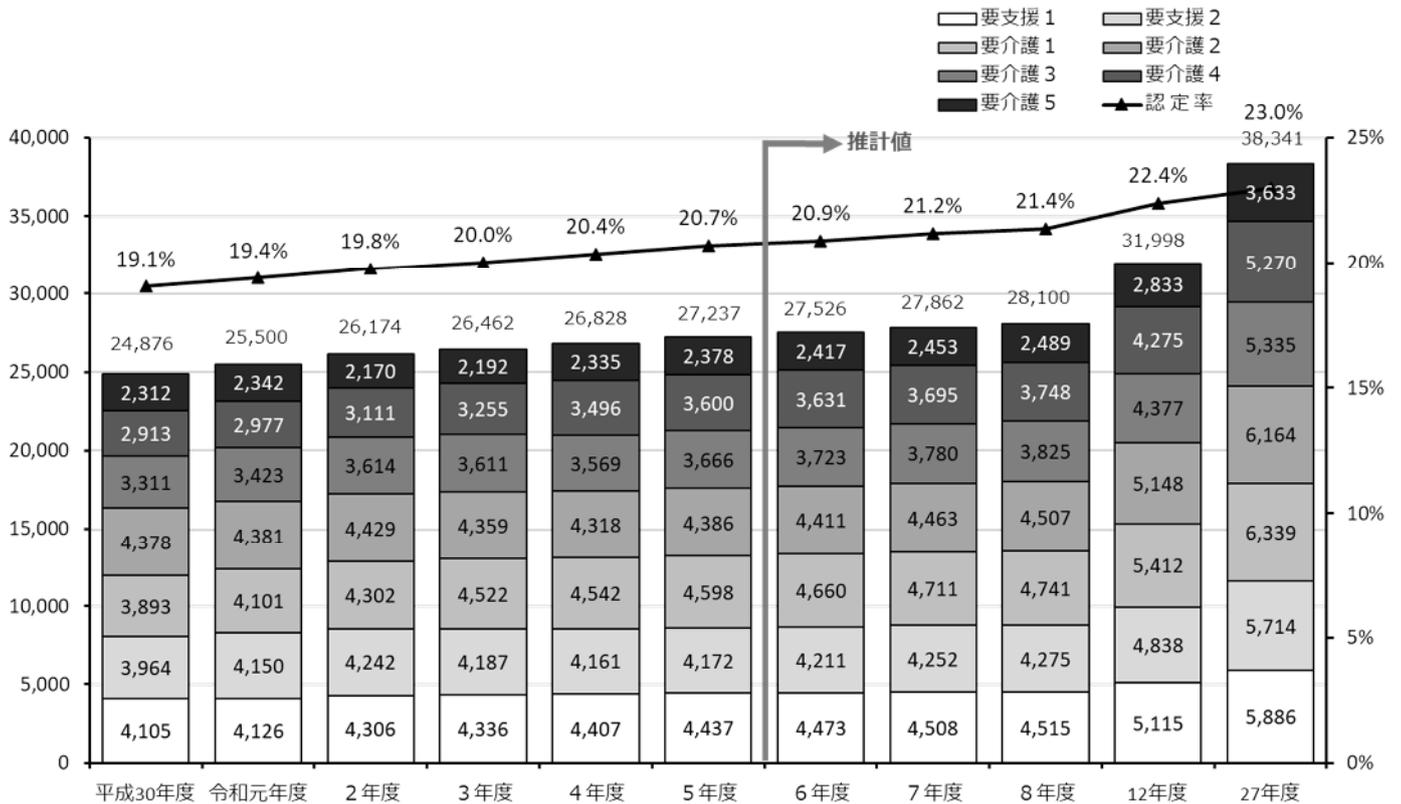
年度	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
総人口	570,951	568,457	568,996	571,577	574,069	576,386	578,604	586,566	584,475	579,743	572,286
40歳以上65歳未満(第2号被保険者)	193,687	194,774	196,353	197,111	198,188	198,996	199,347	200,892	195,628	187,985	180,861
65歳以上人口	132,395	132,257	131,746	131,737	131,760	131,547	131,545	142,992	150,465	161,369	166,715
前期高齢者人口	63,827	63,501	60,502	58,410	56,256	54,527	53,631	59,555	68,716	77,374	76,534
(前期高齢者割合)	48.2%	48.0%	45.9%	44.3%	42.7%	41.5%	40.8%	41.6%	45.7%	47.9%	45.9%
後期高齢者人口	68,568	68,756	71,244	73,327	75,504	77,020	77,914	83,437	81,749	83,995	90,181
(後期高齢者割合)	51.8%	52.0%	54.1%	55.7%	57.3%	58.5%	59.2%	58.4%	54.3%	52.1%	54.1%
高齢化率	23.2%	23.3%	23.2%	23.0%	23.0%	22.8%	22.7%	24.4%	25.7%	27.8%	29.1%

※各年度10月1日現在(外国人を含む) ※令和5(2023)年度は7月1日時点の人口
 ※令和6(2024)～8(2026)年度は、住民基本台帳人口を基にした、コーホート変化率法で算出している。
 ※令和12(2030)～27(2045)年度は、平成30(2018)年度改定の「板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)」より引用している。
 ※前期高齢者人口は65歳以上75歳未満の人口を、後期高齢者人口は75歳以上の人口を表す。

(2) 要介護（要支援）度別認定者数の推移・将来推計

要介護（要支援）認定者数については、後期高齢者数と同様に増加傾向にあります。平成30（2018）年度は24,876人、令和5（2023）年度には27,237人となり、この間、約9.5%増加しています。

現時点の推計では、令和7（2025）年度の認定者数は27,862人、認定率は21.2%に上昇すると見込まれています。その後も、認定者数・認定率とも上昇していくことが見込まれ、令和27（2045）年度には認定者38,341人、認定率23.0%と推計しています。



年度	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和27年度 (2045)
要支援1	4,105	4,126	4,306	4,336	4,407	4,437	4,473	4,508	4,515	5,115	5,886
要支援2	3,964	4,150	4,242	4,187	4,161	4,172	4,211	4,252	4,275	4,838	5,714
要介護1	3,893	4,101	4,302	4,522	4,542	4,598	4,660	4,711	4,741	5,412	6,339
要介護2	4,378	4,381	4,429	4,359	4,318	4,386	4,411	4,463	4,507	5,148	6,164
要介護3	3,311	3,423	3,614	3,611	3,569	3,666	3,723	3,780	3,825	4,377	5,335
要介護4	2,913	2,977	3,111	3,255	3,496	3,600	3,631	3,695	3,748	4,275	5,270
要介護5	2,312	2,342	2,170	2,192	2,335	2,378	2,417	2,453	2,489	2,833	3,633
合計	24,876	25,500	26,174	26,462	26,828	27,237	27,526	27,862	28,100	31,998	38,341
認定率	19.1%	19.4%	19.8%	20.0%	20.4%	20.7%	20.9%	21.2%	21.4%	22.4%	23.0%

※各年度9月末時点の実数（令和5年度は6月末時点）※令和6（2024）年度以降は推計値

※認定者数は、第1号被保険者のみ（第2号被保険者数は含まず）

※認定率：認定者数（第1号被保険者のみ）÷高齢者数（65歳以上人口）

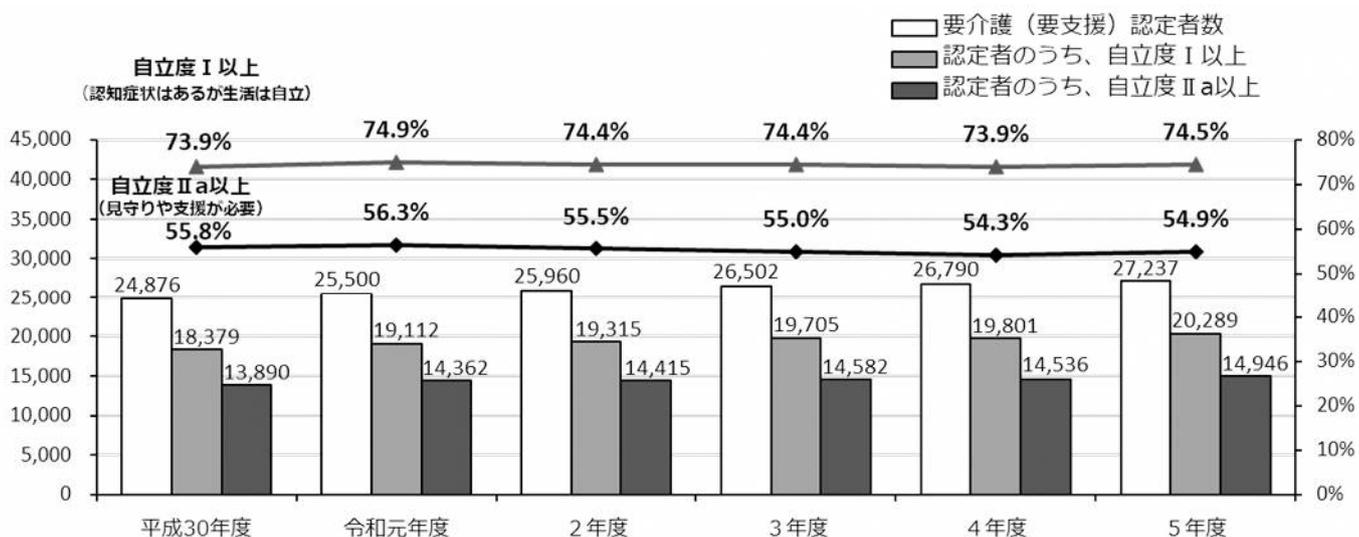
(3) 認知症高齢者数の推移・将来推計

(3)は令和5年6月末時点の認定者数を基にした数値。
後日、9月末時点認定者での数値に差替えます。

① 認知症高齢者数の推移

要介護（要支援）認定者のうち、認知機能の低下が見られる高齢者の数は年々増加しており、日常生活自立度Ⅱa以上（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さは多少みられるが、誰かが注意していれば自立できる状態）の方は平成30(2018)年度は13,890人、令和5（2023）年度には14,946人となっており、この間の増加率は7.6%に上っています。

認定者数の伸びも大きいことから、認定者に占める認知症高齢者の割合は近年やや横ばいで推移しており、令和5（2023）年度の自立度Ⅱa以上割合は54.9%、自立度Ⅰ以上(何らかの認知症状を有するが、日常生活はほぼ自立している)の方を含めると74.5%となっています。



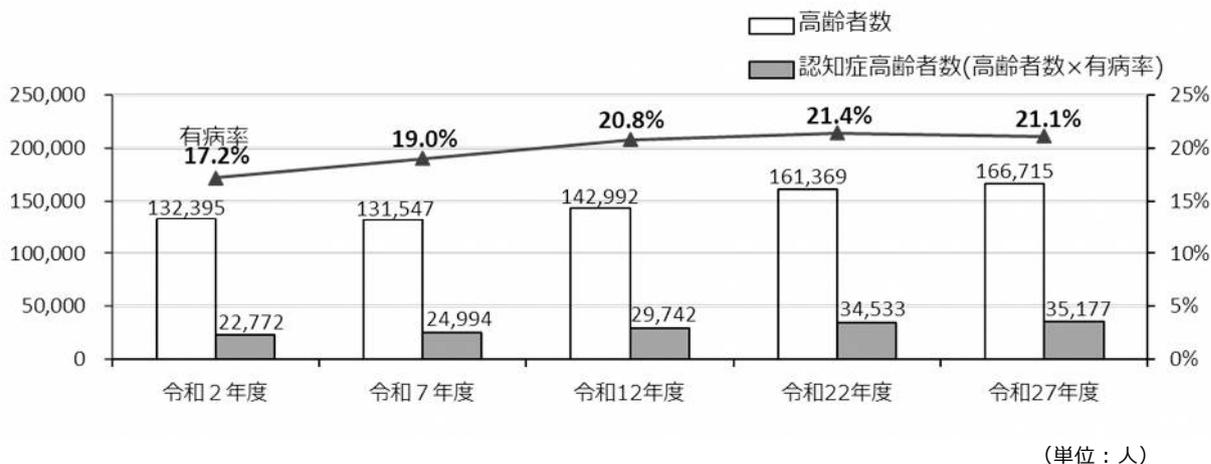
(単位: 人)

年度	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
要介護（要支援）認定者数	24,876人	25,500人	25,960人	26,502人	26,790人	27,237人
日常生活自立度Ⅰ以上人数	18,379人	19,112人	19,315人	19,705人	19,801人	20,289人
(認定者のうちⅠ以上の割合)	73.9%	74.9%	74.4%	74.4%	73.9%	74.5%
日常生活自立度Ⅱa以上人数	13,890人	14,362人	14,415人	14,582人	14,536人	14,946人
(認定者のうちⅡa以上割合)	55.8%	56.3%	55.5%	55.0%	54.3%	54.9%

※認定者数は、第1号被保険者のみ（第2号被保険者は含まず）、各年度9月末時点（令和5年度は6月末時点）
※日常生活自立度別人数は、主治医意見書による。

② 認知症高齢者の将来推計

研究による有病率を基にした試算では、認知症高齢者数は令和7（2025）年に高齢者全体の19.0%にあたる24,994人、令和27（2045）年には21.1%にあたる35,177人となると推計され、増加傾向が続くと見込まれています。



(単位：人)

年度	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
高齢者数	132,395	131,547	142,992	161,369	166,715
有病率 (研究による推計値)	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%	21.1%
認知症高齢者数 (有病率による推計値)	22,772	24,994	29,742	34,533	35,177

※高齢者数は令和2年度は10月時点の実数、令和7年度以降は推計値

※推計値の有病率：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値より

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II a	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ 等
II b	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない 等
III a	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為 等
III b	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態 等

(4) 65歳健康寿命

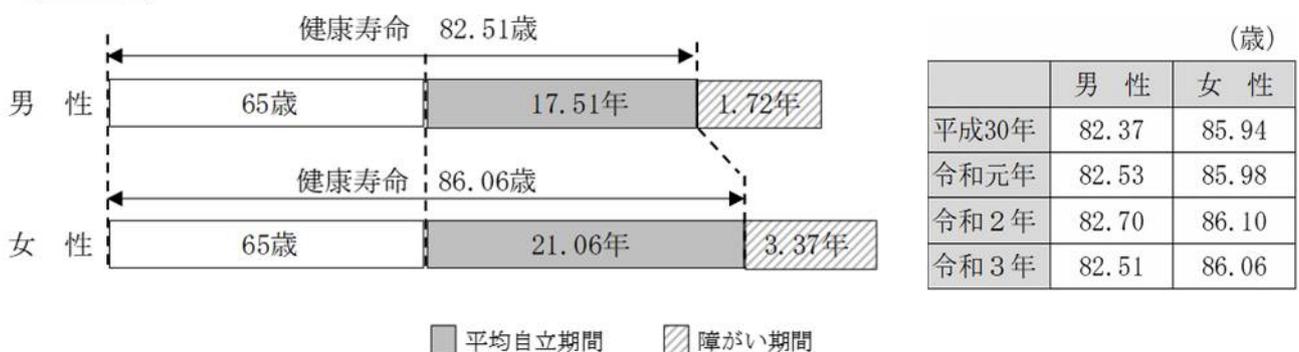
板橋区の65歳健康寿命（東京保健所長会方式）は、要介護2以上の認定を受けるまでの期間を健康と考えた場合、令和3（2021）年で、男性で82.51歳、女性で86.06歳となっています。（下図参照 ※）

東京都の平均と比較すると、男性はやや短く、女性はほぼ同じ値となっています。東京23区内で見ると男性は17番目に、女性14番目に長くなっています。

男性と女性の平均自立期間を比較すると、男性は約17年、女性は約21年と約4年の差があります。障がい期間についても男性は約1.7年、女性は3.4年と約1.7年の差があり平均自立期間、障がい期間とも男性が女性より短い傾向にあります。

▼板橋区の男女別65歳健康寿命

令和3年



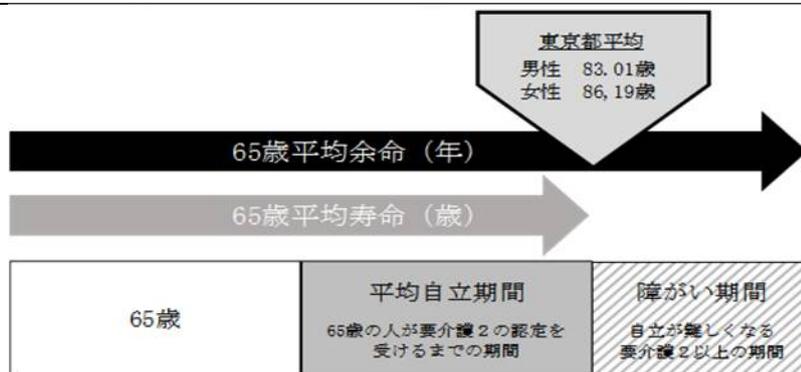
▼ 65歳健康寿命（東京保健所長会方式）について

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を健康寿命と言います。

国の「健康寿命延伸プラン」においては、国民生活基礎調査による「日常生活に制限のない期間の平均」を健康寿命としていますが、算出頻度が3年に1度であることや区市町村毎での算出ができないことから、要介護2以上を不健康と定義した「日常生活動作が自立している期間の平均」を補完指標として活用することとしています。

東京都では「65歳健康寿命」という算出方法で、毎年、都内の区市町村の健康寿命を算出し、比較できるようにしています。

$$65 \text{ 歳健康寿命} = 65 \text{ 歳} + 65 \text{ 歳の人}が \text{要介護}2 \text{ を受けるまでの期間の平均}$$



※資料：東京都福祉保健局 令和3年65歳健康寿命算出結果区市町村一覧
東京都が算出している「要支援1以上」と「要介護2以上」の2種類のデータのうち、要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した65歳健康寿命を引用している。

(5) 板橋区の生産年齢人口

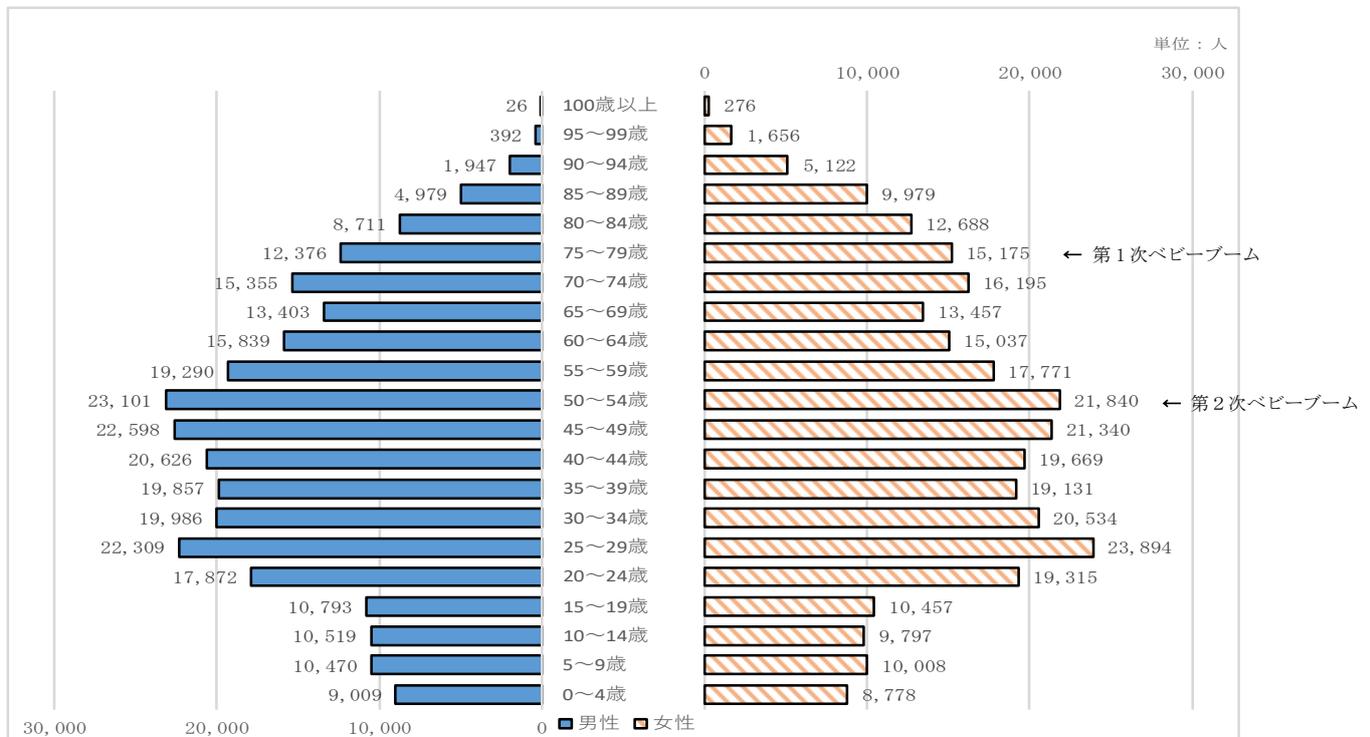
板橋区の人口構造を人口ピラミッドで見ると、日本の人口ピラミッドと同様に、第1次ベビーブームと第2次ベビーブームを山とするつぼ型の構造となっています。

第2次ベビーブーム世代である50～54歳の年代層に加えて、比較的若い25～29歳の層が多いことが板橋区の特徴となっています。

生産年齢人口の推移を見ると、男性は令和2（2020）年度が68.10%、令和5年（2023）年度が68.80%、女性は令和2（2020）年度が64.02%、令和5年（2023）年度が64.70%とやや増加傾向にあります。

また、年少人口（0～14歳）は人口全体の約10%程度と極端に少なく、今後は生産年齢人口が高齢化しながら減少することに伴い、医療・介護ニーズが拡大し、社会保障費が増大していくことが懸念されます。

▼板橋区の人口構造の現状



▼年齢3区分別人口の推移

年度・性別	平成29年度 (2017年度)		令和2年度 (2020年度)		令和5年度 (2023年度)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総人口	276,806	284,518	279,968	290,983	279,458	292,119
年少人口 (0～14歳)	31,823 11.50%	29,991 10.54%	31,662 11.31%	29,968 10.30%	29,998 10.73%	28,583 9.78%
生産年齢人口 (15～64歳)	188,719 68.18%	181,626 63.84%	190,646 68.10%	186,280 64.02%	192,271 68.80%	188,988 64.70%
高齢人口 (65歳以上)	56,264 20.32%	72,901 25.62%	57,660 20.59%	74,735 25.68%	57,189 20.47%	74,548 25.52%

※下段は構成比率

※資料：住民基本台帳（各年度10月時点、令和5年度は7月時点）

(6) 区内の介護保険指定事業者数

(6)は9月時点の事業者数。後日、12月時点に差し替えます。

前計画期間における区内の介護保険指定事業所数は以下のとおりです。令和3（2021）年度と比較すると令和5（2023）年度は、①居宅サービスと②施設サービスは横ばい、③地域密着型サービスは増加となっています。なお、②のうち介護療養型医療施設（療養型）は、介護保険法の改正に従い、令和4（2022）年度までに介護医療院に移行しています。

① 居宅サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
介護サービス	居宅介護支援	142		138		135	
	訪問介護	167		162		162	
	訪問入浴介護	4		4		4	
	訪問看護	58		68		71	
	通所介護	73		70		71	
	訪問リハビリテーション	7		7		7	
	通所リハビリテーション	2		1		1	
	短期入所生活介護	24		24		24	
	特定施設入居者生活介護	53		56		57	
	福祉用具貸与	37		35		34	
	特定福祉用具販売	35		33		32	
合 計		602		598		598	
介護予防サービス	介護予防支援	19		19		19	
	介護予防訪問入浴介護	4		4		4	
	介護予防訪問看護	57		67		69	
	介護予防訪問リハビリテーション	7		7		7	
	介護予防通所リハビリテーション	1		1		1	
	介護予防短期入所生活介護	24		24		24	
	介護予防特定施設入居者生活介護	48		52		53	
	介護予防福祉用具貸与	36		34		33	
	介護予防福祉用具販売	35		33		32	
事業合	訪問型サービス	137		127		127	
	通所型サービス	119		117		122	
合 計		487		485		491	
② 施設サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
介護老人福祉施設（特養）		18	2,017	18	2,021	18	2,021
介護老人保健施設（老健）		9	1,171	10	1,325	10	1,325
介護療養型医療施設（療養型）		3	210	0	0	0	0
介護医療院		2	88	4	184	4	204
合 計		32	3,486	32	3,530	32	3,550
③ 地域密着型サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		5		7		8	
小規模多機能型居宅介護		10		10		11	
看護小規模多機能型居宅介護		1		1		1	
認知症対応型共同生活介護		27		27		29	
認知症対応型通所介護		17		15		13	
夜間対応型訪問介護		1		2		2	
地域密着型通所介護		66		64		68	
地域密着型特定施設入居者生活介護		1		1		1	
合 計		128		127		133	

※東京都福祉局ホームページ等による。

※各年度、年度末時点。令和5（2023）年度は9月時点。

(7) 区内の介護サービス基盤の整備状況

介護サービス基盤の整備については、原則、日常生活圏域ごとに整備を進めていますが、介護サービスの提供体制の確保にあたっては、隣接する日常生活圏域における整備状況も重要であることから、より広域の地理的区分である5地域（板橋地域・常盤台地域・志村地域・赤塚地域・高島平地域）にて、介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）及び地域密着型サービスの整備状況をあらわしました。

将来にわたり、区内全域で必要なサービスが過不足なく提供できるよう、既存施設の利用状況等を見定めながら、必要に応じた整備を推進してまいります。

① 板橋地域（板橋圏域・熊野圏域・仲宿圏域・仲町圏域・富士見圏域）



介護保険施設	事業所数
🏠 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
△ 介護老人保健施設	2
○ 介護医療院	1
地域密着型サービス	事業所数
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
⦿ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（サテライト事業所）	1
▲ 小規模多機能型居宅介護	1
★ 看護小規模多機能型居宅介護	0
🏠 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	1
★ 認知症対応型通所介護	1
■ 夜間対応型訪問介護	0
◆ 地域密着型通所介護	12
■ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0

（令和5年8月時点）

② 常盤台地域（常盤台圏域・大谷口圏域・桜川圏域）



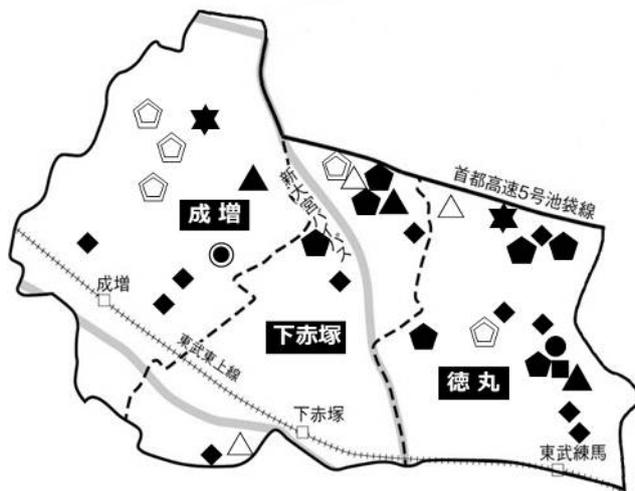
介護保険施設	事業所数
🏠 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
△ 介護老人保健施設	0
○ 介護医療院	1
地域密着型サービス	事業所数
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
⦿ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（サテライト事業所）	1
▲ 小規模多機能型居宅介護	3
★ 看護小規模多機能型居宅介護	0
🏠 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	7
★ 認知症対応型通所介護	3
■ 夜間対応型訪問介護	0
◆ 地域密着型通所介護	17
■ 地域密着型特定施設入居者生活介護	1

③ 志村地域（清水圏域・志村坂上圏域・前野圏域・中台圏域）



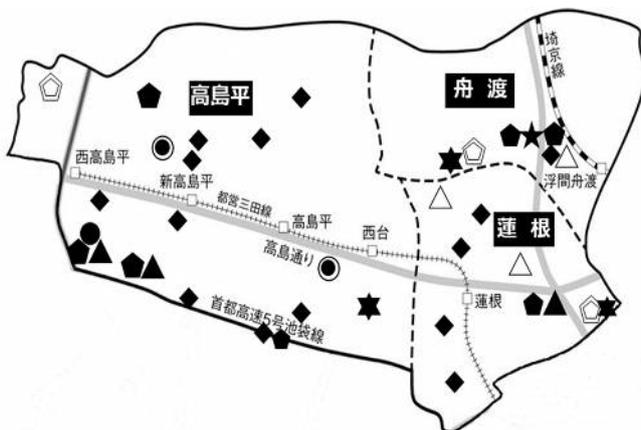
介護保険施設	事業所数
🏠 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	6
△ 介護老人保健施設	2
○ 介護医療院	2
地域密着型サービス	事業所数
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3
◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（サテライト事業所）	0
▲ 小規模多機能型居宅介護	2
★ 看護小規模多機能型居宅介護	0
🏠 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	7
★ 認知症対応型通所介護	5
■ 夜間対応型訪問介護	1
◆ 地域密着型通所介護	13
■ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0

④ 赤塚地域（徳丸圏域・下赤塚圏域・成増圏域）



介護保険施設	事業所数
🏠 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	5
△ 介護老人保健施設	3
○ 介護医療院	0
地域密着型サービス	事業所数
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（サテライト事業所）	1
▲ 小規模多機能型居宅介護	3
★ 看護小規模多機能型居宅介護	0
🏠 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	7
★ 認知症対応型通所介護	2
■ 夜間対応型訪問介護	1
◆ 地域密着型通所介護	11
■ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0

⑤ 高島平地域（蓮根圏域・舟渡圏域・高島平圏域）



介護保険施設	事業所数
🏠 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3
△ 介護老人保健施設	3
○ 介護医療院	0
地域密着型サービス	事業所数
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
◎ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（サテライト事業所）	2
▲ 小規模多機能型居宅介護	3
★ 看護小規模多機能型居宅介護	1
🏠 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	7
★ 認知症対応型通所介護	3
■ 夜間対応型訪問介護	0
◆ 地域密着型通所介護	14
■ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0

2 介護保険ニーズ調査結果から見た高齢者の状況と課題

(1) 調査の概要

区では、本計画の策定にあたり、高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用状況、介護サービス事業所の人材確保の状況や運営に関する課題を把握するため、令和4（2022）年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「介護サービス事業所調査」など、下記の調査を実施しました。

▼介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	要介護1～5の認定を受けていない高齢者 (事業対象者(元気力チェックリストで生活機能の低下が見られると判定を受けたことのある方)、要支援1・2の認定を受けている方を含む)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年11月8日～12月2日
調査対象者数	5,500名
有効回収率	60.9%

▼介護保険ニーズ調査

調査対象者	要介護1・2の認定を受けている高齢者 要介護3～5の認定を受けており、在宅サービスを利用している高齢者
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年11月8日～12月2日
調査対象者数	要介護1・2 2,500名 要介護3・4・5 2,400名
有効回収率	43.3%

▼介護サービス事業所調査

調査対象者	区内介護保険サービス事業所
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年11月8日～12月2日
調査対象者数	716事業所
有効回収率	66.6%

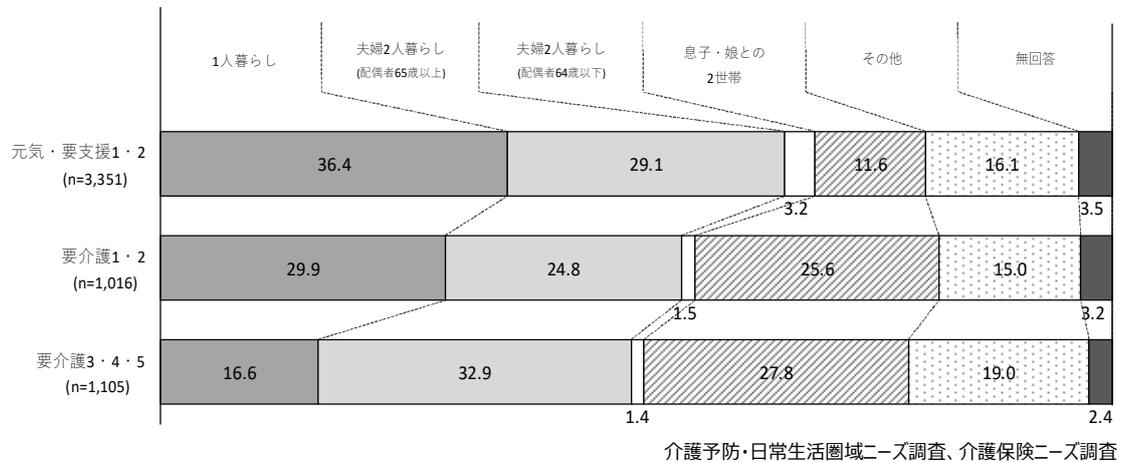
▼在宅介護実態調査

調査対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、調査期間中に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
調査方法	聞き取り調査
調査期間	令和4年4月21日～令和5年3月31日
調査対象者数	636名(協力者数)
有効回収率	100%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において、要介護1～5、要支援1・2の認定を受けていない回答者を元気高齢者(元気)と表記しています。

(2) 高齢者世帯の状況

【図表1】 家族構成



【現状と課題】

- ・高齢者のみで暮らしている世帯が、元気・要支援1・2では全体の6割を超え、要介護1・2、要介護3・4・5でも約5割います。(図表1)
- ・1人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加により、高齢者の社会的孤立への対応が課題となっています。地域社会とのつながりの希薄化を防ぐため、行政、民生委員・児童委員、民間事業者などの多様な主体による地域での見守り体制の拡充が必要とされています。

➡【施策の柱④：高齢者の見守り支援の充実】(P. 42)

【図表2】 住み替え希望 (上位5位のみ/その他・無回答除く)

	要介護1・2 (n=1,016)		要介護3・4・5 (n=1,105)	
第1位	今のまま、住み続けたい	57.2%	今のまま、住み続けたい	63.3%
第2位	不便な所を改修し、今のところに住み続けたい	10.5%	不便な所を改修し、今のところに住み続けたい	11.0%
第3位	特別養護老人ホーム	6.6%	特別養護老人ホーム	10.0%
第4位	有料老人ホーム・都市型軽費老人ホーム	3.8%	高齢者向け賃貸住宅	1.8%
第5位	高齢者向け賃貸住宅	2.7%	・有料老人ホーム・都市型軽費老人ホーム ・エレベーターのあるアパート・マンション	1.4%

介護保険ニーズ調査

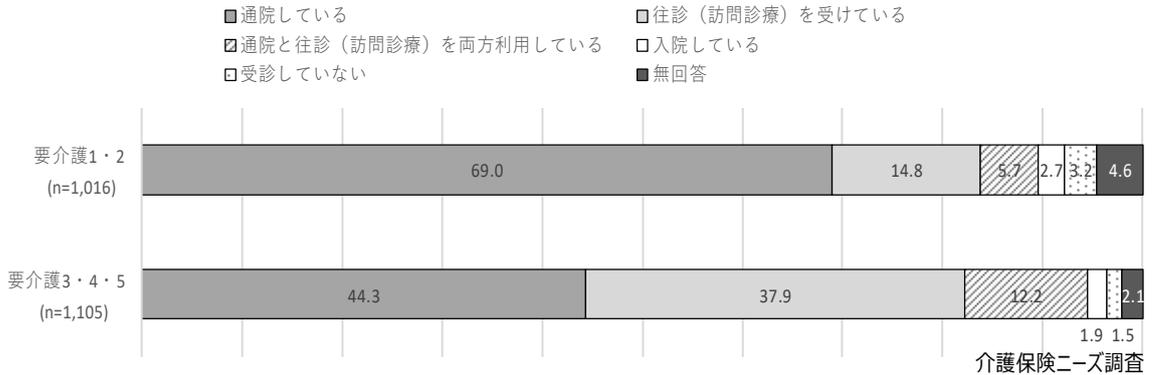
【現状と課題】

- ・「今のまま、住み続けたい」「不便な所を改修し、今のところに住み続けたい」と考えている方がいずれの調査でも、約7割を占めており、特に要介護1・2の方に比べ、要介護3・4・5の方の割合が高くなっています。(図表2)
- ・在宅生活を希望する高齢者のニーズが高いことから、地域密着型サービスの整備等、介護が必要な状態となっても、安心して在宅で暮らすための取組を推進していくことが重要です。

➡【施策の柱⑤：在宅生活を支える介護基盤の整備】(P. 43)

(3) 健康・医療

【図表3】 医療機関の受診状況

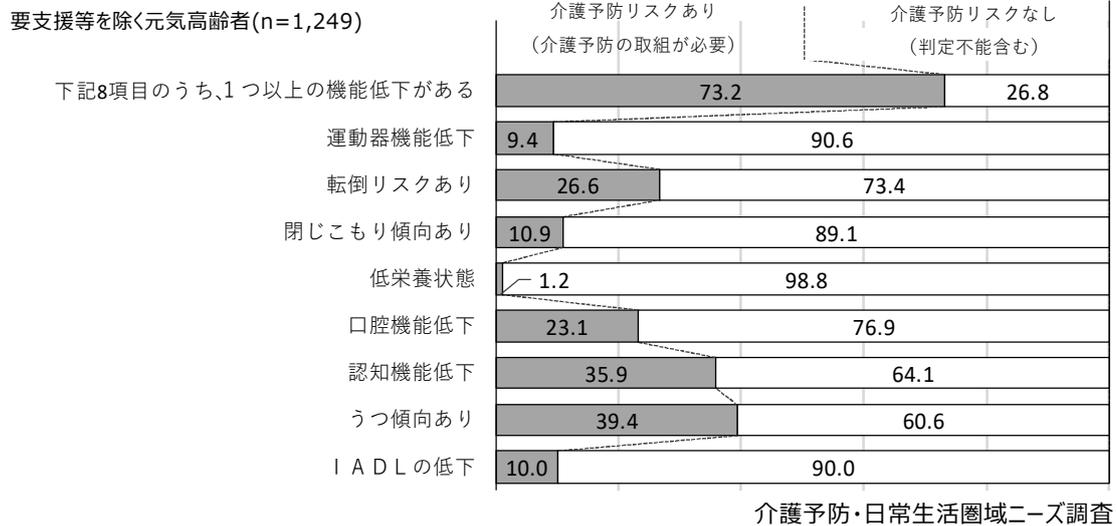


【現状と課題】

- ・往診や訪問診療を利用している方の割合は介護度が上がるにつれて高くなり、要介護3・4・5では5割を超えています。(図表3)
- ・介護が必要になっても自宅で安心して暮らせるよう、必要な時に必要な介護サービスを利用できる基盤を整備することが必要です。

➔ 【施策の柱⑤：在宅生活を支える介護基盤の整備】 (P. 43)

【図表4】 介護予防の取組が必要な方の割合



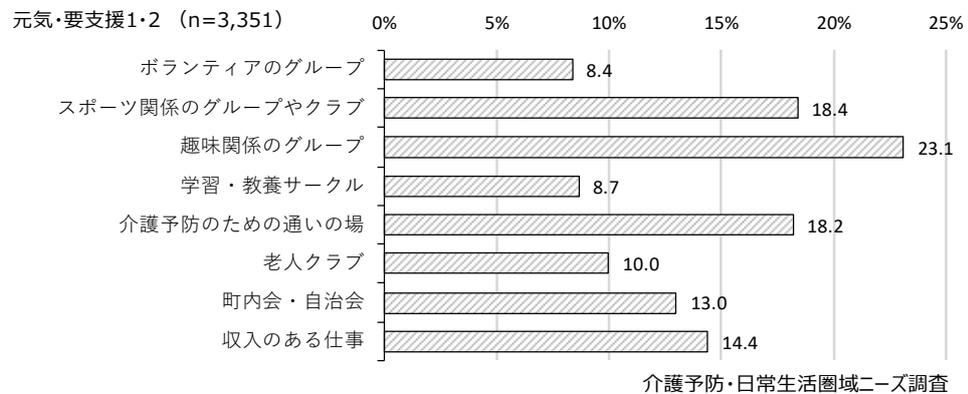
【現状と課題】

- ・要支援認定等を受けていない元気高齢者のうち、認知機能や口腔機能などに1つ以上の機能低下があり、何らかの介護予防の取組が必要な方は全体の7割を超えています。(図表4)
- ・いつまでも元気で自立した生活を営むことができるよう、認定を受けていない時期から、介護予防を推進していく取組が必要です。

➔ 【施策の柱②：自立支援、介護予防又は重度化防止の推進】 (P. 42)

(4) 社会参加・助け合いについて

【図表5】 「介護予防の通いの場」などの社会活動への参加状況（年数回以上参加している割合）

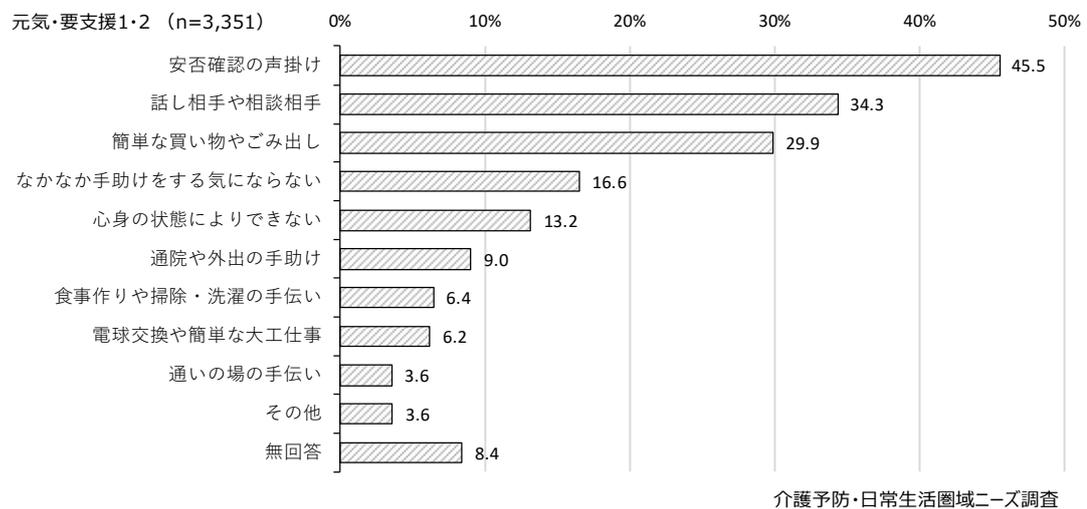


【現状と課題】

- ・社会活動に定期的に参加している方は、最も多い「趣味関係のグループ」は2割強、スポーツ関係のグループやクラブ、介護予防のための通いの場は2割弱となっており、多様な参加が見られます。（図表5）
- ・高齢者の孤立や孤独を防ぐためにも、気軽にかつ安全に社会参加できる環境づくりが必要です。

➡ 【施策の柱①：生きがいつくりと社会参加の促進】（P. 42）

【図表6】 近所に手助けを必要とする方がいた場合にできること（複数回答）



【現状と課題】

- ・近所に手助けを必要とする方がいた場合にできることは「安否確認の声掛け」で約45%となっており、地域での支え合いに協力的な方は多くいます。（図表6）
- ・地域共生社会を実現していくために、地域住民による支え合いと公的支援を連動させ、切れ目のない取組を進める必要があります。

➡ 【施策の柱③：多様な主体が支え合うまちづくり】（P. 42）

(5) 介護に関すること

【図表7】 介護が必要になった理由（上位5位のみ／その他・無回答除く）

	元気・要支援1・2 (n=1,092)		要介護1・2 (n=840)		要介護3・4・5 (n=1,105)	
第1位	高齢による衰弱	24.6%	認知症 (アルツハイマー病等)	29.5%	認知症 (アルツハイマー病等)	26.7%
第2位	骨折・転倒	21.7%	骨折・転倒	24.8%	・脳卒中(脳出血・脳梗塞) ・骨折・転倒	25.2%
第3位	心臓病	12.5%	高齢による衰弱	21.4%	高齢による衰弱	15.6%
第4位	関節の病気 (リウマチ等)	10.0%	脳卒中 (脳出血・脳梗塞)	13.3%	心臓病	10.0%
第5位	脳卒中 (脳出血・脳梗塞)	9.1%	心臓病	8.9%	糖尿病	8.4%

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護保険ニーズ調査

【現状と課題】

- ・介護が必要になった理由は、元気・要支援1・2では「高齢による衰弱」や「骨折・転倒」が多くなっており、要介護1・2以上になると「認知症（アルツハイマー病等）」も多くなっています。（図表7）
- ・健康寿命の延伸には、「骨折・転倒」「認知症（アルツハイマー病等）」の疾病等の予防が重要です。一般介護予防事業や認知症初期集中支援事業などの取組を推進していく必要があります。
 - ➔【施策の柱②：自立支援、介護予防又は重度化防止の推進】（P. 42）
 - ➔【施策の柱③：多様な主体が支え合うまちづくり】（P. 42）

【図表8】 家族介護者が介護をするうえで困っていること（上位5位のみ／その他・無回答除く）

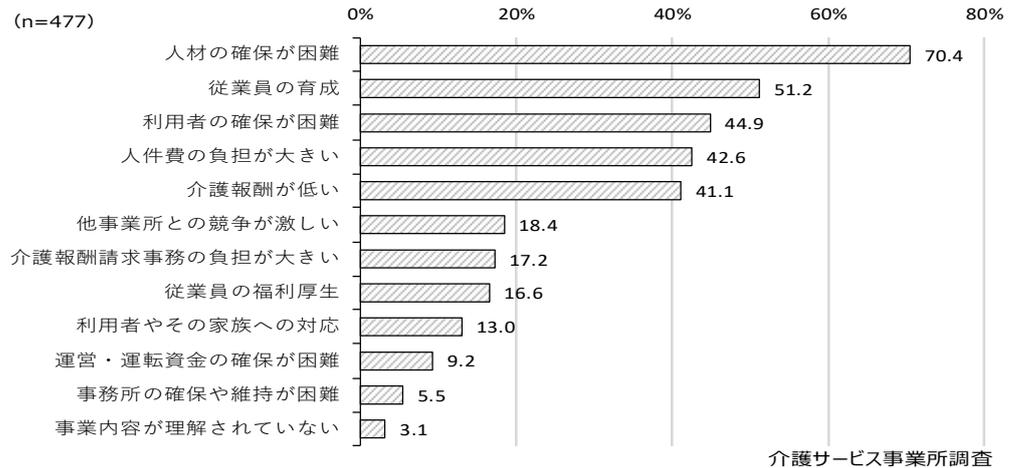
	要支援1・2 (n=124)		要介護1・2 (n=251)		要介護3・4・5 (n=226)	
第1位	日中、家を空けるのを不安に感じる	33.1%	介護にストレスを感じることもある	53.4%	介護にストレスを感じることもある	70.8%
第2位	・介護にストレスを感じることもある ・精神的負担が大きい	32.3%	精神的負担が大きい	48.6%	精神的負担が大きい	65.5%
第3位	特になし	22.6%	日中、家を空けるのを不安に感じる	43.8%	日中、家を空けるのを不安に感じる	62.4%
第4位	・自分の自由になる時間を持ってない ・身体的負担が大きい(睡眠不足・腰痛など)	21.8%	自分の自由になる時間を持ってない	36.7%	身体的負担が大きい(睡眠不足・腰痛など)	61.1%
第5位	適切な介護方法が分からない	20.2%	身体的負担が大きい(睡眠不足・腰痛など)	33.5%	自分の自由になる時間を持ってない	58.0%

在宅介護実態調査

【現状と課題】

- ・家族介護者が介護をするうえで困っていることは、要支援1・2では「日中、家を空けるのを不安に感じる」、要介護1・2以上になると「介護にストレスを感じることもある」が最も多くなっています。（図表8）
- ・在宅生活を継続するためには、家族介護者の負担を軽減することも重要です。在宅生活を支えるための介護基盤を整備していくとともに、相談窓口や交流の場の周知などの家族介護者支援の取組も推進していく必要があります。
 - ➔【施策の柱⑤：在宅生活を支える介護基盤の整備】（P. 43）

【図表 9】 介護事業所の運営に関する課題（複数回答）



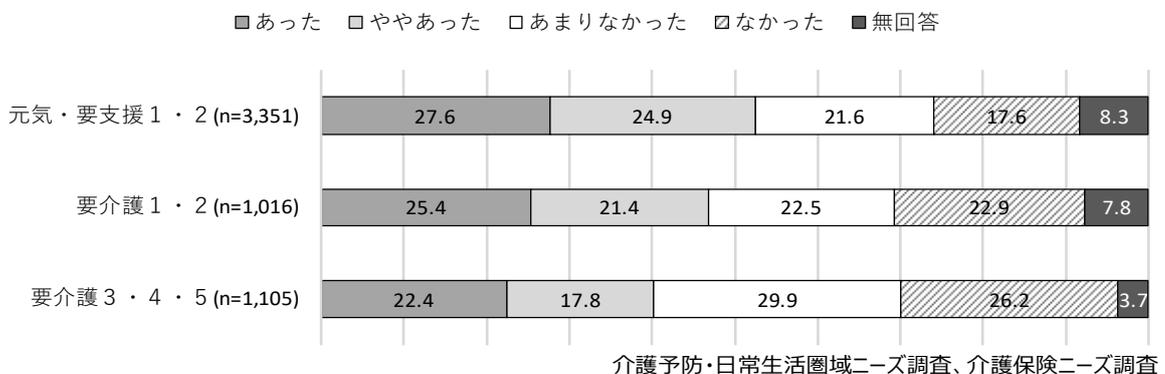
【現状と課題】

- ・介護事業所の運営に関する課題は「人材の確保が困難」や「従業員の育成」が多くなっています。（図表 9）
- ・介護事業所では人材不足が続いています。高齢者の生活を支える質の高い介護サービスを安定して提供していくためには、介護人材の確保・育成・定着支援の取組をより一層推進していくことが求められています。

➡【施策の柱⑥：持続可能な介護保険事業の運営】（P. 43）

（6）新型コロナウイルス感染症による影響

【図表 10】 新型コロナウイルス感染症の影響による変化の有無



【図表 11】 新型コロナウイルス感染症の影響によっておきた変化（複数回答・上位 5 位のみ）

	元気・要支援 1・2 (n=1,758)		要介護 1・2 (n=475)		要介護 3・4・5 (n=445)	
第1位	外出する回数 そのものが減った	83.7%	外出する回数 そのものが減った	76.4%	外出する回数 そのものが減った	67.2%
第2位	友人や知人に会う 回数が減った	69.2%	足腰などの筋力が 低下した	61.1%	足腰などの筋力が 低下した	59.1%
第3位	足腰などの筋力が 低下した	53.6%	他の人と会話する機会 が減った	51.6%	明らかに体力が 低下した	49.2%
第4位	他の人と会話する機会 が減った	52.6%	友人や知人に会う 回数が減った	48.2%	友人や知人に会う 回数が減った	42.9%
第5位	明らかに体力が 低下した	44.8%	明らかに体力が 低下した	42.1%	他の人と会話する機会 が減った	41.8%

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護保険ニーズ調査

【現状と課題】

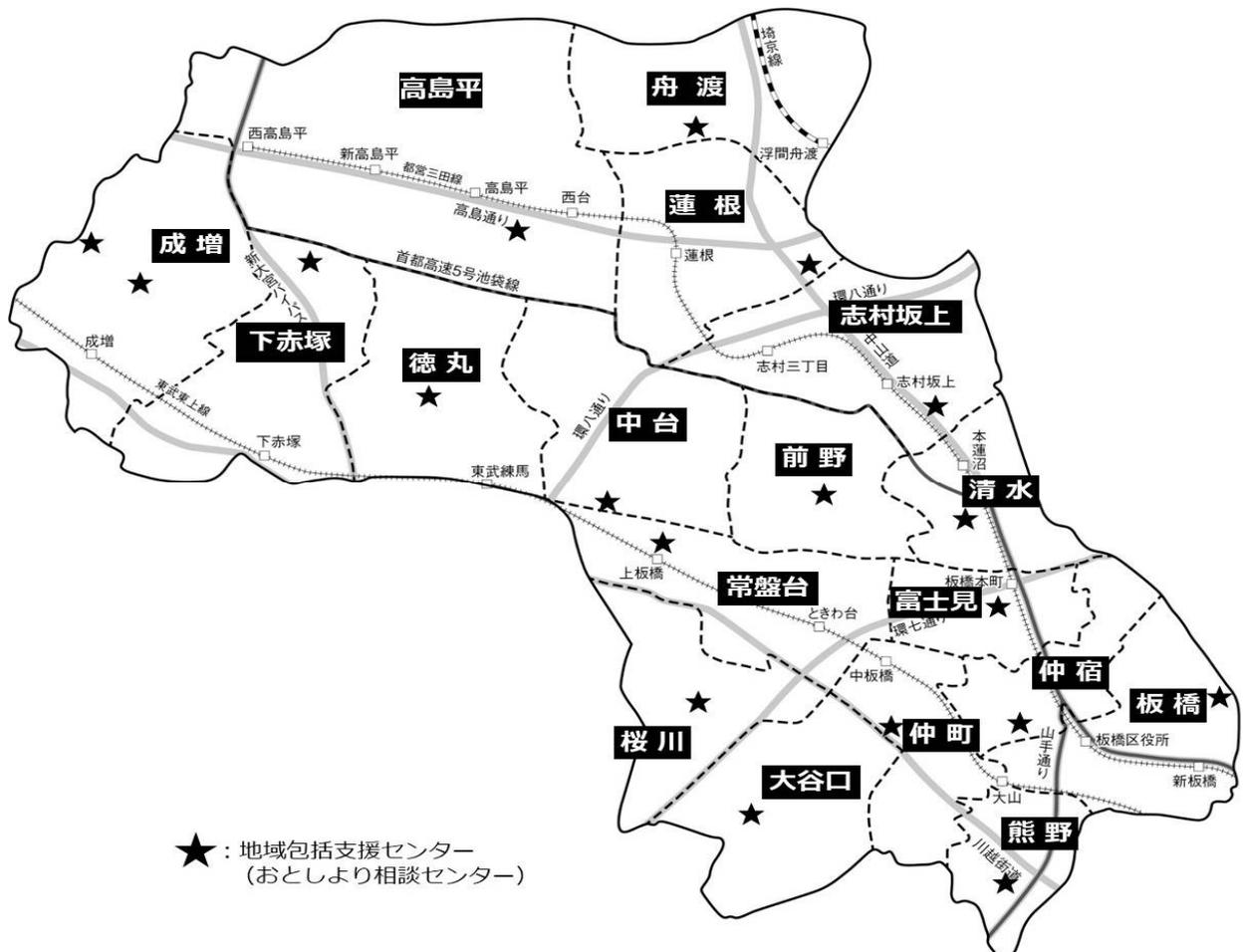
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による変化は元気・要支援1・2、要介護1・2では約5割、要介護3・4・5でも約4割みられます。(図表10)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による変化としては、元気・要支援1・2では「外出する回数そのものが減った」や「友人や知人に会う回数が減った」が多くなっており、要介護1・2以上では「足腰などの筋力が低下した」も多くなっています。(図表11)
- ・新型コロナウイルス感染症による、高齢者の外出控えなどの影響で、体力の低下や認知症状の進行、社会的孤立などが懸念されています。新型コロナウイルス感染症が高齢者の心身機能に与えた影響について分析を進めるとともに、オンラインを活用した講座開催等、新しい生活様式下での介護予防事業や地域づくりのあり方についても検討する必要があります。
 - ➡【施策の柱①】：生きがいつくりと社会参加の促進】(P.42)
 - ➡【施策の柱②】：自立支援、介護予防又は重度化防止の推進】(P.42)

3 日常生活圏域

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、保険者が定める区域をいい、厚生労働省によると、地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される「日常生活圏域」を単位として想定されており、地域の多様な主体が自主的・主体的に地域の特性に応じてつくり上げていくものとされています。

区では、区内に18か所ある地域センターの管轄区域を区が計画立案や施策展開を行うにあたって拠って立つべき地理的区分としており、様々な地域活動等もこれらの地区をベースとして行われていることから、「日常生活圏域」も18区域に設定して、各圏域における住民の主体的な活動を推進するとともに、相談体制や介護基盤の整備などを進めています。

また、高齢者福祉の地域拠点として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務などを行う「地域包括支援センター³」についても、概ね日常生活圏域を基本として、区内19か所に設置しています。



³ 地域包括支援センター（おとしより相談センター）：地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の46）。区では、地域包括支援センターの通称を「おとしより相談センター」として、社会福祉法人等に委託し、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携して、高齢者とその家族を支える地域の総合相談窓口として運営している。

日常生活圏域一覽

名称	圏 域
板橋	加賀一丁目、二丁目(1番～5番、12番～18番)、板橋一丁目、二丁目(1番～17番、22番～53番、56番～69番)、三・四丁目、大山東町(17番、19番、21番～25番、28番、30番～55番)
熊野	板橋二丁目(18番～21番、54番、55番)、大山金井町、大山東町(1番～16番、18番、26番、27番、29番)、熊野町、中丸町、幸町(1番～6番)、南町
仲宿	加賀二丁目(6番～11番、19番～21番)、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町
仲町	大山町、幸町(7番～66番)、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町(20番、56番～60番)
富士見	本町、大和町、双葉町、富士見町
大谷口	大谷口一・二丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原一～三丁目、小茂根一・二丁目
常盤台	上板橋一～三丁目、常盤台一～四丁目、南常盤台一・二丁目、東新町一丁目
清水	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町
志村坂上	志村一～三丁目、小豆沢一～四丁目、坂下一丁目(1番～26番、28番)、東坂下一丁目、相生町(1番～12番11号、13番～16番)
中台	若木一～三丁目、中台一～三丁目、西台一丁目、二丁目(1番～30番4号、41番、42番)、三丁目(1番～46番、48番～54番)、四丁目
蓮根	蓮根一～三丁目、坂下一丁目(27番、29番～41番)、二丁目、三丁目、東坂下二丁目、相生町(12番12号と13号、17番～26番)
舟渡	舟渡一～四丁目
前野	前野町一～六丁目
桜川	小茂根三～五丁目、東山町、東新町二丁目、桜川一～三丁目
下赤塚	赤塚一丁目、二丁目、五丁目(1番～17番)、六～八丁目、赤塚新町一～三丁目、大門、四葉一丁目(3番10号、4番～31番)、二丁目
成増	赤塚三～五丁目(18番～36番)、成増一～五丁目、三園一丁目
徳丸	西台二丁目(30番5号～17号、31番～40番)・三丁目(47番、55番～57番)、徳丸一～八丁目、四葉一丁目(1番～3番(3番10号を除く))
高島平	高島平一～九丁目、新河岸一～三丁目、三園二丁目

▶日常生活圏域別・年齢別 高齢者数及び認定者数

P27～P38 日常生活圏域ごとの人数等は7月時点。
後日、10月時点の人数に差替えます。

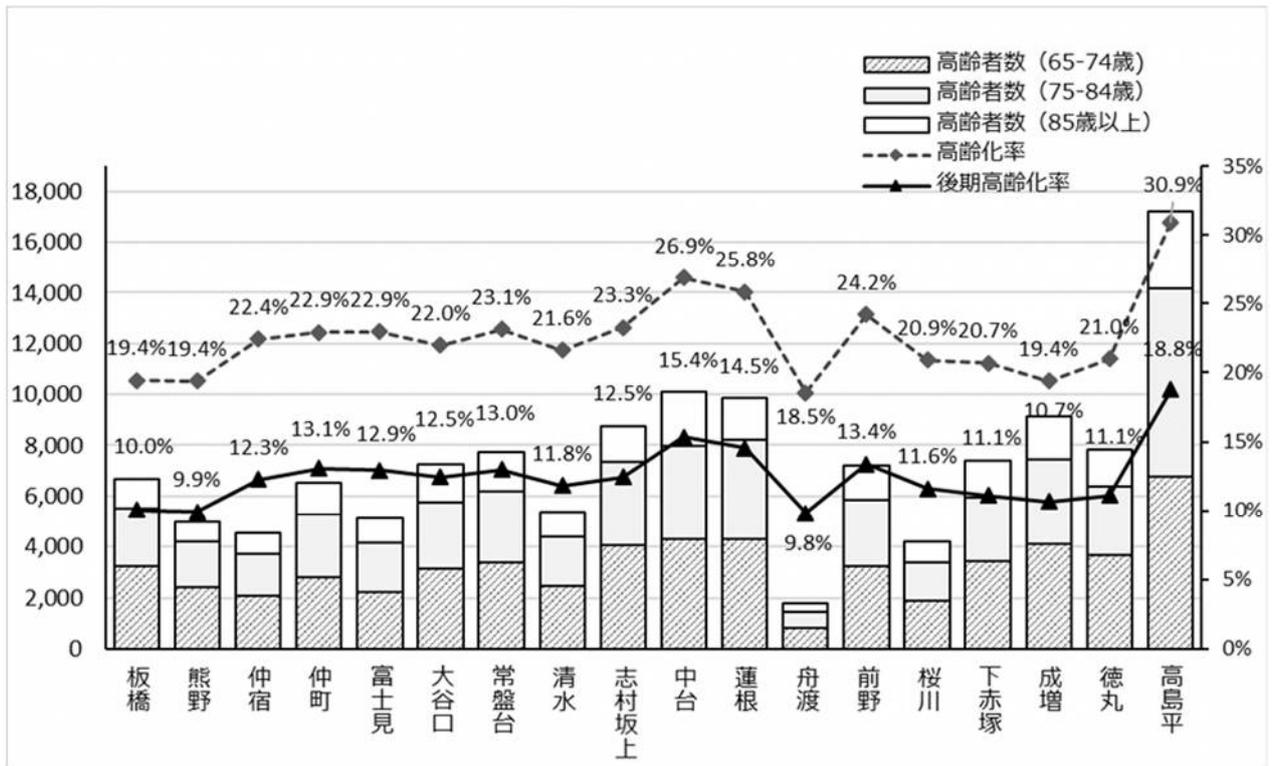
	高齢者数			認定者数			認定率			計		
	65～ 74歳	75～ 84歳	85歳 以上	65～ 74歳	75～ 84歳	85歳 以上	65～ 74歳	75～ 84歳	85歳 以上	高齢者	認定者	認定率
板橋	3,225	2,280	1,156	135	423	725	4.2%	18.6%	62.7%	6,661	1,283	19.3%
熊野	2,434	1,746	805	127	323	465	5.2%	18.5%	57.8%	4,985	915	18.4%
仲宿	2,054	1,677	809	102	323	464	5.0%	19.3%	57.4%	4,540	889	19.6%
仲町	2,813	2,434	1,297	156	549	816	5.5%	22.6%	62.9%	6,544	1,521	23.2%
富士見	2,226	1,939	933	137	367	584	6.2%	18.9%	62.6%	5,098	1,088	21.3%
大谷口	3,148	2,601	1,521	131	526	894	4.2%	20.2%	58.8%	7,270	1,551	21.3%
常盤台	3,398	2,796	1,534	177	563	967	5.2%	20.1%	63.0%	7,728	1,707	22.1%
清水	2,440	1,972	971	154	415	601	6.3%	21.0%	61.9%	5,383	1,170	21.7%
志村坂上	4,069	3,256	1,431	194	543	816	4.8%	16.7%	57.0%	8,756	1,553	17.7%
中台	4,321	3,677	2,091	188	656	1,236	4.4%	17.8%	59.1%	10,089	2,080	20.6%
蓮根	4,315	3,882	1,655	232	749	956	5.4%	19.3%	57.8%	9,852	1,937	19.7%
舟渡	836	633	304	38	120	170	4.5%	19.0%	55.9%	1,773	328	18.5%
前野	3,217	2,644	1,324	148	492	787	4.6%	18.6%	59.4%	7,185	1,427	19.9%
桜川	1,882	1,508	832	85	296	506	4.5%	19.6%	60.8%	4,222	887	21.0%
下赤塚	3,440	2,511	1,468	172	470	884	5.0%	18.7%	60.2%	7,419	1,526	20.6%
成増	4,114	3,308	1,713	219	669	1,011	5.3%	20.2%	59.0%	9,135	1,899	20.8%
徳丸	3,694	2,663	1,484	154	500	868	4.2%	18.8%	58.5%	7,841	1,522	19.4%
高島平	6,766	7,415	3,042	348	1,370	1,699	5.1%	18.5%	55.9%	17,223	3,417	19.8%
合計	58,392	48,942	24,370	2,897	9,354	14,449	5.0%	19.1%	59.3%	131,704	26,700	20.3%

※ 高齢者数は、令和5年7月1日現在

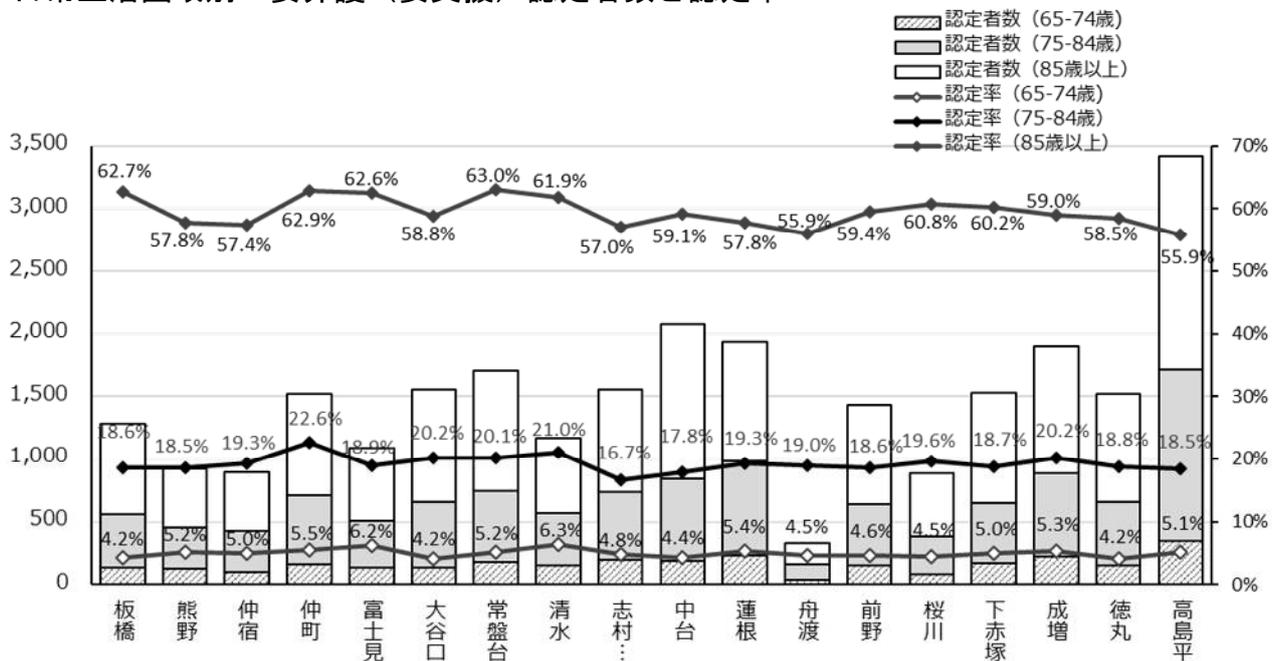
※ 高齢者数は、第2章1(1)の高齢者人口とは、抽出元のシステムが異なるため、数値が異なる。

※ 認定者数は、令和5年7月1日現在(第2号被保険者・住所地特例を除く)

▶日常生活圏域別 高齢者数と高齢化率



▶日常生活圏域別 要介護（要支援）認定者数と認定率



※高齢者数、認定者数は令和5年7月1日現在
 ※高齢化率は 高齢者数（65歳以上）／人口
 ※後期高齢化率は 後期高齢者数（75歳以上）／人口

▶各日常生活圏域の状況

日常生活圏域は、その地域ごとに人口構成や交通の便、生活環境などに違いがあり、高齢化の進み具合にも差があります。18の日常生活圏域には、住民の方が中心となった地域の助け合い、支え合い活動を進めていくための協議体（支え合い会議）や生活支援コーディネーターが設置・配置することとされており、それぞれの地域の困り事やニーズに合わせた生活支援や介護予防の取組が自主的に進められています。

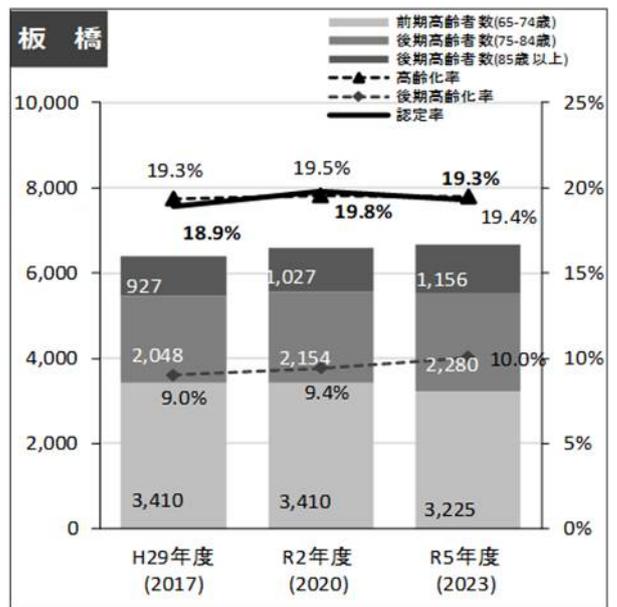
（詳しくは62ページ、生活支援体制整備事業参照）

● 板橋圏域の状況

▷人口構成や高齢者数（令和5年7月時点）

	板橋区	板橋圏域
総人口	571,148	34,249
高齢者数(65歳以上)	131,704	6,661
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	3,225
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	3,436
認定者数	26,700	1,283
高齢化率	23.1%	19.4%
後期高齢化率	12.8%	10.0%
高齢者の年齢構成（各年齢層÷高齢者数）		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	48.4%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	34.2%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	17.4%
認定率	20.3%	19.3%

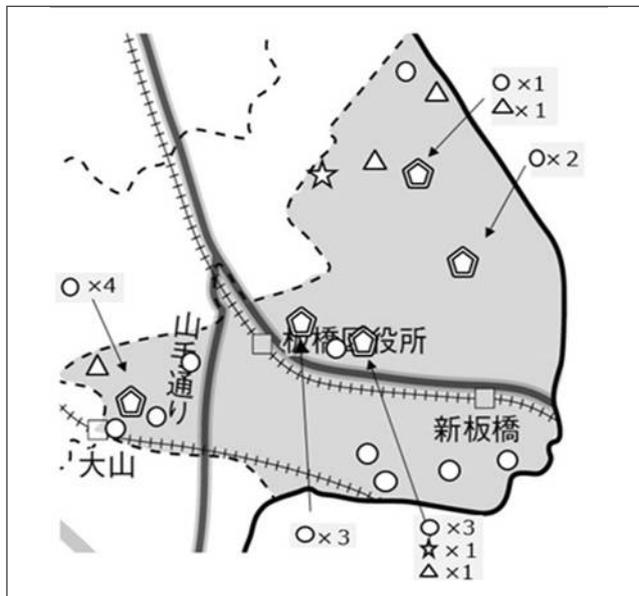
▷高齢化率・認定率の推移



※高齢化率・認定率は平成29年度、令和2年度は10月時点、令和5年度は7月時点

▷地域住民の方を中心とした活動（介護予防の通いの場など）

区が行っている介護予防の講座などをきっかけとして、住民の方がグループを立ち上げ、定期的集まり、自主的・自発的に活動する場が徐々に増えてきました。



○：福祉の森サロン（22か所）

身近な場所で気軽に集まって、おしゃべりや健康体操、情報交換など様々な活動を通じて仲間づくりをする活動の場です。地域の誰もが参加できます。

△：10の筋力トレーニング（5か所）

地域づくりにつながる介護予防の方法として東京都が推奨している「高齢者の暮らしを拓げる10の筋力トレーニング」を行っている集まりです。

☆：住民主体の通所型サービス（2か所）

地域の方やNPO法人、ボランティアグループが主体となって、料理や体操、趣味の活動など介護予防につながる様々な取組を自主的・自発的に行っています。

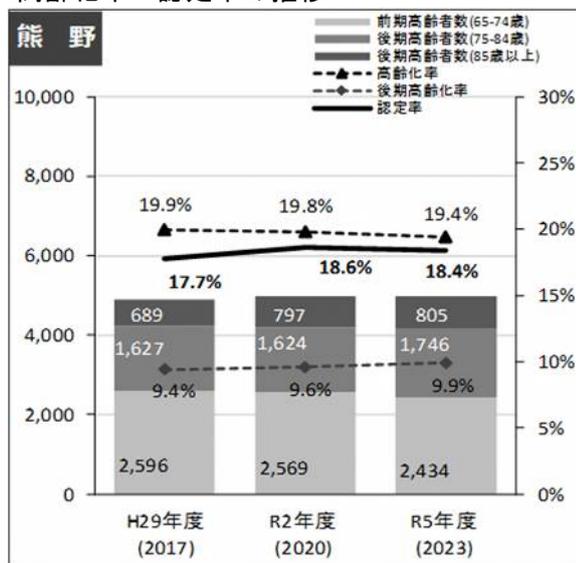
※箇所数は令和5年7月時点の情報です。

●熊野圏域

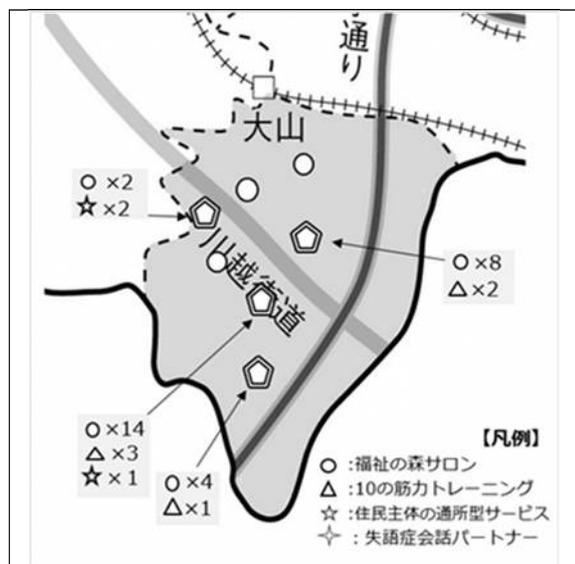
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	熊野圏域
総人口	571,148	25,716
高齢者数(65歳以上)	131,704	4,985
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	2,434
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	2,551
認定者数	26,700	915
高齢化率	23.1%	19.4%
後期高齢化率	12.8%	9.9%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	48.8%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	35.0%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	16.1%
認定率	20.3%	18.4%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

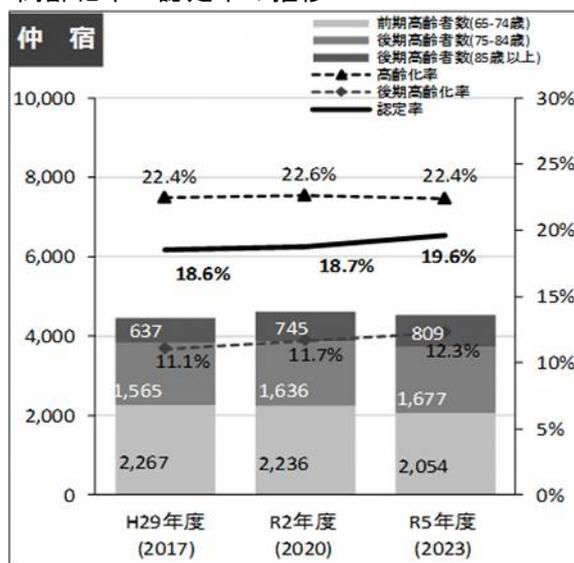


●仲宿圏域

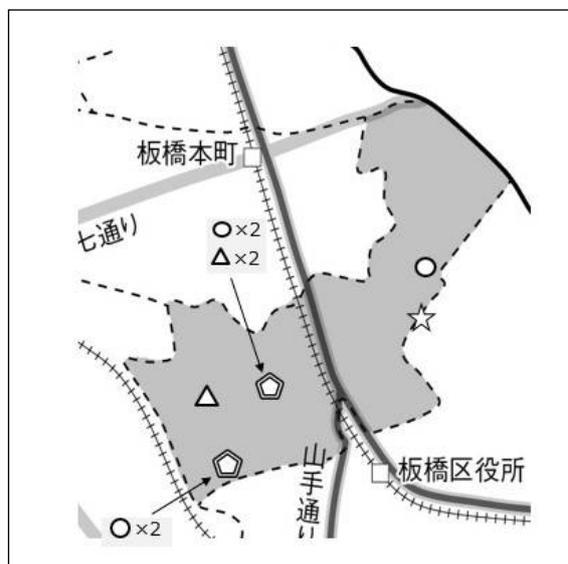
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	仲宿圏域
総人口	571,148	20,261
高齢者数(65歳以上)	131,704	4,540
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	2,054
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	2,486
認定者数	26,700	889
高齢化率	23.1%	22.4%
後期高齢化率	12.8%	12.3%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	45.2%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	36.9%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	17.8%
認定率	20.3%	19.6%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

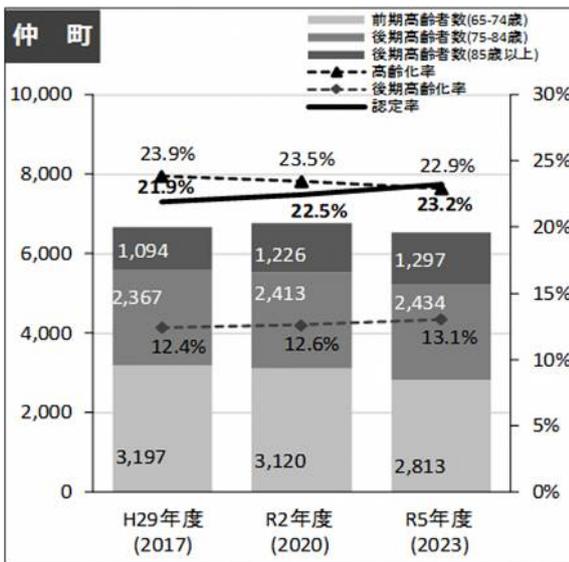


● 仲町圏域

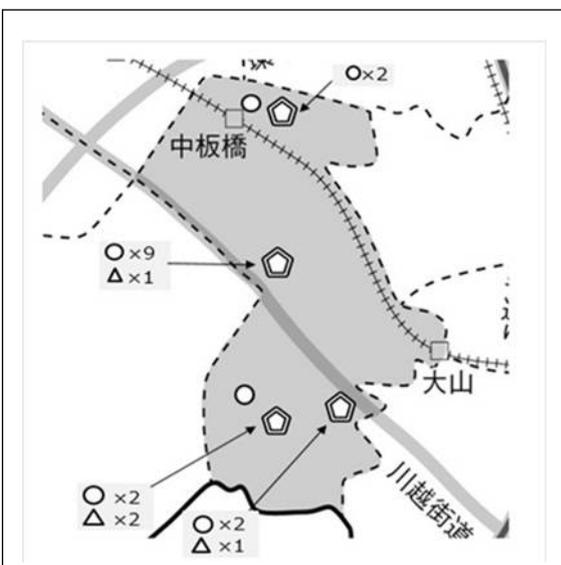
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	仲町圏域
総人口	571,148	28,586
高齢者数(65歳以上)	131,704	6,544
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	2,813
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	3,731
認定者数	26,700	1,521
高齢化率	23.1%	22.9%
後期高齢化率	12.8%	13.1%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	43.0%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	37.2%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	19.8%
認定率	20.3%	23.2%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

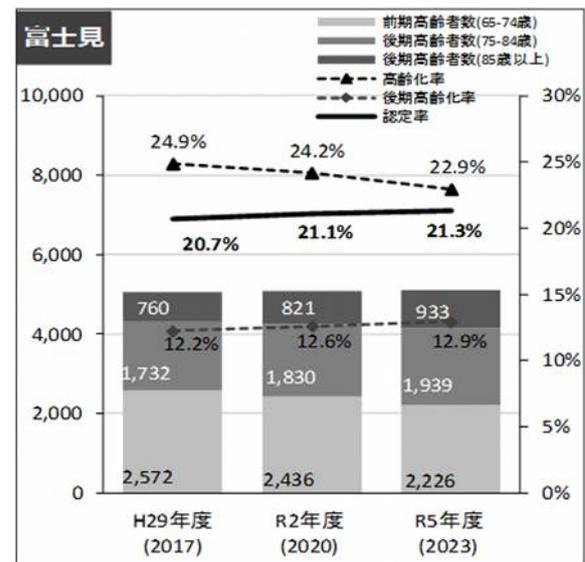


● 富士見圏域

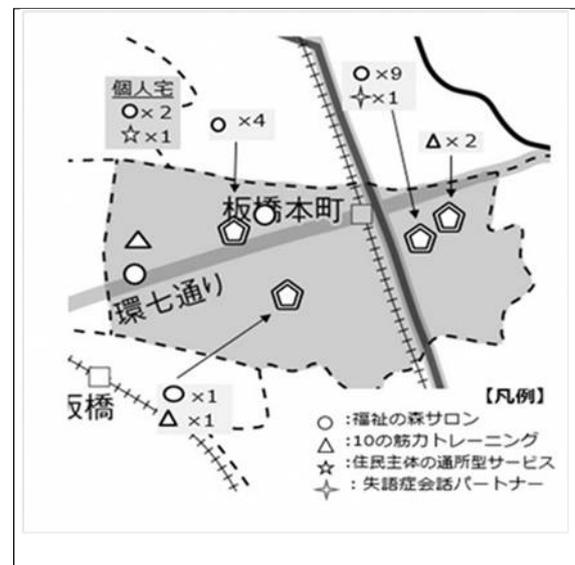
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	富士見圏域
総人口	571,148	22,223
高齢者数(65歳以上)	131,704	5,098
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	2,226
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	2,872
認定者数	26,700	1,088
高齢化率	23.1%	22.9%
後期高齢化率	12.8%	12.9%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	43.7%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	38.0%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	18.3%
認定率	20.3%	21.3%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

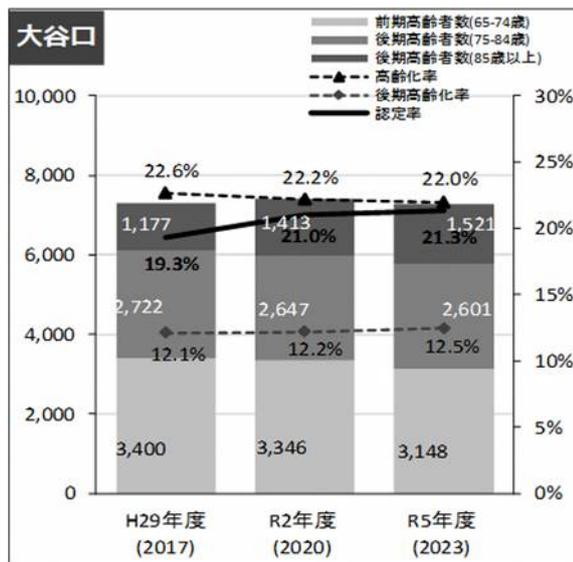


● 大谷口圏域

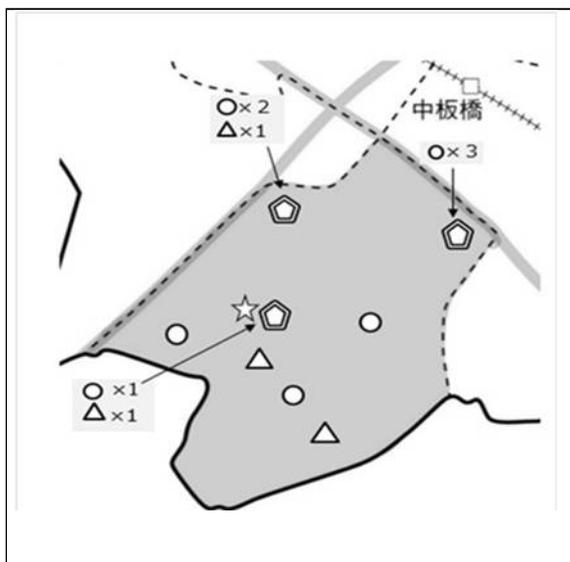
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	大谷口圏域
総人口	571,148	33,077
高齢者数(65歳以上)	131,704	7,270
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	3,148
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	4,122
認定者数	26,700	1,551
高齢化率	23.1%	22.0%
後期高齢化率	12.8%	12.5%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	43.3%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	35.8%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	20.9%
認定率	20.3%	21.3%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

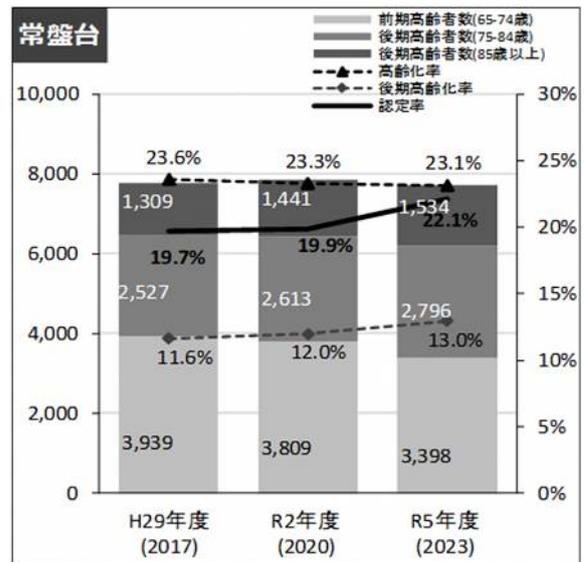


● 常盤台圏域

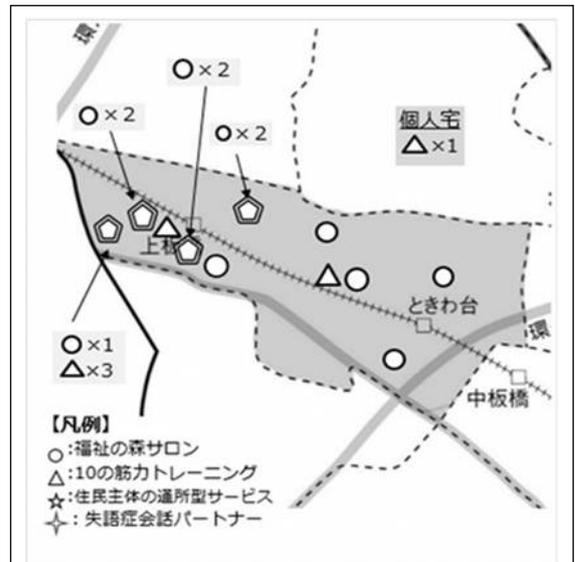
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	常盤台圏域
総人口	571,148	33,422
高齢者数(65歳以上)	131,704	7,728
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	3,398
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	4,330
認定者数	26,700	1,707
高齢化率	23.1%	23.1%
後期高齢化率	12.8%	13.0%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	44.0%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	36.2%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	19.8%
認定率	20.3%	22.1%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

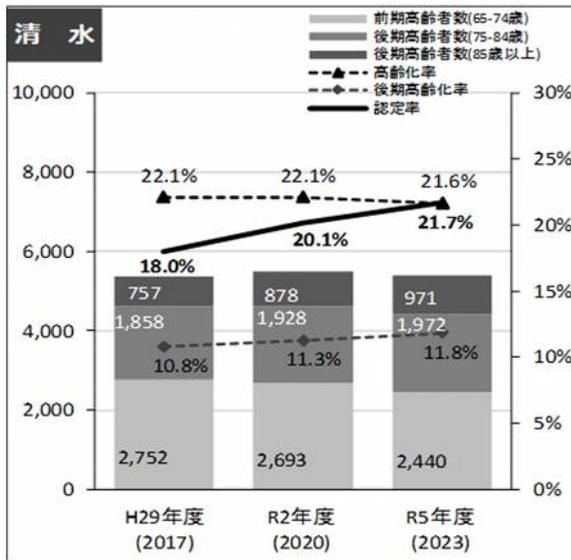


● 清水圏域

▷人口構成や高齢者数

	板橋区	清水圏域
総人口	571,148	24,899
高齢者数(65歳以上)	131,704	5,383
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	2,440
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	2,943
認定者数	26,700	1,170
高齢化率	23.1%	21.6%
後期高齢化率	12.8%	11.8%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	45.3%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	36.6%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	18.0%
認定率	20.3%	21.7%

▷高齢化率・認定率の推移

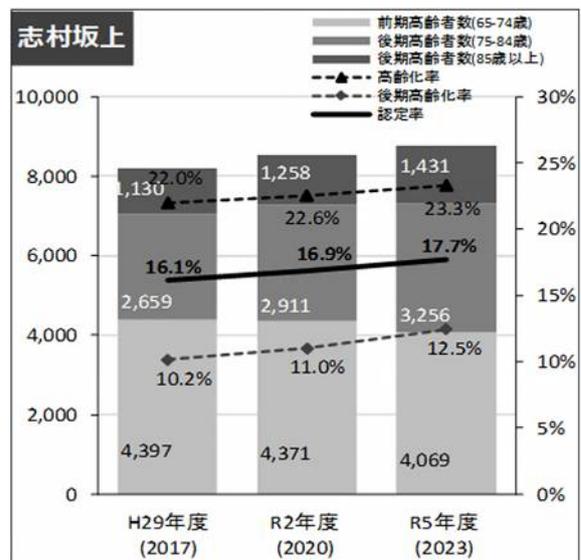


● 志村坂上圏域

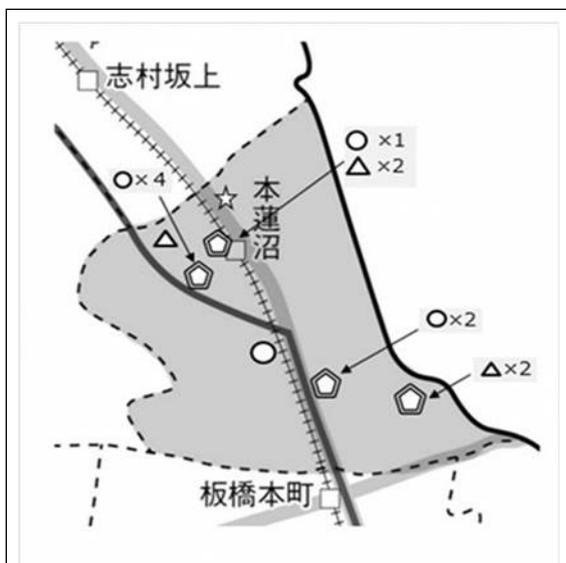
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	志村坂上圏域
総人口	571,148	37,626
高齢者数(65歳以上)	131,704	8,756
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	4,069
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	4,687
認定者数	26,700	1,553
高齢化率	23.1%	23.3%
後期高齢化率	12.8%	12.5%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	46.5%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	37.2%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	16.3%
認定率	20.3%	17.7%

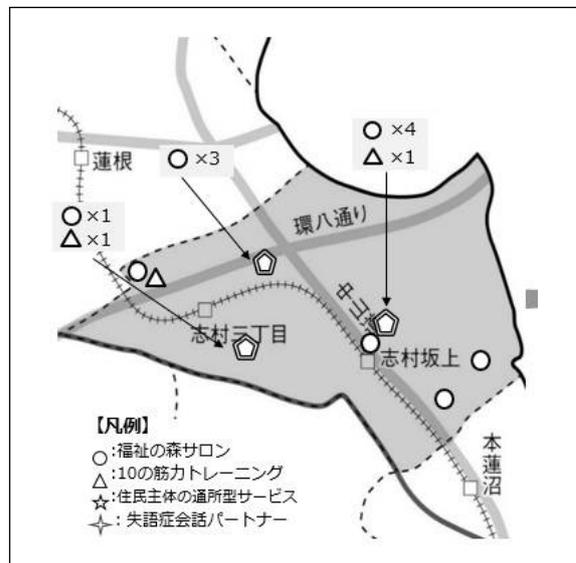
▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

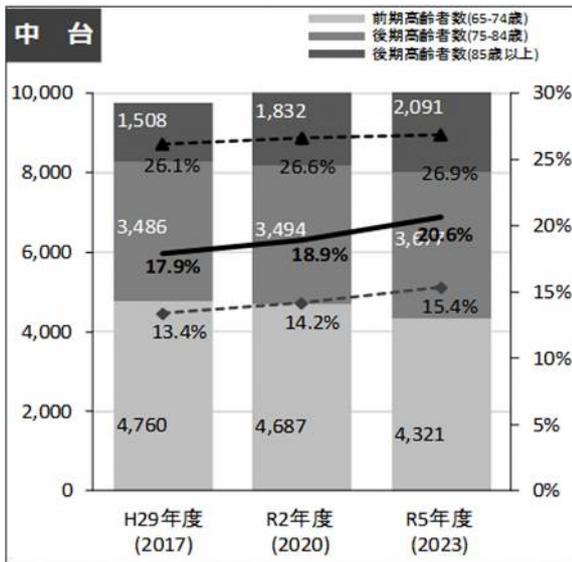


● 中台圏域

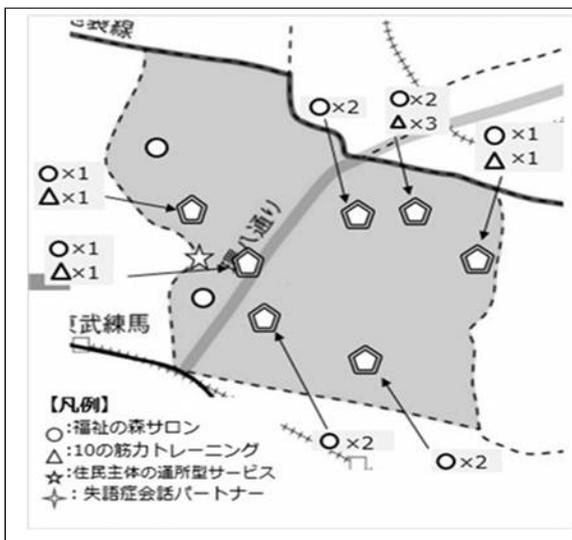
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	中台圏域
総人口	571,148	37,565
高齢者数(65歳以上)	131,704	10,089
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	4,321
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	5,768
認定者数	26,700	2,080
高齢化率	23.1%	26.9%
後期高齢化率	12.8%	15.4%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	42.8%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	36.4%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	20.7%
認定率	20.3%	20.6%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

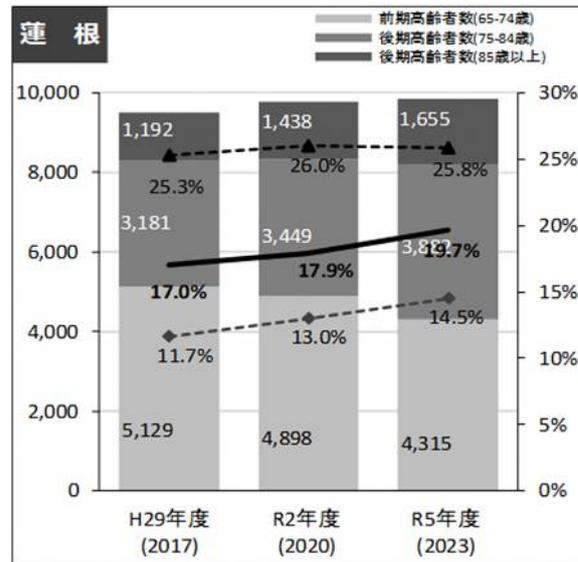


● 蓮根圏域

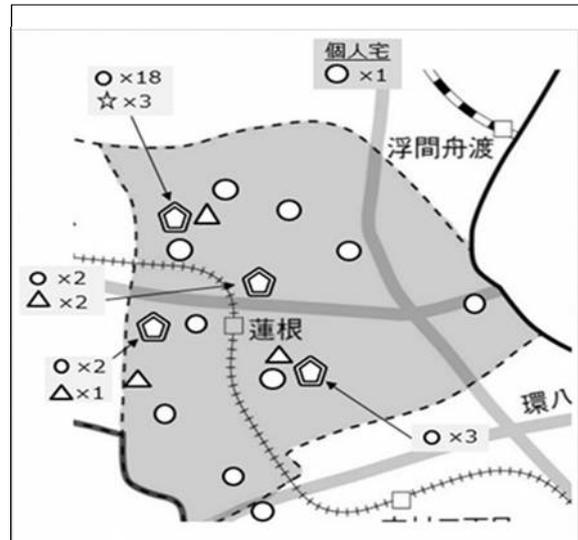
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	蓮根圏域
総人口	571,148	38,141
高齢者数(65歳以上)	131,704	9,852
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	4,315
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	5,537
認定者数	26,700	1,937
高齢化率	23.1%	25.8%
後期高齢化率	12.8%	14.5%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	43.8%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	39.4%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	16.8%
認定率	20.3%	19.7%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

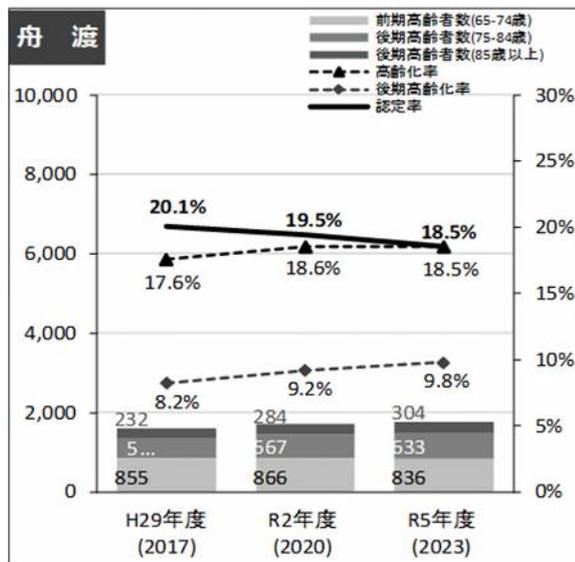


● 舟渡圏域

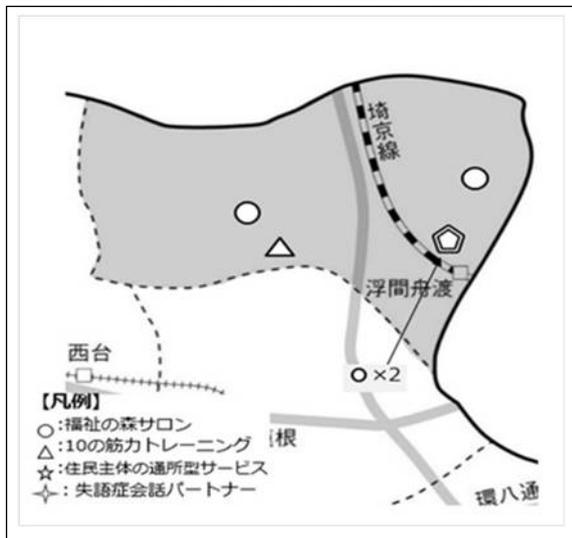
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	舟渡圏域
総人口	571,148	9,569
高齢者数(65歳以上)	131,704	1,773
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	836
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	937
認定者数	26,700	328
高齢化率	23.1%	18.5%
後期高齢化率	12.8%	9.8%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	47.2%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	35.7%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	17.1%
認定率	20.3%	18.5%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

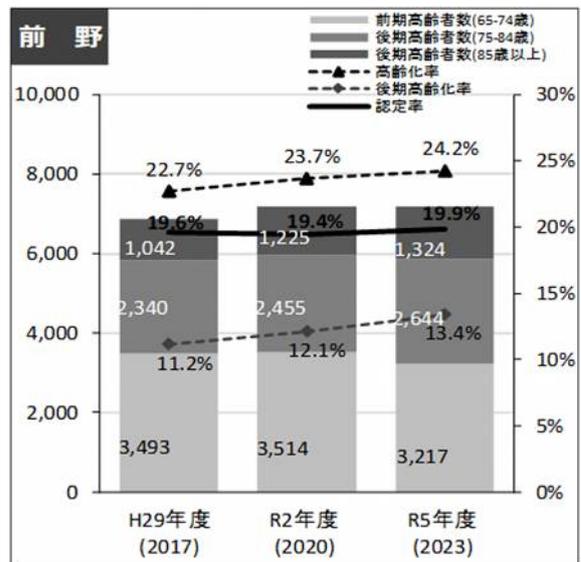


● 前野圏域

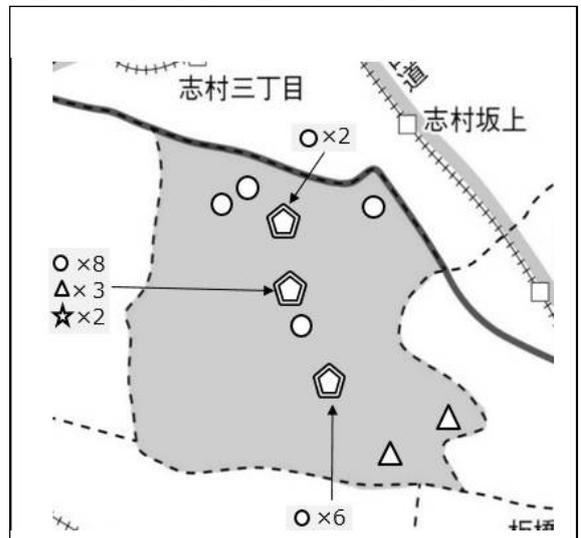
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	前野圏域
総人口	571,148	29,664
高齢者数(65歳以上)	131,704	7,185
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	3,217
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	3,968
認定者数	26,700	1,427
高齢化率	23.1%	24.2%
後期高齢化率	12.8%	13.4%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	44.8%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	36.8%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	18.4%
認定率	20.3%	19.9%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

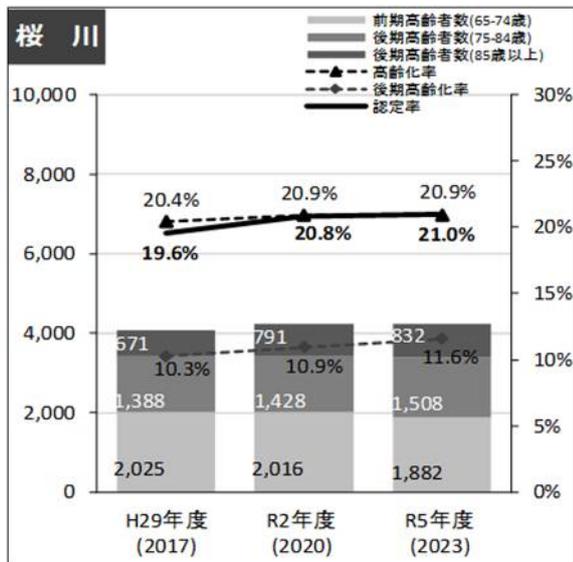


● 桜川圏域

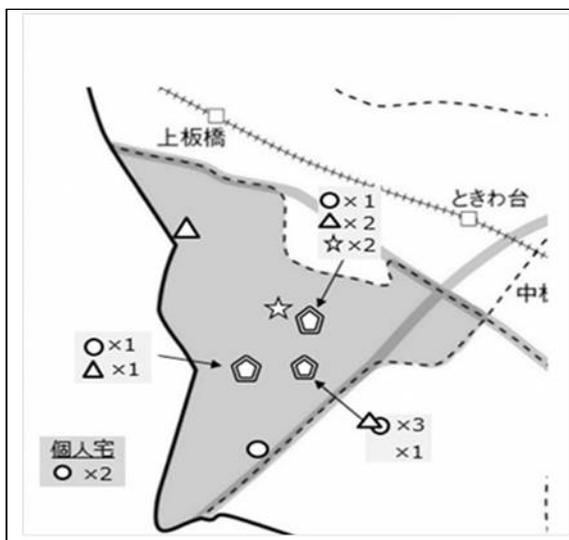
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	桜川圏域
総人口	571,148	20,191
高齢者数(65歳以上)	131,704	4,222
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	1,882
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	2,340
認定者数	26,700	887
高齢化率	23.1%	20.9%
後期高齢化率	12.8%	11.6%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	44.6%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	35.7%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	19.7%
認定率	20.3%	21.0%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

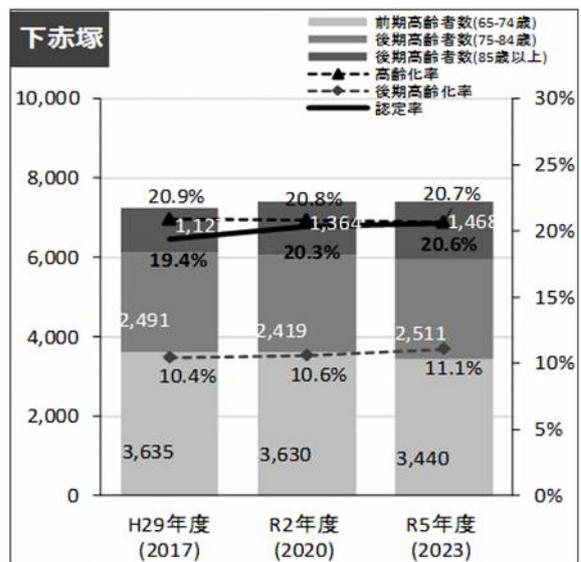


● 下赤塚圏域

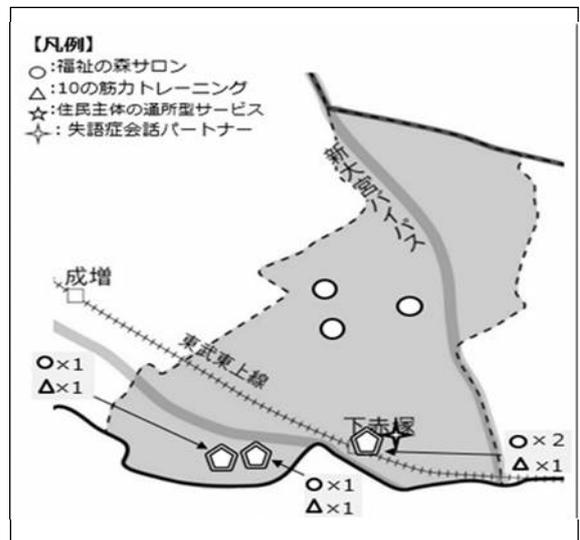
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	下赤塚圏域
総人口	571,148	35,870
高齢者数(65歳以上)	131,704	7,419
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	3,440
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	3,979
認定者数	26,700	1,526
高齢化率	23.1%	20.7%
後期高齢化率	12.8%	11.1%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	46.4%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	33.8%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	19.8%
認定率	20.3%	20.6%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

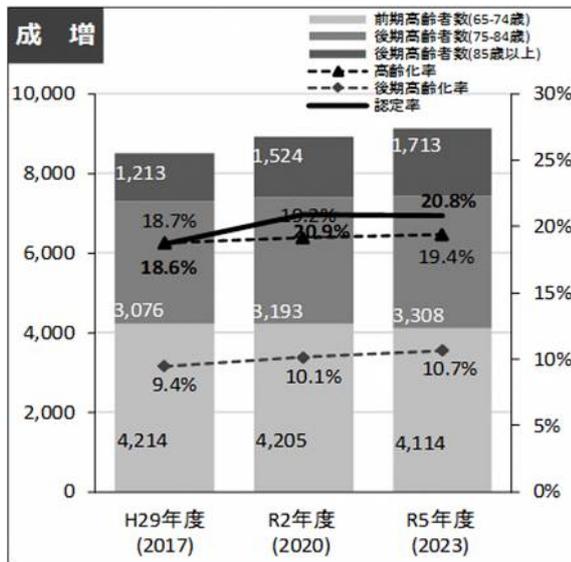


● 成増圏域

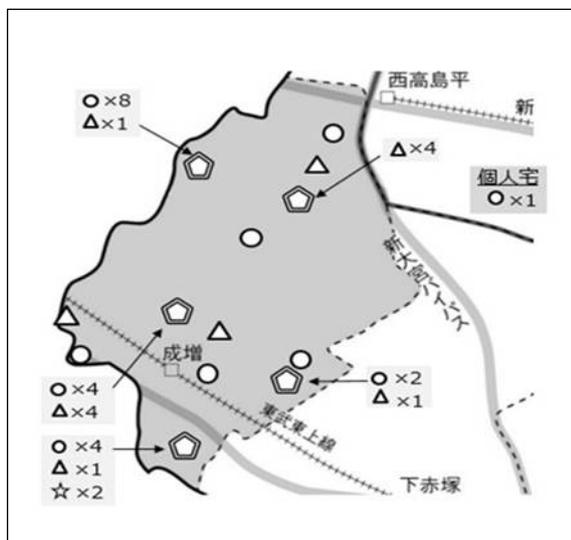
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	成増圏域
総人口	571,148	47,096
高齢者数(65歳以上)	131,704	9,135
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	4,114
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	5,021
認定者数	26,700	1,899
高齢化率	23.1%	19.4%
後期高齢化率	12.8%	10.7%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	45.0%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	36.2%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	18.8%
認定率	20.3%	20.8%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

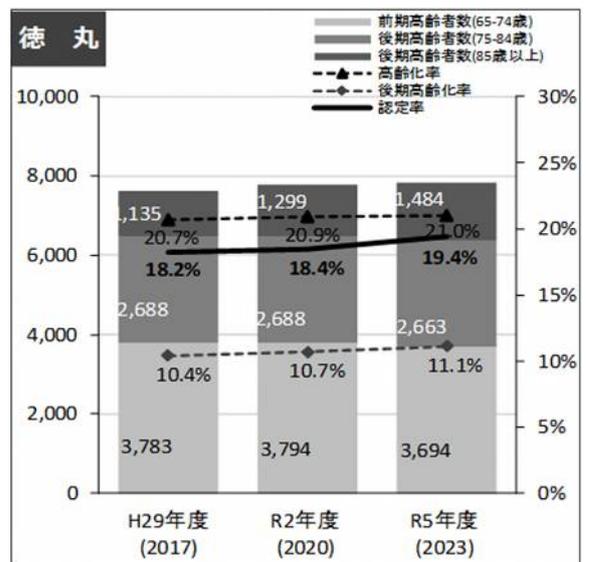


● 徳丸圏域

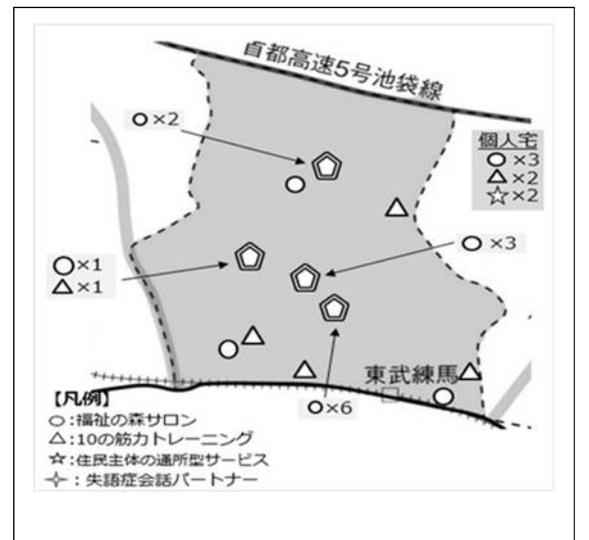
▷人口構成や高齢者数

	板橋区	徳丸圏域
総人口	571,148	37,323
高齢者数(65歳以上)	131,704	7,841
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	3,694
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	4,147
認定者数	26,700	1,522
高齢化率	23.1%	21.0%
後期高齢化率	12.8%	11.1%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	47.1%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	34.0%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	18.9%
認定率	20.3%	19.4%

▷高齢化率・認定率の推移



▷地域住民の方を中心とした活動の状況

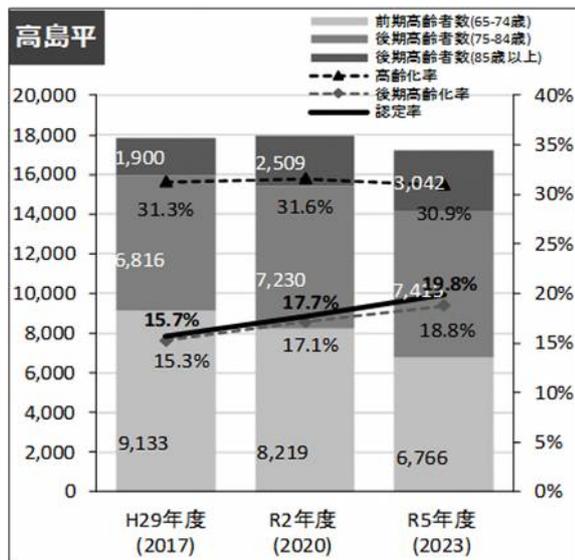


● 高島平圏域

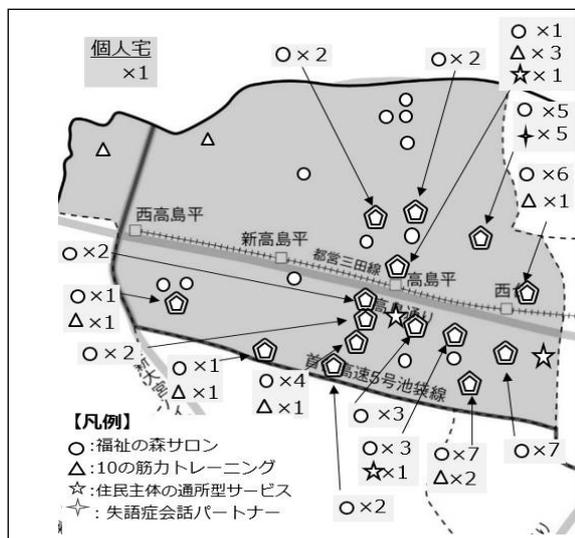
▷ 人口構成や高齢者数

	板橋区	高島平圏域
総人口	571,148	55,670
高齢者数(65歳以上)	131,704	17,223
前期高齢者数(65-74歳)	58,392	6,766
後期高齢者数(75歳以上)	73,312	10,457
認定者数	26,700	3,417
高齢化率	23.1%	30.9%
後期高齢化率	12.8%	18.8%
高齢者の年齢構成 (各年齢層÷高齢者数)		
前期高齢者層(65-74歳)	44.3%	39.3%
後期高齢者層(75-84歳)	37.2%	43.1%
後期高齢者層(85歳以上)	18.5%	17.7%
認定率	20.3%	19.8%

▷ 高齢化率・認定率の推移



▷ 地域住民の方を中心とした活動の状況



第3章



基本理念と施策体系

- 1 基本理念
- 2 施策体系

3 基本理念と施策体系

国は、「基本指針」において、第6期（平成27（2015）年度～29（2017）年度）以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、令和7（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

特に、本計画（令和6（2024）年度～8（2026）年度）においては、前計画（令和3（2021）年度～5（2023）年度）における目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年をめざした地域包括ケアシステムの深化・推進、並びに、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、地域共生社会の実現をめざすことが求められています。

これらの国の動きと区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」を踏まえて基本理念を定め、それに関連する施策を体系化しました。

基本理念

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンを実現するため、前計画に引き続き、基本理念を「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」と決めました。

施策体系

基本理念を実現するため、基本方針、3つの目標、6つの施策の柱からなる施策体系を示しています。高齢者が年齢を重ねても、地域の支え合いの中で健康で自立した生活を送ることができるよう、施策体系に基づき取組を進めていきます。

1 基本理念

高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

前計画である「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」では、区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」において区の将来像を政策分野別に具現化した「あるべき姿」である「9つのまちづくりビジョン」のうち、「安心の福祉・介護」ビジョンと「豊かな健康長寿社会」ビジョンを一体的かつ総合的に実現していくため、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」を基本理念としていました。

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」においても、引き続き、この基本理念の実現をめざし、区民が尊厳を保ち、その能力に応じて、自分らしく自立した生活が営めるよう、区の地域実情に応じた包括的な支援体制の充実に努めていきます。

2 施策体系

(1) 基本方針と目標

板橋区版A I Pは国が掲げる地域包括ケアシステムを区として推進するためのもので、保健福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」の将来像として掲げている地域共生社会の実現に資するものです。

板橋区版A I Pの深化・推進が地域包括ケアシステムの構築、ひいては地域共生社会の実現につながるものであることから、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進～板橋区版A I Pの深化・推進～」を基本理念の実現に向けた基本方針として定めるとともに、3つの目標を設定します。

基本方針

地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ～板橋区版A I Pの深化・推進～

目標 1 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢期を迎えても生きがいを持って人生を送ることができるように、介護予防と健康づくりを推進し、また、地域活動等に参加できる環境を整えることで、一人ひとりが地域社会の担い手として活躍できるように支援していきます。

目標 2 高齢者を地域で支え合い、尊重し合う社会の実現

複雑化・複合化する高齢者の多様なニーズを解決するために、認知症施策や見守り支援の充実、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域の多様な主体が互いに連携しながら支え合い、尊重し合う地域共生の取組を進めていきます。

目標 3 高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、サービス基盤の整備・充実、介護保険事業の適正な運営等を図り、持続可能な生活基盤の構築を進めていきます。

(2) 3つの目標と6つの施策の柱

目標1：介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

施策の柱①：生きがいでづくりと社会参加の促進

施策の柱②：自立支援、介護予防又は重度化防止の推進

施策の柱① 生きがいでづくりと社会参加の促進

人生100年時代に向けて、年齢にとらわれず、生き生きとした生活を送れる社会を実現するために、一人ひとりが地域とのつながりを保ちながら社会で役割を持って活動できるよう、多様な就労・社会参加を促進する環境の整備を進めていきます。

施策の柱② 自立支援、介護予防又は重度化防止の推進

高齢期においても尊厳を保持し、人生を送ることができるように、自立支援、介護予防又は、重度化防止の推進を前提とした予防・健康づくりを強化して、健康寿命の延伸を図る必要があります。ポストコロナ時代における社会生活の変化を踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業全体の枠組みや事業構成について、課題を把握し、方策等を検討します。

また、保健事業との連携を踏まえ、高齢者に対する個別支援及び医療専門職による通いの場等への積極的関与等の双方を、事業の充実等を図りながら実施します。

目標2：高齢者を地域で支え合い、尊重し合う社会の実現

施策の柱③：多様な主体が支え合うまちづくり

施策の柱④：高齢者の見守り支援の充実

施策の柱③ 多様な主体が支え合うまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが重要となります。支え合い・助け合いの意識を醸成し、互助、共助のつながりを大切にするとともに、行政や関係機関、地域で活動する支援者が互いに連携しながら、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進していきます。

施策の柱④ 高齢者の見守り支援の充実

高齢化の進行により、孤立する高齢者や認知症高齢者が増加し、見守り支援に対するニーズが高くなっています。区の各種見守り関連事業に加え、住民同士のつながりによる地域の見守りや民間事業者との連携・協働により、高齢者を重層的に見守り、支えていく体制の構築に取り組んでいきます。

目標3：高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備**施策の柱⑤：在宅生活を支える介護基盤の整備****施策の柱⑥：持続可能な介護保険事業の運営****施策の柱⑤ 在宅生活を支える介護基盤の整備**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定したサービスを提供するための地域密着型サービス等の介護基盤の整備が必要となります。

区の実情に応じた整備とするため、中長期的な視点から人口動態や介護ニーズを適切に捉えるとともに、区内の介護サービス事業所や地域の関係者との連携を密にとり、将来にわたり持続可能な介護基盤の構築を進めていきます。

また、医療・介護の関係機関や専門職との連携により、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための体制づくりを進め、切れ目のない在宅医療と介護の連携の実現をめざします。

施策の柱⑥ 持続可能な介護保険事業の運営

高齢者の生活の支えとして不可欠な介護保険制度の中で、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、国の制度に沿って必要なサービスを適切に提供していくため、介護ニーズの増加と生産年齢人口が減少する令和22(2040)年を見据えて、介護人材の確保と介護現場の負担軽減の取組を推進し、国の動向を注視しながら、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。

(3) 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 の体系図



板橋区版AIPの主な取組と関連施策

シニア世代の社会参加・活動支援 (シニア世代活動支援プロジェクトの推進)	P.94	AIP 6
高齢者の就業支援 (シニア世代活動支援プロジェクトの推進)	P.95	AIP 6
住民主体のサービス (介護予防・生活支援サービス事業)	P.60	AIP 1
地域リハビリテーション活動支援事業 (一般介護予防事業)	P.60	AIP 1
リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業 (一般介護予防事業)	P.61	AIP 1
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	P.68	AIP 2
生活支援体制整備事業	P.62	AIP 1
板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、 東京都健康長寿医療センターとの連携強化	P.73	AIP 3
地域包括支援センター (おとしより相談センター) の機能強化	P.83	AIP 5
成年後見制度利用促進 (板橋区成年後見制度利用促進基本計画)	P.126	成年後見
認知症サポーター活動支援	P.72	AIP 3
高齢者見守り調査事業	P.76	AIP 4
緊急通報システム事業	P.77	AIP 4
見守り地域づくり協定	P.77	AIP 4
療養相談室	P.65	AIP 2
医療・介護連携情報共有システム	P.66	AIP 2
多職種による会議・研修	P.67	AIP 2
地域密着型サービスの整備	P.81	AIP 5
(再掲) 住民主体のサービス (介護予防・生活支援サービス事業)	P.60	AIP 1
(再掲) 地域密着型サービスの整備	P.81	AIP 5
介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減	P.85	AIP 5
介護給付適正化に向けた取組	P.89	AIP 5

板橋区版AIPの

重点分野

1. 総合事業/
生活支援体制
整備事業

2. 医療・
介護連携

3. 認知症施策

4. 住まいと
住まい方

5. 基盤整備

6. シニア
活動支援

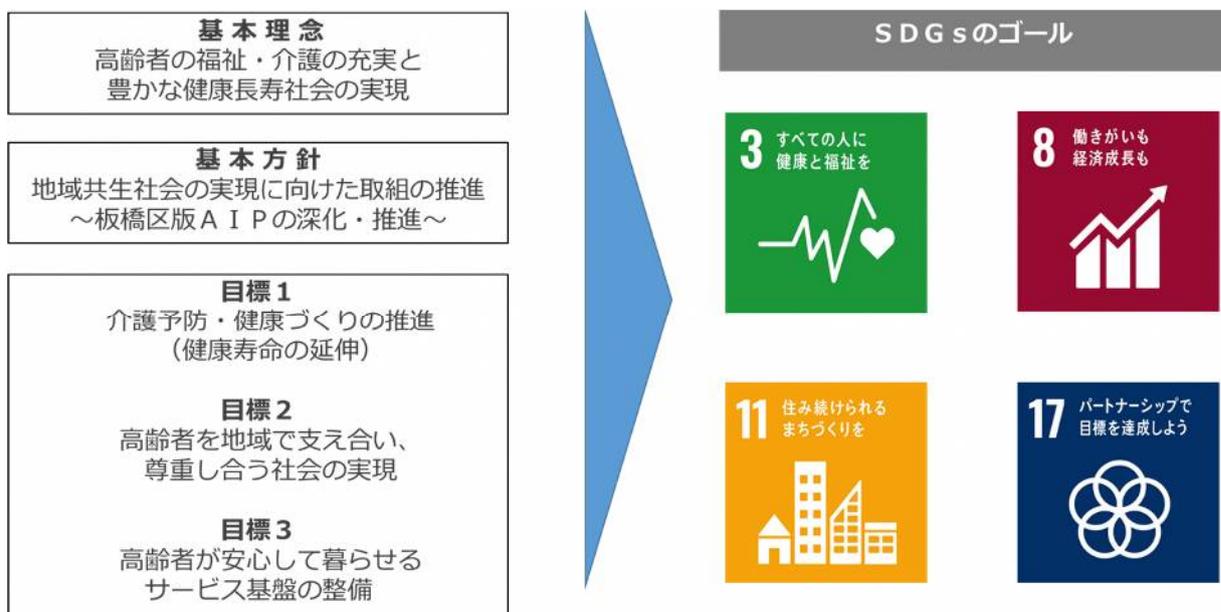
7. 啓発・広報

※各事業の右端の AIP 表示は、表右部の「AIPの重点分野」の番号と対応する。

(4) SDGs (Sustainable Development Goals) とのつながり

SDGs (持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。日本でも、誰一人取り残すことなく一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向け、積極的な取組が進められています。

SDGs はグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組むものですが、それを達成するには自治体レベルでの取組が不可欠です。板橋区でも、「魅力創造発信都市」「安心安全環境都市」という都市像を指向しながら施策展開を図ってきましたが、これらの都市像はSDGs が意図する「環境」「経済」「社会」のバランスのとれた持続可能な開発と方向性は同じです。本計画で定める基本理念の実現や基本方針に連なる目標の達成をめざし施策を推進することは、SDGs が定めるゴールへとつながっていきます。



【SDGs 17のゴール】



第4章



施策の展開

- 1 板橋区版A I P
- 2 災害や感染症に対する備え

4 施策の展開



区では「板橋区版A I P」がめざす「誰もが年齢を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続けること」の実現に向けて、高齢者施策を総合的に推進し、様々な施策・事業に取り組みます。

板橋区版AIP

国が掲げる地域包括ケアシステムを中核としつつ、シニア活動支援なども独自に加えた「板橋区版A I P」を構築し、誰もが年齢を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続けることができるよう、7つの重点分野に事業を位置づけ、様々な取組を推進していきます。

災害や感染症に対する備え

安心・安全に生活し続けるためには、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があります。

本計画期間では、個別避難計画の推進や、災害や感染症に備えたBCP（業務継続計画）の整備・充実など、災害や感染症に対する備えの充実を図ります。

1 板橋区版A I P

(1) 地域包括ケアシステムについて

国は、団塊世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

(2) 板橋区版A I Pの深化・推進

板橋区では、国が掲げる地域包括ケアシステムを中核としつつ、シニア活動支援等も独自に加えた「板橋区版A I P」を構築し、誰もが年齢を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続けることができるよう、7つの重点分野を定め、令和7（2025）年を見据えて様々な取組を推進してきました。

今後の人口構造の変化を踏まえると、公的な支援だけではなく、元気高齢者も含めた多様な主体の参画や連携による地域共生社会の実現をめざすことが重要です。「板橋区版A I P」を一層推進し、自助・共助・互助といった地域とのつながりや助け合い、支え合いで支援を広げていくニーズは、一層高まることが想定されます。

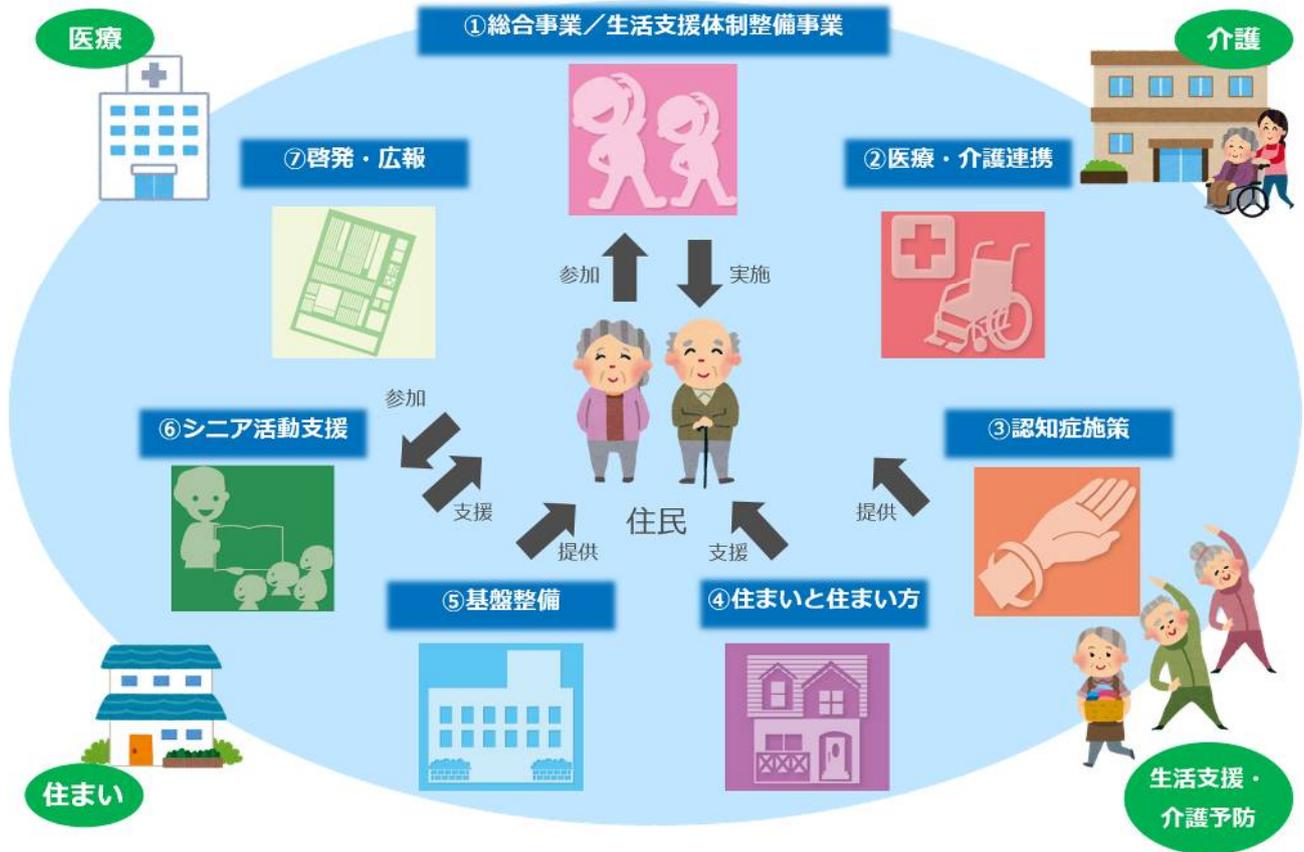
加えて、新型コロナウイルス感染症予防のための外出自粛等の影響によるフレイルの進行、孤立する高齢者や認知症高齢者の増加が課題となっています。

このような状況を踏まえつつ、ポストコロナ時代における社会生活の変化にも対応するため、オンラインの活用による、通いの場や各種講座等、社会とつながる機会を活性化させることで、介護予防やフレイル予防、孤立の防止が期待できます。

本計画においては、令和7（2025）年に向け、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えて、「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023」における7つの重点分野の事業を評価、検証するとともに、「板橋区版A I P」を深化・推進していくため、重点分野を継承し、取組を充実させていきます。

さらに、地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題の解決に向けて、各関係機関や支援機関との連携を図り、分野別の垣根を越えた重層的支援体制整備事業の活用も検討しながら、包括的な支援体制を推進していきます。

【板橋区版A I Pの構築イメージ】



▼分野ごとの主な取組内容

①総合事業／生活支援体制整備事業

- 住民主体のサービス
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- リハビリテーション専門職による住民
主体型介護予防事業
- 生活支援体制整備事業（支え合い会議）

②医療・介護連携

- 療養相談室
- 医療・介護情報共有システム
- 多職種による会議・研修

③認知症施策

- 認知症サポーター活動支援
- 板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協
議会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化

④住まいと住まい方

- 高齢者見守り調査事業
- 緊急通報システム事業
- 見守り地域づくり協定

⑤基盤整備

- 地域密着型サービスの整備
- 地域包括支援センターの機能強化

⑥シニア活動支援

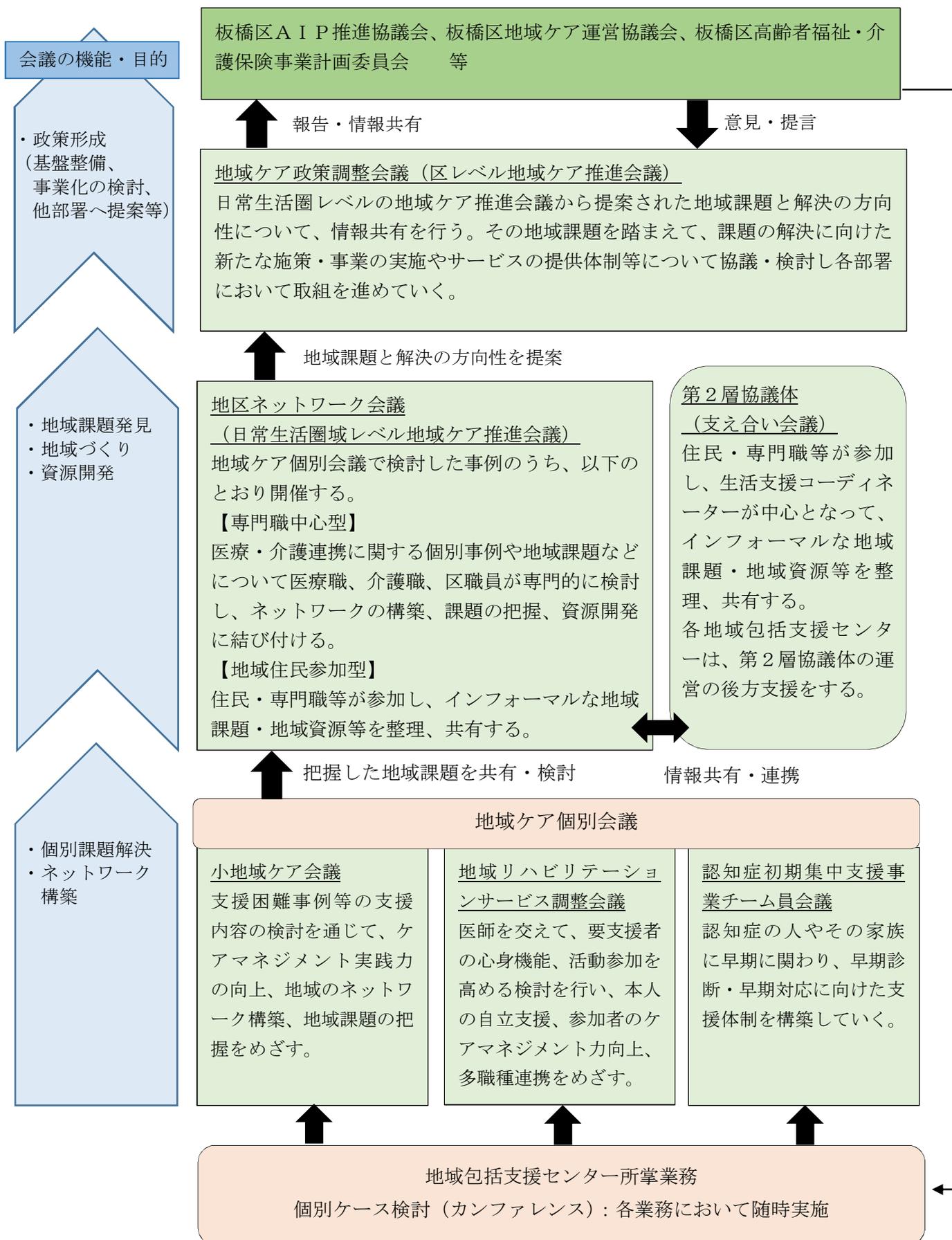
- シニア世代活動支援プロジェクトの推進
（シニア世代の社会参加・活動支援/
高齢者の就業支援）

⑦啓発・広報

- A I P 広報紙「住ま居る～いつまでも笑顔で
～」の発行

等

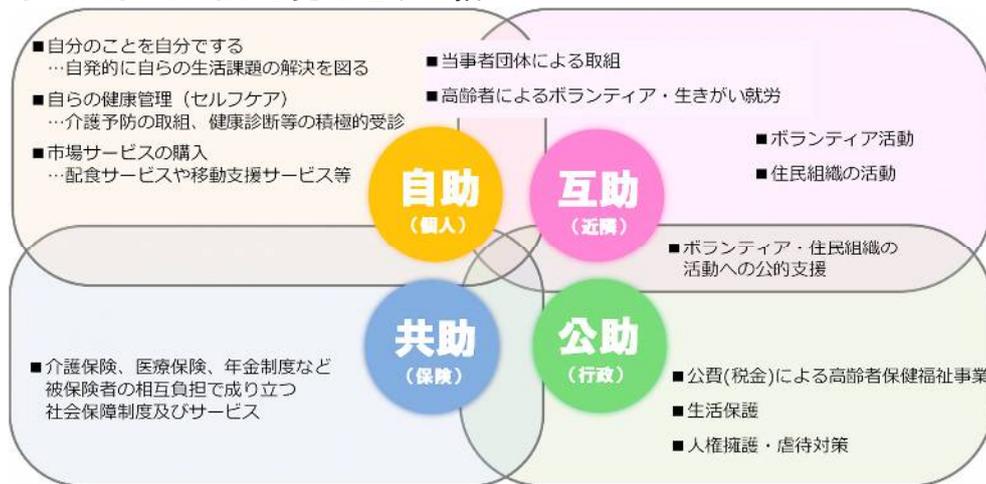
【板橋区版A I Pの推進体制】



【4つの助（自助・互助・共助・公助）】

板橋区版AIPや地域共生社会の実現には、公的な支援だけでなく、元気な高齢者も含めた様々な地域の主体が自主的に活動し、互いに助け合い、連携していくことが大切です。住民や関係団体がそれぞれできることから取り組むことで、公助はもとより、自助・互助・共助のバランスのとれた地域づくりが進んでいきます。

▼自助・互助・共助・公助から見た地域包括ケアシステム



<自助>

自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決する力のこと。

<互助>

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力のこと。

<共助>

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます。

<公助>

自助・互助・共助では対応出来ないこと（困窮等）に対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。公による負担（税による負担）で成り立ち、区が実施する高齢者福祉事業の外、生活困窮に対する生活保護、人権擁護、虐待対策などが該当します。

※参考文献等：①厚生労働省『地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」（平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より）』、②堀田力・服部真治編著（2016）『私たちが描く新地域支援事業の姿-地域で助け合いを広める鍵と方策』中央法規出版株式会社

(3) 第8期計画期間における課題と重点分野の振り返り

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間を計画期間とする第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画では、7つの分野の各事業と地域包括支援センターの機能強化に取り組むことで、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途とする板橋区版AIPの構築をめざしてきました。

第8期計画期間においては、当初、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施が困難となる時期もありましたが、オンラインを活用した事業展開等の成果もあり、概ね順調に評価指標を達成しています。一方で、新型コロナウイルス感染症の予防のための外出自粛等により、フレイルの進行や繋がりの希薄化といった課題も発生しています。

また、人口構造の変化等から、元気高齢者が地域の支えとして活動するための仕組みづくりが求められています。

① 総合事業／生活支援体制整備事業

○介護予防把握事業については、地域包括支援センターとの連携を強化しながら、元気力測定会を実施しました。チェックシートの実施数は概ね新型コロナウイルス感染症前の水準まで回復してきています。

○地域リハビリテーション活動支援事業については、オンラインを活用することで全ての会議を計画どおり実施し、切れ目ないリハビリテーションサービス提供に向けた検討と事例集作成など新たな取組を進めました。

また、多職種や地域の担い手を交えて、要支援者等の活動、参加を高める支援方法の検討も行いました。

○10の筋力トレーニングを行う通いの場合は、新たな立ち上げ数は目標を達成し、100グループ以上が活動を継続しています。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により会場が使用できない等の理由で休止をしたグループも、オンライン10の筋トレの活用や別会場を探すなどして、現在はほとんどのグループが活動を再開しています。

○通いの場に派遣する専門職が不足していたため、東京都健康長寿医療センター研究所のフレイル予防ちよい足し研修を実施しました。28名が修了し、関わる専門職が増加しました。

○地域の多様な主体(町会・自治会・民生委員・児童委員等)が集まって話し合う「第2層協議体(支え合い会議)」では、対面での会議が難しい中でもオンライン会議等を活用して活動を継続していく仕組みづくりができました。

② 医療・介護連携

○療養相談室については、新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が増加し、相談内容についても新型コロナウイルス感染症に関連した在宅療養、看取り等多岐にわたりました。相談に的確に対応するため、相談力向上・関係機関との連携強化に努めることに加え、地域に出向いた周知活動も継続していきます。

- 医療・介護連携情報共有システムについては、区のめざすべき将来像や考え方等を示す「在宅医療・介護情報共有におけるICT活用ガイドライン」を策定しました。関係機関と協力しながらガイドラインを活用して情報共有システムの効果的な運用支援を検討し、今後もシステム利用を促進していきます。
- 多職種による会議・研修については、オンライン会議等を活用し、多職種による連携の場を継続することができました。
また、各地域ケア会議の位置付けを明確化し、整理を行いました。

③ 認知症施策

- 認知症初期集中支援事業については、チーム員会議や研修を通じて対応力向上を図り、認知症初期集中支援チームの支援対象者数等の目標数を達成することができました。今後も全チームの認知症対応力向上を図り、認知症の人や家族を支える地域づくり事業との連携や、医療・介護の連携の強化を行っていきます。
- 認知症サポーター活動支援については、認知症サポーター養成講座の受講者（認知症サポーター）に対して地域の活動場所を紹介し、具体的な活動につながるよう働きかけを行いました。今後はチームオレンジの活動支援に向け、チームオレンジコーディネーターの育成、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを中心としたチームづくり、活動拠点づくりなどを検討していきます。

④ 住まいと住まい方

- 高齢者見守り調査事業については、非対面のポスティングを推奨する等、訪問形式を変更して調査を実施し目標調査率を達成することができました。今後も持続可能な調査としていくため、調査方法等について検討していきます。
- ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業については、高齢者訪問調査の実施事業と合わせて登録勧奨を実施しました。
また、AIP広報紙で特集記事を掲載し事業の周知を図りました。
- 見守り地域づくり協定については、複数の事業者と協定を締結することで、民間事業者と協力体制を確立し、重層的な支援体制を推進することができました。今後とも、地域で見守る体制の充実のため、民間事業者との連携体制を拡大していきます。

⑤ 基盤整備

- 未整備の圏域を中心に整備を推進し、整備圏域を拡大することができましたが、整備が進みにくい圏域も一部存在していることから、区内全域で必要なサービスが受けられるよう、未整備圏域での整備を軸としながらも、周辺圏域の整備状況やサービス利用状況を踏まえて整備を推進していきます。
また、事業運営上、人材や利用者の確保が困難な事業所も多いことから、サービスの普及啓発と事業者支援を一体的に取り組んでいきます。

⑥ シニア活動支援

- フレイルチェック測定会については、新型コロナウイルス感染症による活動自粛の影響がある中、非接触による活動を実施することで実施圏域の拡大を図ることができました。介護への移行が必要な方に対してのフォロー体制に課題があるため、関係機関と検討していきます。
- ガイダンス・トライアル事業については、オンライン開催や感染症対策の工夫を講じながら、事業の継続を図りました。
また、参加者数についても新型コロナウイルス感染症以前の水準に戻りつつあります。

⑦ 啓発・広報

- A I P広報紙の発行や区役所のプロモーションスペースでの板橋区版A I Pのポスター展示等を通じて啓発・広報を行いました。令和4度板橋区介護保険ニーズ調査によると、「板橋区版A I Pを知っている」の割合は令和元年度の前回調査から横ばいの状況ですが、「どのような取組を行っているかも知っている」の割合が前回調査と比較して上昇しました。区民の方に分かりやすい紹介方法や新たな配布機会等を検討して、認知度の向上に繋げていきます。

⑧ 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化

- 毎年実施している個別ヒアリングについて、比較・改善指導が実施しやすくなるよう実績評価の基準等を改善しました。
- 運営法人が変更した仲宿・富士見地域包括支援センター及び、移転のあった富士見・桜川地域包括支援センターについて、地域住民や関係者等への周知を行いました。

(4) 第9期計画期間における板橋区版A I Pの取組

第9期計画期間においては、特に重点的に取り組む必要がある事業を前計画から整理し、以下のように7つの重点分野で事業を展開していきます。第8期計画期間において、その他関連施策等として位置付けていた施策（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減、介護給付の適正化に向けた取組）を7つの重点分野項目に組み込み、板橋区版A I Pと一体的に取り組んでいきます。

事業の展開にあたっては、国の制度改正等の動向を踏まえつつ、前計画の課題解決に向けて、地域で活躍する民生委員・児童委員、町会・自治会、ボランティア、医療機関、介護事業者等の区の地域資源を活用して、持続可能な地域共生社会の実現をめざしていきます。

さらに、ポストコロナ時代における新たな日常に向けて、自宅で出来るオンライン体操の普及等のデジタル活用やスマートフォン教室の開催等によるデジタルデバイス解消に向けた取組を推進していきます。

板橋区版A I Pの重点分野と事業・施策一覧

重点分野項目	主な事業内容
1 総合事業／生活支援体制整備事業	<p>【介護予防・生活支援サービス事業】</p> <p>①-1 住民主体のサービス 【重点事業】</p> <p>①-2 指定事業者によるサービス</p> <p>①-3 保健・医療専門職のサービス</p> <p>【一般介護予防事業】</p> <p>①-4 地域リハビリテーション活動支援事業 【重点事業】</p> <p>①-5 リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業 【重点事業】</p> <p>①-6 介護予防把握事業</p> <p>①-7 介護予防サービス推進事業</p> <p>①-8 認知症予防事業</p> <p>①-9 在宅高齢者食生活支援事業</p> <p>①-10 はすのみ教室事業</p> <p>①-11 公衆浴場活用介護予防事業</p> <p>①-12 地域ボランティア養成事業</p> <p>①-13 介護予防自主グループ活動支援</p> <p>①-14 介護予防グループ支援事業</p> <p>①-15 介護予防サービス評価事業</p> <p>【生活支援体制整備事業】</p> <p>①-16 生活支援体制整備事業 【重点事業】</p>
2 医療・介護連携	<p>②-1 療養相談室 【重点事業】</p> <p>②-2 医療・介護連携情報共有システム 【重点事業】</p> <p>②-3 多職種による会議・研修 【重点事業】</p> <p>②-4 医療・介護・障がい福祉連携マップ</p> <p>②-5 在宅患者急変時後方支援病床確保事業</p> <p>②-6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【関連施策】</p>

3 認知症施策	<p>③-1 認知症サポーターの活動支援 【重点事業】</p> <p>③-2 板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化 【重点事業】</p> <p>③-3 認知症普及啓発</p> <p>③-4 認知症予防・備え（認知症予防事業）</p> <p>③-5 認知症もの忘れ相談事業</p> <p>③-6 認知症初期集中支援事業</p> <p>③-7 あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス）</p> <p>③-8 認知症フレンドリーカフェ</p> <p>③-9 認知症家族交流会・家族講座</p> <p>③-10 認知症声かけ訓練</p> <p>③-11 若年性認知症への支援</p>
4 住まいと住まい方	<p>④-1 高齢者見守り調査事業 【重点事業】</p> <p>④-2 緊急通報システム事業 【重点事業】</p> <p>④-3 見守り地域づくり協定 【重点事業】</p> <p>④-4 ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業</p> <p>④-5 高齢者安否確認コール事業</p> <p>④-6 高齢者見守りキーホルダー事業</p> <p>④-7 地域見守り活動支援研修事業</p> <p>④-8 身元不明等高齢者の保護</p> <p>④-9 おとしよりなんでも相談</p> <p>④-10 都市型軽費老人ホーム</p> <p>④-11 サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>④-12 民間賃貸住宅における居住支援</p> <p>④-13 高齢者住宅設備改修費助成事業</p>
5 基盤整備	<p>【地域密着型サービスの整備】</p> <p>⑤-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【重点事業】</p> <p>⑤-2 小規模多機能型居宅介護 【重点事業】</p> <p>⑤-3 看護小規模多機能型居宅介護 【重点事業】</p> <p>⑤-4 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 【重点事業】</p> <p>⑤-5 認知症対応型通所介護</p> <p>⑤-6 夜間対応型訪問介護</p> <p>⑤-7 地域密着型通所介護</p> <p>⑤-8 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>⑤-9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>【地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化】</p> <p>⑤-10 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化 【重点事業】</p> <p>【介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減】</p> <p>⑤-11 介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減 【関連施策】</p> <p>【介護給付適正化に向けた取組】</p> <p>⑤-12 介護給付適正化に向けた取組 【関連施策】</p>
6 シニア活動支援	<p>⑥-1 シニア世代の社会参加・活動支援 （シニア世代活動支援プロジェクトの推進） 【重点事業】</p> <p>⑥-2 高齢者の就業支援 （シニア世代活動支援プロジェクトの推進） 【重点事業】</p> <p>⑥-3 ふれあい館</p>
7 啓発・広報	<p>⑦-1 区民への周知 【重点事業】</p>

① 総合事業／生活支援体制整備事業

《総合事業》

総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。要支援者や元気力(生活機能)チェック⁴で支援が必要と認められた方（以下「事業対象者」という。）を主な対象者とする「介護予防・生活支援サービス事業」と地域に住む65歳以上の全ての方を対象とした「一般介護予防事業」に分かれ、利用者の健康状態やニーズに応じたサービスを提供しています。

令和4（2022）年11月の板橋区介護保険ニーズ調査によると、要支援認定等を受けていない元気高齢者のうち、認知機能や口腔機能などに1つ以上の機能低下があり、何らかの介護予防の取組が必要な方は全体の7割を超えています。

高齢化が進展していく中で、予防・健康づくりの強化による健康寿命の延伸を実現させるため、地域住民等の多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組の観点から総合事業の充実を図り、高齢者に限らず、地域の多様な主体が「我が事」として参画して、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めていきます。

また、保健事業との連携を踏まえ、医療専門職による通いの場等への積極的関与等を図りながら実施していきます。

《生活支援体制整備事業》

生活支援体制整備事業は、地域住民が主体となって地域の情報や課題を共有することで、地域における助け合い・支え合いの活動を推進していくものです。区では18の日常生活圏域に第2層協議体を設置し、地域の特性を活かした助け合い・支え合い活動を行っています。

令和4年（2022）11月の板橋区介護保険ニーズ調査において、充実させてほしい高齢者施策について聞いたところ、要介護1～5以外の高齢者（元気高齢者等を含む）の方では「見守りなど、ひとり暮らし高齢者等への支援」と回答した方が52.9%と、最も高い割合となっていました。

このような背景を踏まえ、生活支援体制整備事業を通して地域住民が地域ニーズや地域資源を把握し、支え合いの地域づくりを進めていくとともに、総合事業とも連携して支え合い活動の創出などにより、さまざまな地域の課題解決に取り組んでいきます。

⁴ 元気力(生活機能)チェック：運動や認知、栄養、口腔などの機能やこころの健康状態等に関する質問票に回答することで、心身の機能の衰えがないか等を確認すること。各地域を担当する地域包括支援センターが実施している。

介護給付(要介護1～5)

介護予防給付(要支援1～2)

地域支援事業

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

○介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業です。

【対象者】

要支援1～2、事業対象者等

【主な事業】

- ・住民主体のサービス
- ・指定事業者によるサービス
- ・保健・医療専門職のサービス
(短期集中通所型サービス)

【サービス種別】

- ・サービスA：緩和した基準によるサービス
- ・サービスB：住民主体による支援
- ・サービスC：短期集中予防サービス
- ・サービスD：移動支援

○一般介護予防事業

65歳以上の全ての方を対象に、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として実施しています。

【対象者】

65歳以上の全ての方

【主な事業】

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営(地域ケア会議の充実)
- 生活支援体制整備事業等

出典：厚生労働省の資料を基に作成

※介護予防・生活支援サービス事業の主な事業

要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業で、サービス提供者は住民主体、指定事業者、保健・医療専門職の3種類があり、また、サービス提供場所は訪問型と通所型の2種類があります。

サービス提供者	提供場所	主な事業概要	
住民主体のサービス	通所型	地域住民の方が、自主的に会食や体操などのプログラムを行います。	
指定事業者によるサービス	訪問型	介護予防サービス	利用者の自宅に訪問し、食事・入浴介助等のサービス等を提供します。
		生活援助サービス	利用者の自宅に訪問し、生活援助サービスを提供します。
	通所型	介護予防サービス	通所介護予防施設に通って、機能訓練等を行います。
		生活援助サービス	通所介護予防施設に通って、レクリエーション等を行います。
保健・医療専門職のサービス	通所型	運動、栄養、口腔ケア、認知症予防の専門職による集中的な支援を行います。	

○重点事業

①-1 住民主体のサービス（介護予防・生活支援サービス事業）

施策の柱②⑥

事業概要	<p>介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス支援事業において、地域住民（NPO法人・ボランティア団体等）が主体となり、自主的・自発的に地域で介護予防活動を展開する通所型の介護予防サービス事業です。会食や体操、講座や趣味活動などを行います。</p> <p>補助要件を満たした通所型サービスを実施している団体に対して補助金の交付や、実施団体のサービスを充実させるために専門職の派遣の支援等もしています。</p> <p>今後は、住民相互による支え合いの支援を基本とする観点及び高齢者の社会参加を促進する観点からも、通所型に加えて訪問型サービスの実施に向けた取組を進めていきます。</p>
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	※年度別事業量については調整中		

①-4 地域リハビリテーション活動支援事業（一般介護予防事業）

施策の柱②

事業概要	<p>医師会や歯科医師会、区西北部地域リハビリテーション支援センター、介護事業所団体、第1層2層協議体メンバーなどからなる地域リハビリテーション連携会議を開催し、リハビリテーションに係る支援体制の検討やリハビリテーションの理解促進、多職種連携を推進する取組を進めます。</p> <p>また、要支援者等の心身機能、活動、参加を高めるよう相談や訪問支援を行なうと共に、自立支援のための地域ケア会議である地域リハビリテーションサービス調整会議をオンライン活用して行い、個別課題や地域課題の検討、専門職と地域の担い手との支援ネットワークの推進をめざします。併せて、地域の担い手の養成や育成、専門職と担い手との連携を促進する講座を行います。</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション連携会議回数	※年度別事業量については調整中		
地域リハビリテーションサービス調整会議回数			
担い手養成、育成講座参加者数			

①-5 リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業

(一般介護予防事業)

施策の柱②

事業概要

群馬大学が開発し、介護予防の効果が実証されている「高齢者の暮らしを拓げる10の筋力トレーニング」(以下「10の筋トレ」という。)を原則週1回実施するグループの立ち上げ・継続支援として、体験講座や出前説明会、グループへのリハビリテーション専門職派遣、地区合同筋トレ、介護予防推進連絡会などを実施し、通いの場の更なる拡大をめざします。

コロナ禍で開始したオンライン10の筋トレは、要支援・要介護者等の運動機会の拡大として継続し、更に普及に努めます。

既に立ち上がった通いの場に対しては、健康長寿医療センター研究所開発のフレイル予防ちよい足し出前講座などを実施し、通いの場の活動の多様化と機能強化をめざします。

また、PDCAサイクルに基づき、通いの場の取組を更に推進するため、関係機関、都立大学や東京都健康長寿医療センター研究所などの助言を得て、通いの場の効果の評価指標の検討にも着手します。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10の筋トレグループ数	※年度別事業量については調整中		
介護予防・フレイル予防出前講座実施グループ数			

《コラム》

調整中

事業概要

各日常生活圏域に1か所ずつ設置されている第2層協議体（支え合い会議）において、地域で活動する多様な主体がメンバーとなり、月に1回程度開催される定例会を通じて、地域の情報や課題等を共有するとともに、その中から自分たちで取り組むことのできる課題などを協議し、活動することを通じて、その地域の特性を活かした助け合い・支え合いの地域づくりに取り組んでいきます。

また、構成メンバーの変更などの理由により生活支援コーディネーター（SC）の未配置地域があるため、今後は18地域全てにおいてSCの選出（配置）を完了させ、さらなる活動の充実・事業認知度の向上をめざし、板橋区社会福祉協議会との緊密な連携を図りながら、支援を行います。さらに、新たな担い手の発掘に向け、地域の専門職や社会福祉法人、民間企業等との連携を推進していきます。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会議数	※年度別事業量については調整中		

《コラム》

調整中

○一般事業

事業名	概要	評価指標	
介護予防・生活支援サービス事業			
No①-2 指定事業者によるサービス 施策の柱②⑥	指定事業者の指定を行うほか、ニーズを踏まえ、指定基準等について見直しを行います。また、生活援助訪問型サービスに関連して、介護に関する入門的研修を実施し、研修後には、修了生と区内介護事業所との相談会を実施します。	※指標、事業量については調整中	
No①-3 保健・医療専門職のサービス（短期集中通所型サービス） 施策の柱②⑥	3～6か月程度の短期間で、生活機能向上支援事業（運動器機能向上、栄養・口腔機能改善、口腔機能向上プログラム）や閉じこもり・認知症予防事業（閉じこもり・認知症予防支援を目的としたプログラム）を実施し、専門職による集中的な支援を行います。		
一般介護予防事業			
No①-6 介護予防把握事業 施策の柱②	年2回、5地域において、元気力測定会を実施します。また、年に1回、65歳、70歳、75歳、80歳及び81歳以上で要支援・要介護認定を受けていない区民の方を対象に介護予防パンフレット（健康長寿いたばし入門編）を送付します。		
No①-7 介護予防サービス推進事業 施策の柱②	地域包括支援センター職員向けの研修と、介護予防事業担当者との連絡会の実施や区の事業の紹介と介護予防の取組を紹介するためのパンフレット、元気力向上手帳を作成します。		
No①-8 認知症予防事業 施策の柱②	認知症予防（発症を遅らせる）・備えを目的として、様々なテーマで認知症予防講演会の開催、運動やグループワークを行う脳力アップ教室を実施します。		
No①-9 在宅高齢者食生活支援事業 施策の柱②	区内の保健・医療・福祉等に携わる栄養士・管理栄養士等で、高齢者の食支援に関係する勉強会や情報交換を実施します。また、地域の栄養情報の提供等、食環境向上の支援を行います。		
No①-10 はすのみ教室事業 施策の柱②	高島第六小学校の空き教室3部屋を活用して介護予防体操、腰痛・膝痛転倒防止、ヨガの全3コースを週1回3か月ワンクール（年4回）実施しています。事業で使用しない日時の教室は、介護予防に関連する自主グループへ貸出をします。		
No①-11 公衆浴場活用介護予防事業 施策の柱②	65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない区民の方で、自力で通所し事業参加が可能な方を対象に、区内公衆浴場のうち25浴場で、公衆浴場の開店前に、介護予防体操及び介護予防指導を行います。体操終了後、無料で入浴できます。		

No①-12 地域ボランティア養成事業 (施策の柱②)	介護予防サポーター養成講座・フォローアップ講座の開催、板橋区オリジナルの介護予防体操「元気おとせん！体操」DVD、CDの頒布やYouTube 配信を行います。	※指標、事業量については調整中
No①-13 介護予防自主グループ活動支援 (施策の柱②)	自主グループの立ち上げ相談、活動の支援のための講師を派遣します。地域包括支援センターと連携し、自主グループを支援します。また、ウェルネス活動推進団体支援事業の登録団体に対し、ウェルネススペースを提供し活動を支援します。	
No①-14 介護予防グループ支援事業 (施策の柱②)	高齢者の自主グループからの要請により、出前講座の講師として専門職員を派遣し、運動・栄養・口腔ケア・その他健康に関する講座を実施します。	
No①-15 介護予防サービス評価事業 (施策の柱②)	年に1回、区民、医師会、歯科医師会、学識経験者、地域包括支援センター職員、区職員が参加し、介護予防事業の方向性などについて検討を行います。	

② 医療・介護連携

《在宅医療と介護の連携》

令和4（2022）年11月の板橋区介護保険ニーズ調査によると、要介護状態の方に住み替えの希望を聞いたところ、約7割の方が「今のまま、住み続けたい」または「不便な所を改修し、今のところに住み続けたい」と回答しています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるためには、地域の医療・介護の関係団体が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための連携体制を構築することが重要です。

医療と介護の連携体制構築のため、地域の実情に応じて取組内容の充実を図りつつ、デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備や地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用し、PDCAサイクルに沿った取組を推進していきます。

引き続き、医療・介護の関係機関や専門職との連携を進めていくことで、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための体制づくりを進め、切れ目ない在宅医療と介護の連携の実現をめざします。

《在宅医療・介護連携の4つの場面》

厚生労働省の在宅医療・介護連携推進事業の手引きによると、在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）ごとに達成すべき目標を設定することが重要とされています。

区では4つの場面ごとの達成すべき目標を以下のめざすべき姿に設定し、医療と介護の連携体制構築を推進していきます。

○ 日常の療養支援

板橋区の特長である豊富な医療・介護資源を生かし、医療・介護の関係機関や専門職との円滑な連携により、患者や家族の日常の療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることが出来るようにする。

○ 入退院支援

入退院の際に、医療・介護の関係機関や専門職との円滑な連携により、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスが一体的に提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、退院したその日から、安心して希望する場所で望む日常生活が過ごせるようにする。

○ 急変時の対応

板橋区の特長である豊富な医療・介護資源を生かし、医療・介護の関係機関や専門職が、区が主催する各種会議体を連携基盤として活用しながら円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思を尊重した対応が出来る体制を構築する。

○ 看取り

地域の住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解した上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階において、本人の看取りを行えるように支援する。

○重点事業

②-1 療養相談室

施策の柱⑤

事業概要

在宅療養に関する相談を受け付け、医療機関と介護関係者との連絡調整や患者・家族の要望を踏まえた医療・介護資源の紹介を行います。

そのほか、病院や施設での研修等を通して、医療職と介護職の相互理解を深めることや看取り支援を含めて在宅医療の対応力・質の向上を図っています。

また、相談対応力向上のため、関係機関へのアウトリーチを通して、協働に向けた顔の見える関係を構築、医療資源等を集約し、相談実績を基にした地域課題の抽出や在宅療養に関する需要と供給を把握します。



指標（見込値）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	※年度別事業量については調整中		

②-2 医療・介護連携情報共有システム

施策の柱⑤

事業概要

医療・介護情報共有システムはICTを活用した多職種連携ツールです。システムの利用促進のため、「在宅医療・介護情報共有におけるICT活用ガイドライン」や東京都が開設した「東京都多職種連携ポータルサイト」等を活用し、関係機関と協力しながら医療・介護連携情報共有システムの運用支援を行っていきます。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
システムの利用促進	※年度別事業量については調整中		

②-3 多職種による会議・研修

施策の柱⑤

事業概要	<p>医療と介護では、それぞれの保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。このため、多職種が連携するための会議、グループワークなどの研修を通じて、地域の多職種がお互いの現状、役割、それぞれが抱える課題などの共有・意見交換を行うことで円滑な連携ネットワークづくりの支援を行います。</p> <p>会議・研修等にオンラインを効果的に活用して開催していきます。</p>
	<p><u>ア 板橋区在宅療養ネットワーク懇話会</u></p> <p>地域の医療・介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。</p> <p>また、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワークなどの研修等を行い、地域のネットワークの構築を図ります。</p>
	<p><u>イ 板橋区在宅医療推進協議会</u></p> <p>医療・介護・福祉関係者が集まり、療養相談室・在宅患者急変時後方支援病床の実績報告等を行い、多職種間における意見交換を通じて在宅療養の推進に向け連携を図っています。</p>

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 満足度*	※年度別事業量については調整中		
イ 開催回数			

※会議・研修時に実施するアンケート調査結果による満足度

○一般事業

事業名	概要	評価指標
No②-4 医療・介護・障がい福祉連携マップ 施策の柱⑤	<p>区内の医療・介護・障がい福祉資源の情報を、区民の方から医療・介護の専門職まで幅広く周知することを目的として、施設の基本情報をウェブサイトを提供します。一般公開サイトと関係者専用サイトの2階層で構成されています。</p>	※指標、事業量については調整中
No②-5 在宅患者急変時後方支援病床確保事業 施策の柱⑤	<p>在宅患者の急変時における緊急一時的な治療のために、板橋区医師会病院にて1日1床の病床を確保しています。また、当該病床の利用状況等の報告を受け、実績を管理しています。</p>	

○関連施策

施策の柱②

②-6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

国（厚生労働省）は、団塊ジュニアが高齢者となる令和 22（2040）年までに、健康寿命の延伸を図ることを目的とした取組の一つとして、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施することを重点取組分野としています。

わが国の医療保険制度においては、75 歳に達すると、それまで加入していた国民健康保険等から後期高齢者医療制度の被保険者に移行しますが、各種の保健事業については、各保険者の責任において実施しているため、継続性に課題があります。

また、75 歳以降の保健事業は広域連合が主体となり、介護予防の取組は区市町村が主体となっているため、各々の健康状況に一体的な対応ができていないという課題もあります。

この課題解決に向けて、令和元（2019）年 5 月に「健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 9 号）が公布され、令和 2（2020）年度から区市町村による「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）が推進されることとなりました。

こうした経緯を踏まえ、本区では国（厚生労働省）の示すガイドラインに基づき、令和 5（2022）年度より、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）⁵及び医療専門職による地域の通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）⁶の双方を既存事業の拡充等を図りながら実施します。

なお、一体的実施は地域の健康課題に応じた日常生活圏域単位による事業実施が定められており、本区においては 18 の圏域にて実施する必要があります。

一体的実施の事業は年度ごとに地域の健康課題を分析し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの双方を実施します。そのうえで、必要に応じて医療機関や地域包括支援センター等につなげ、事業評価・改善を繰り返し、実効性を高めていきます。

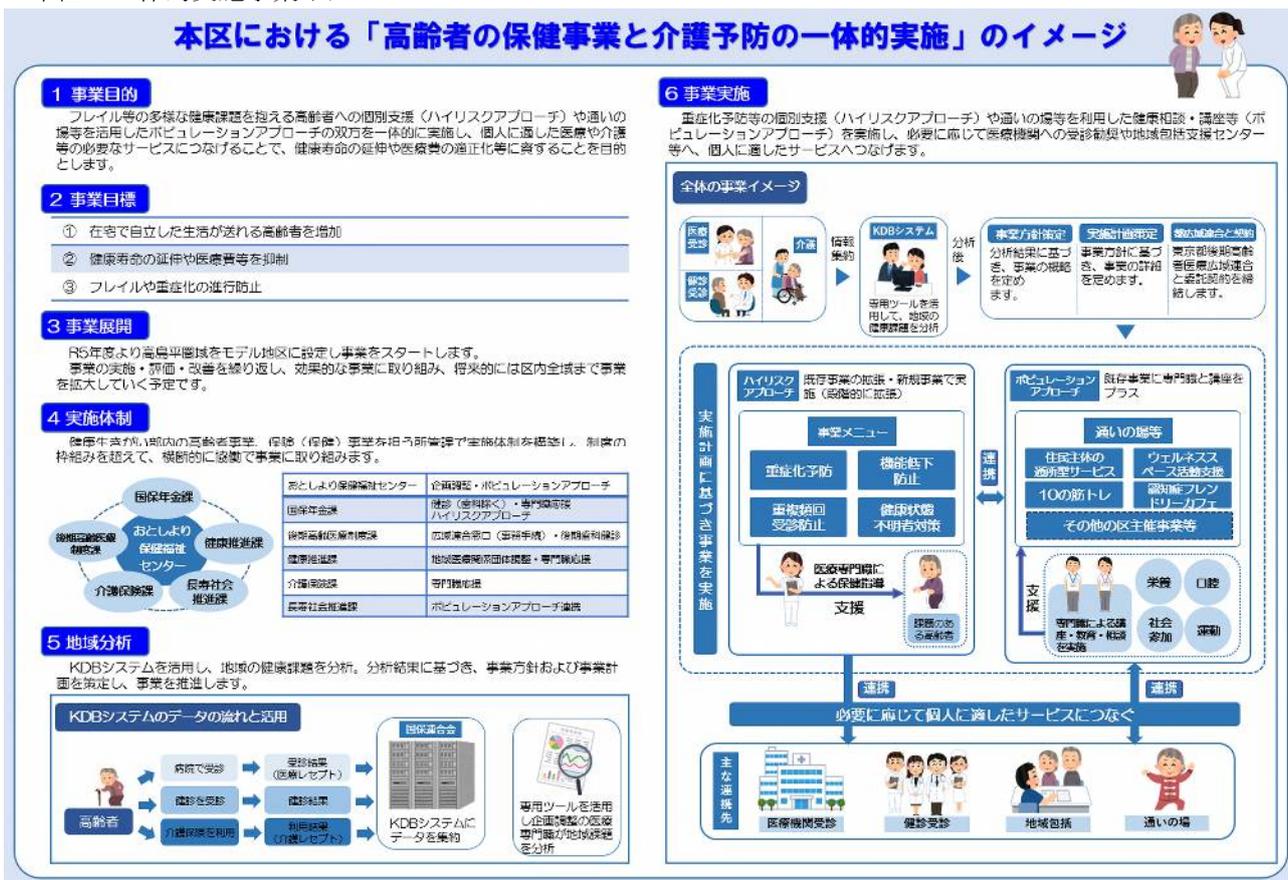
事業初年度となる令和 5（2023）年度の一体的実施については、高齢化率が突出しているながらも介護認定率が低いといった、事業実績や効果を分析するうえで、最適な地域として考えられる高島平圏域をモデル地区として事業を進め、事業効果を評価し、事業の継続性や拡充、実施圏域の段階的な拡大に関して検討します。

⁵ 個別的支援（ハイリスクアプローチ）：医療専門職が、低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援。

⁶ 積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）：通いの場等において、医療専門職がフレイル予防等の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教育・健康相談、フレイル状態にある高齢者等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた生活機能向上に向けた支援。

※上記は一体的実施に関する特別調整交付金交付基準（算定省令第 6 条第 9 号関係）から抜粋。

●本区の一体的実施事業イメージ



○一体的実施における主な実施事業

① ハイリスクアプローチ

【事業概要】

○生活習慣病重症化予防事業（令和5（2023）年度新規事業）

血糖値と血圧のコントロールが不良となっている医療機関未受診者および受診中断者を対象に、医療機関への受診勧奨やかかりつけ医との連携を図りながら、訪問または電話にて一人当たり3か月間、生活習慣改善指導を実施します。

○今後のハイリスクアプローチ

生活習慣病重症化予防事業の他にも、国（厚生労働省）において、低栄養予防や口腔機能低下防止等のハイリスクアプローチがメニュー化されています。本区においては、地域の健康課題の分析結果や一体的実施で行った事業の実施結果・事業評価を踏まえ、健康課題の解決に向けた取組や方法等を検討します。

② ポピュレーションアプローチ

【事業概要】

○通いの場等の活用

地域の「通いの場」等を対象に、事業目標・評価指標を設定したうえで、講師とし

て医療専門職を派遣し、運動・栄養・口腔ケア等のフレイル予防に関する健康教育や健康相談を行います。

【対象となる通いの場等】（令和5年度時点）

- ・住民主体の通所型サービス
- ・10の筋トレグループ
- ・認知症フレンドリーカフェ

○今後のポピュレーションアプローチ

通いの場等にて実施した事業の結果や事業評価、通いの場等での参加者や講師となる医療専門職の意見を踏まえつつ、先進自治体の取組も参考として、より効果的な事業の実施方法や新たな事業への取組等の検討を進めていきます。

③ 後期高齢者医療制度の健診

【事業概要】

○質問票の利活用

後期高齢者医療制度の健診において、質問票は、高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握するためのスクリーニングだけでなく、行動変容の把握にも活用できます。このため、健診の際だけでなく、通いの場等で有効に活用するためにも医療関係団体等に質問票の活用方法の周知を図っていきます。

また、国の標準的な健診・保健指導プログラムを注視し、特定健康診査や特定保健指導の見直しを重ね、高齢者の健康課題の解決を図っていきます。

③ 認知症施策

認知症は誰でもかかる可能性のあるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加し、令和7（2025）年には65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されています。

区では、前計画期間において、認知症施策推進大綱に示されている、1. 普及啓発・本人発信支援 2. 予防 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5. 研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に沿って、「認知症初期集中支援事業」「認知症サポーターの活動支援」を重点事業として、認知症施策を推進してきました。

国は、令和5（2023）年6月に「認知症基本法」を制定しました。基本的な考え方として、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する」と示しています。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進していきます。

そのためには、これまでの取組による区の強みと課題を調整するとともに、認知症施策推進大綱に沿った施策の継続と、今後策定される認知症基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があります。本計画期間においては、「認知症サポーター活動支援」に加え、新たに「板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化」を重点事業としました。

令和5（2023）年11月には、認知症の当事者やその家族の視点を重視した取組の共有や検討を、地域の民間企業等と協働で推進することを目的に、認知症フレンドリー協議会（板橋区認知症官民協議会）を開催しました。国のめざす共生社会の実現に向けて、「認知症になっても、自らの意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会（＝認知症フレンドリー社会）」の実現に向けて取り組んでいきます。

認知症基本法の基本理念	1	全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
	2	国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
	3	認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
	4	認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
	5	認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
	6	共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
	7	教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

○重点事業

③-1 認知症サポーター活動支援

施策の柱④

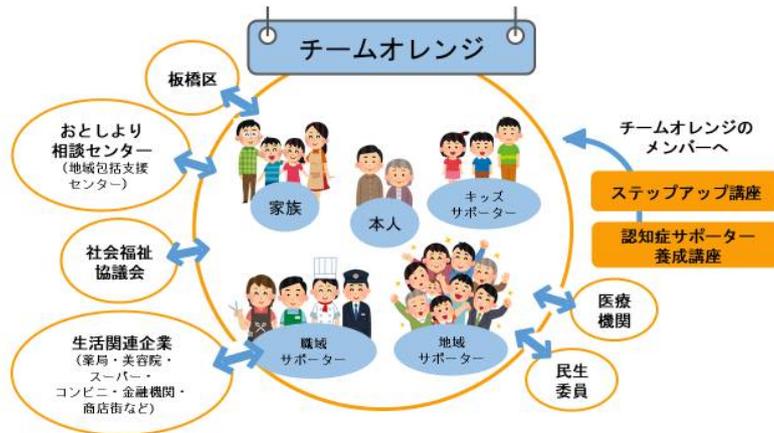
事業概要

認知症の人や家族の一人ひとりが尊重され、安心して生き生きと暮らし活躍できる地域共生社会をめざし、認知症の人や家族のパートナーとして活動する認知症サポーターの育成を推進します。

ア 認知症サポーター、キャラバン・メイト対象のスキルアップ講座や交流会
 認知症サポーターステップアップ講座、キャラバン・メイト連絡会などの開催により、スキルアップと活動の情報共有等を行い、活動を支援します。

イ 認知症サポーターのひろば
 認知症サポーターが地域でできることを自ら考え、取り組むことができるよう、認知症サポーターが定期的集まる会を実施します。取組の一つとして、認知症サポーター養成講座での認知症村芝居の上演や、いたばし認地笑かるたを活用した、正しい理解の普及啓発を推進する活動を行います。開催は月1回（熱中症予防のため8月を除く）です。

ウ チームオレンジ⁷活動支援
 地域でのチームオレンジの活動支援に向け、区としてのしくみ作りや、チームオレンジコーディネーターの育成、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを中心とした活動拠点づくりを行います。



指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターステップアップ講座	※年度別事業量については調整中		
キャラバン・メイト連絡会			
認知症サポーターのひろば			
チームオレンジ活動支援			

⁷ チームオレンジ：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのこと。活動内容は、見守り・話し相手、出前支援、困りごとのお手伝い、メンバーの認知症予防。本人も仲間として役割を持ち、担い手にもなる。板橋区では認知症フレンドリーカフェ等、既存のグループをチームオレンジとして活用する例がある。

③-2 板橋区認知症支援連絡会、認知症フレンドリー協議会、 東京都健康長寿医療センターとの連携強化

施策の柱③

事業概要

ア 板橋区認知症支援連絡会

医療・介護等の関係機関による専門的な意見を取り入れながら、区の施策を推進するため、板橋区認知症支援連絡会を開催していきます。

イ 認知症フレンドリー協議会

認知症フレンドリー社会の実現に向け、認知症の当事者やその家族の視点を重視した取組を、地域の民間企業等と協働で推進していくため、認知症フレンドリー協議会（板橋区認知症官民協議会）を開催し、情報共有および新たな取組の検討を行います。

ウ 東京都健康長寿医療センターとの連携強化

東京都健康長寿医療センター（認知症疾患医療センター）との連携の強化を図り、医療・介護従事者の認知症対応力の向上のために同センターによる講演や「認知症未来社会創造センター」と「認知症の予防、及びともに暮らす地域」にかかわる研究に関して連携・協力していきます。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症支援連絡会 開催回数	※年度別事業量については調整中		
認知症フレンドリー 協議会開催回数			
講座、会議体などへの 東京都健康長寿医療セ ンター関係者の出席数			

○一般事業

事業名	概要	評価指標
No③-3 認知症普及啓発 施策の柱④	認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト養成研修を実施します。認知症サポーター養成講座を修了したサポーターがいる事業所を高齢者あんしん協力店として登録します。また、アルツハイマー月間における普及啓発や図書館との連携における普及啓発に取り組みます。そのほか、本人ミーティングの立ち上げ、継続を支援し、本人からの発信の機会を設けます。	※指標、事業量については調整中
No③-4【再掲】認知症予防・備え（認知症予防事業） 施策の柱②	認知症予防（発症を遅らせる）・備えを目的として、様々なテーマで認知症予防講演会の開催、運動やグループワークを行う脳力アップ教室を実施します。	
No③-5 認知症もの忘れ相談事業 施策の柱②	もの忘れ相談医による専門相談を実施します。相談の結果はかかりつけ医へ連携を行い、専門医紹介、地域包括支援センター等、適切な支援につないでいます。	
No③-6 認知症初期集中支援事業 施策の柱②	地域の認知症サポート医と地域包括支援センター職員（看護職・福祉の専門職）の多職種で構成される認知症初期集中支援チームを各地域包括支援センターに配置し、認知症の早期に初期の集中的な介入を行います。	
No③-7 あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス） 施策の柱④	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、活用ができるよう認知症の進行に合わせてまとめた「あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス）」の作成、普及を推進します。	
No③-8 認知症フレンドリーカフェ 施策の柱③	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、情報交換や相談ができる場所を設置し、孤立しがちな本人や家族と地域のつながりの場を提供します。開設・運営支援、交流会、講演会等の開催、認知症フレンドリーカフェリーフレットの作成等を行います。	
No③-9 認知症家族交流会・家族講座 施策の柱③	認知症の人を介護する家族が集まり、悩みや不安を話し合い、情報交換ができる交流会を実施します。また、介護者の負担が軽減されるよう講座を開催します。	
No③-10 認知症声かけ訓練 施策の柱④	認知症サポーターを中心とした地域住民が実際に声をかける体験などを通じて、認知症について理解し適切な対応の方法を学び、声かけや見守りができる地域をめざします。	
No③-11 若年性認知症への支援 施策の柱③	若年性認知症について講演会を開催し、普及啓発を行います。また、若年性認知症家族会や若年性認知症支援コーディネーター、医療機関等と連携し、本人や家族が孤立しないよう寄り添った支援を行います。	

④ 住まいと住まい方

令和3（2021）年度の板橋区区民意識意向調査においては、約9割の高齢者が「今後も区内に住み続けたい」と回答しています。

こうした需要がある一方で、少子化や核家族化、高齢化社会により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えることで、孤立する高齢者や認知症高齢者も増えています。

また、令和4年11月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、要介護1～5以外の高齢者（元気高齢者等を含む）のうち52.9%が、充実させてほしい高齢者施策として「見守りなど、ひとり暮らし高齢者への支援」と回答しています。

高齢者が自宅で安心して暮らしていける支援体制の充実に向け、医療や介護のサービスに加え、インフォーマルな取組も含めた様々なサービスの組み合わせや地域での見守り、地域の事業者との連携・協働など、重層的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組んでいきます。

さらに、高齢者の住まいの安定確保を図る施策との連携の観点から、都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっているサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについても、安定的な供給量の確保や質の向上を図るための方策について、東京都などと連携を取りながら、検討を行ってまいります。

《見守り体制の拡充》

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、このような高齢者の方をどのように見守るかが課題になっています。区では、高齢者の孤立を防ぐため、民生委員・児童委員⁸による戸別訪問により高齢者の現状や困りごとの聞き取り調査を行い、支援が必要な方を適切な関係機関へつなぐとともに、「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」への登録勧奨や「緊急通報システム」などの高齢者福祉サービスの情報提供を行っています。

一方、見守りは地域全体で高齢者を助け合い、支え合う「互助」の取組でもあります。地域で緩やかな見守りを担う人材を育成・確保する研修の開催や、民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことで地域の見守り体制の拡充に取り組んでいきます。

⁸ 民生委員・児童委員：民生委員法（昭和23年法律第198号）により、地域住民の福祉の向上を図る活動の担い手として活動し、区民と区政をつなぐ役割を担っている。

区では国から委嘱された501名（令和5年9月1日時点）の民生委員・児童委員が児童や高齢者の見守りや支援を行っている。特に区で実施している高齢者の見守り調査を含む「訪問・実態把握」の件数は都内一の実績を上げており、高齢者の孤立防止に資している。

○重点事業

④-1 高齢者見守り調査事業

施策の柱④

事業概要	<p>毎年、民生委員・児童委員が区内の75歳以上の高齢者宅を訪問し、支援が必要な方を地域包括支援センターや区の高齢福祉サービスにつないでいます。民生委員・児童委員が戸別訪問し、顔の見える関係づくりを行うことで、高齢者の孤立化を防ぎます。</p> <p>また、高齢者人口の増加による戸別訪問の負担増を軽減すべく、運営や調査対象者の見直し・検討を行い、持続可能な事業に取り組んでいきます。</p>
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守り調査の調査率※	※年度別事業量については調整中		

※調査人数÷名簿掲載人数

《コラム》

調整中

④-2 緊急通報システム事業

施策の柱④

事業概要	<p>65歳以上の高齢者のみの世帯及び日中独居世帯の方を対象に、自宅内で緊急時に専用通報機若しくはペンダントを押した時、またはセンサーが一定時間の生活動作を確認できない時に、民間緊急通報システム事業者の受信センターへ自動通報が入ります。</p> <p>また、相談ボタンを押すことで健康・医療などについて相談することができます。</p> <p>令和5年度より、携帯電話のみお持ちの方でも利用できるシステムを追加しました。</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規設置件数	※年度別事業量については調整中		

④-3 見守り地域づくり協定

施策の柱④

事業概要	<p>区と民間事業者の間で協力体制を確立し、連携して見守り等の活動を行うことを目的として、以下のような取組に関する協定の締結をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施 (2) 認知症の人やその家族を支える地域づくりへの協力 (3) 高齢者等の消費者被害の防止 (4) 各地域における第2層協議体（支え合い会議）への協力 (5) その他の地域活動支援など
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協定締結件数 (累計数)	※年度別事業量については調整中		

○一般事業

事業名	概要	評価指標
No④-4 ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業 施策の柱④	70歳以上のひとりぐらし高齢者を対象として名簿を作成し、関係機関と共有し、緊急時の安否確認等に活用します。民生・児童委員による熱中症注意喚起を行うほか、年に1回、身近な相談窓口等を掲載した「みまもりネット」を送付します。	※指標、事業量については調整中
No④-5 高齢者安否確認コール事業 施策の柱④	65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯に対して、コールセンターから定期的な電話による安否確認を行います。不通の際、緊急連絡先の方等へお知らせすることで、家族等による安否確認の支援を行います。	
No④-6 高齢者見守りキーホルダー事業 施策の柱④	外出先で突然倒れた時などに、身元を確認し、緊急連絡先につなげることができるよう、65歳以上の方で申込みされた方を対象に、緊急連絡先等を登録し、登録番号を記したキーホルダーを配付します。	
No④-7 地域見守り活動支援研修事業 施策の柱④	地域で緩やかな見守りを行う人材を育成・確保するため、町会連合会、サロン、老人クラブ等を対象に見守りに関する研修（ゆるやかご近助さん養成講座）を実施します。	
No④-8 身元不明等高齢者の保護 施策の柱④	道で迷っている（徘徊）認知症等の高齢者で、身元不明者（居所不明者）が地域で発見された場合、警察等と連携し、休日・夜間を含め緊急的に保護し、一時的に安心安全な状況を提供します。	
No④-9 おとしよりなんでも相談 施策の柱④	高齢者本人の健康・介護・介護予防などの不安や悩みや、家族等支援者が困っていることなどについて24時間365日、専門職に相談できるフリーダイヤルを開設しています。	
No④-10 都市型軽費老人ホーム 施策の柱⑤	都市型軽費老人ホームは、身体機能の低下等により、一人暮らしが困難な低所得の高齢者が安心して暮らし続けるための入居型施設です。既存施設がほぼ満床であることや、一人暮らし高齢者の増加が今後も見込まれることから、整備を進めていきます。	
No④-11 サービス付き高齢者向け住宅 施策の柱⑤	サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造で、生活相談、安否確認等のサービスが付いた賃貸住宅です。開設にあたっては、区民優先枠の設置などを条件とする区同意基準に沿った整備を事業者に求めるとともに、東京都から受領する施設情報などを活用し、区内における設置状況の把握に努めます。	

<p>No④-12 民間賃貸住宅における居住支援</p> <p>施策の柱③</p>	<p>民間賃貸住宅で安定した生活を送ることができるよう、その方の状況に応じた情報提供などの支援を行っています。</p> <p><u>ア 高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業</u> 高齢者等世帯の方に民間賃貸住宅の情報提供を行います。</p> <p><u>イ 家賃等債務保証支援事業</u> 保証人の見つからない高齢者等の方に、区が協定を結んだ保証会社と保証委託契約を結んでいただく支援事業です。</p> <p><u>ウ 板橋りんりん住まいのネット（板橋区居住支援協議会）</u> 高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、お困りの状況に合った支援サービスの情報提供を行います。</p>	<p>※指標、事業量については調整中</p>
<p>No④-13 高齢者住宅設備改修費助成事業</p> <p>施策の柱⑤</p>	<p>介護予防・自立支援等に資する住宅改修が提供されることを目的とし、浴槽の取替えなど住宅改修費の助成を行います。併せて、住宅改修相談やリハビリテーション専門職による技術支援、施工事業者やケアマネジャーなどの支援者への研修会を実施します。</p>	

⑤ 基盤整備

平成 31(2019)年 1 月に改定された「板橋区人口ビジョン(2020 年～2045 年)」によると、板橋区人口は令和 12(2030) 年をピークに減少するものの、高齢者人口は年々増加が推計されており、今後さらに介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

また、令和 4(2022) 年度に実施した板橋区介護保険ニーズ調査の住み替え希望の調査設問では約 6 割の高齢者が「今のまま、住み続けたい」と在宅での生活を希望しており、特に要介護度が高い方の割合が多くなっています。

このような背景に基づき、介護が必要な高齢者が安心して在宅で暮らすことができるよう、第 8 期に引き続き、地域密着型サービスの整備を進めます。

本計画期間においては、区内全域で必要な介護サービスが受けられるよう、施設の整備と利用促進に向けた取組を一体的に推進し、在宅サービスの充実を図ります。

特に、要介護度が高い方や医療ニーズがある方の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を、未整備の圏域を中心に取り組んでいきます。

また、区では、概ね日常生活圏域とされる地域センターの管轄区域を基本として、区内 19 か所に総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務などを行う「地域包括支援センター」を設置しています。

高齢者福祉の地域拠点である地域包括支援センターは、板橋区版 A I P を推進するうえで重要な基盤となり、支援力などサービスの質の向上が常に求められています。そのため、本計画期間においては、基盤整備の重点分野に地域包括支援センターの機能強化を加え、質の向上に継続して取り組みます。

さらに、高齢者福祉分野に限らず、ヤングケアラー支援などの他分野においても、適宜、関係機関への情報提供や連携に努めます。

《介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減》

全国的に介護人材が不足しており、区としても同様の課題が生じています。このような状況のなか、将来にわたり、地域における質の高いサービスを安定的に供給していくために、介護人材を量と質の両面で確保していくための取組を実施していきます。

《介護給付適正化に向けた取組》

適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築するためには、介護給付を必要とする方を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促す、介護給付の適正化という土台の構築が不可欠です。

今後も、限られた資源を効率的・効果的に活用し、必要な給付を適正に提供するための適正化事業をより一層推進していきます。

▶地域密着型サービス整備状況（令和5年8月現在）

日常生活圏域 サービス種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
	板橋	熊野	仲宿	仲町	富士見	大谷口	常盤台	清水	志村坂上	中台	蓮根	舟渡	前野	桜川	下赤塚	成増	徳丸	高島平	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				1		1	1		1	1			1				1	1	8
小規模多機能型居宅介護			1			1	1	1	1		1			1	1	1	1	2	12
看護小規模多機能型居宅介護												1							1
認知症対応型共同生活介護			1			2	3		3	2	1	2	2	2	3		4	4	29
認知症対応型通所介護				1		1	2			4	1	1	1	1		1	1	1	15
夜間対応型訪問介護													1				1		2
地域密着型通所介護	3	3	2	3	1	4	10	3	3	3	4	1	4	3	3	3	5	9	67
特定施設入居者生活介護													1						1
介護老人福祉施設入所者生活介護																			0

○重点事業

⑤-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施策の柱⑤⑥

事業概要	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と医療の一体的なケアや定期的な巡回などが必要な方の在宅生活を24時間体制で支えるサービスです。</p> <p>区内全域をカバーしたサービス提供ができるよう、各圏域での開設を目標に、開設を希望する事業者からの問合せに対応し、開設につながるための情報提供及び共有を行います。</p> <p>また、区民やケアマネジャー等に対する普及啓発を行い、サービス内容の認知度向上を図っていきます。</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中		

⑤-2 小規模多機能型居宅介護

施策の柱⑤⑥

事業概要	<p>小規模多機能型居宅介護は、利用者の状態に応じて、訪問・通所・宿泊サービスを組み合わせたサービスにより、単身高齢者や認知症高齢者などの在宅生活を支えています。</p> <p>区内全ての高齢者が居住する日常生活圏域又は隣接する日常生活圏域にある身近な施設からサービスが受けられるよう、各圏域での整備を目標にしつつも、圏域ごとの高齢者人口や、開設可能な用地の状況等を考慮して整備を進めていきます。</p> <p>整備計画については、第8期計画中に事業者を選定した徳丸三丁目の施設が令和7年度の開設予定となっていることから、これを含んだ形としています。さらに、未整備圏域で1施設の整備を予定しており、いずれの施設も認知症対応型共同生活介護を併設する形での整備を見込んでいます。</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中		

⑤-3 看護小規模多機能型居宅介護

施策の柱⑤⑥

事業概要	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に訪問看護が加わった、医療ニーズがある方の在宅生活を支えるためのサービスです。</p> <p>看護職員や介護職員の確保に加え、事業の採算性や運営ノウハウの構築が困難なことなどから整備が進んでいません。このため、施設数を増やすため、事業者に対して開設につながる情報提供及び共有を行います。</p> <p>整備計画については、第8期計画中に事業者を選定した、西台三丁目の住宅型有料老人ホーム併設施設と、四葉一丁目の認知症対応型共同生活介護併設施設が令和6年度に開設予定となっていることから、これを含んだ形としています。さらに、未整備圏域で、認知症対応型共同生活介護との併設で1施設の整備を予定しています。</p> <p>なお、看護小規模多機能型居宅介護の開設については、立地する圏域のみならず、隣接する圏域に住む方々も利用が可能となるように、利用が可能な隣接圏域を考慮したブロックなどのより広範な配置を検討し整備を行っていきます。</p>
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中		

⑤-4 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

施策の柱⑤⑥

事業概要	<p>認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者の増加に伴い、自宅での生活が困難な方の生活の場として、今後も整備が必要です。事業者の参入意欲も高いサービスとなっています。</p> <p>事業者の公募に際しては、事業者の参入意欲の高さを活かし、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護と併設での事業計画を支援します。</p> <p>整備計画については、第8期計画中に事業者を選定した、四葉一丁目の看護小規模多機能型居宅介護併設施設が令和6年度、徳丸三丁目の小規模多機能型居宅介護併設施設が令和7年度の開設予定となっていることから、これを含んだ形としています。</p> <p>さらに、未整備圏域で、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護との併設で各1施設ずつ、計2施設の整備を見込んでいます。</p>
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画数（累計数）	※年度別事業量については調整中		

⑤-10 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化

施策の柱③

事業概要	<p>○地域の拠点である地域包括支援センターにおいては、支援力などサービスの質の向上が常に求められており、個別ヒアリングにおける事業評価によってセンターの課題や改善策を区が把握し、次年度の契約に反映するなど、今後もPDCAサイクルを活用し、質の向上に継続して取り組みます。</p> <p>○センター間及び区との役割分担や連携体制を強化するため、各専門職同士の連絡会・研修会及び、各地区の第2層協議体（支え合い会議）への参加や、各地域ケア会議等の開催（P.51板橋区版AIPの推進体制を参照）、個別支援や地域活動を通じて、地域包括支援ネットワークの構築を推進していきます。</p> <p>○介護人材の不足や業務の多様化によりセンター職員への負担が増加しており、今後は情報システムの導入等も視野に入れながら、センターにおける人材確保や、業務体制及び連携体制の構築を推進していきます。</p>
------	---

指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催回数	個別ヒアリング	※年度別事業量については調整中		
	小地域ケア会議			
	認知症初期集中支援チーム員会議			
	地域リハビリテーションサービス調整会議			
	地区ネットワーク会議			
	地域ケア政策調整会議			

《コラム》

調整中

○一般事業

事業名	概要	評価指標
No⑤-5 認知症対応型通所介護 施策の柱⑤⑥	認知症対応型通所介護は、認知症ケアに特化した通所介護です。一般的な通所介護とのサービス内容の相違について理解が進まないこともあり、利用実績が減少傾向にあります。本計画では、新規整備は見込んでおりませんが、利用促進に向けたサービス内容の普及啓発を行うなど、事業継続を支援していきます。	※指標、事業量については調整中
No⑤-6 夜間対応型訪問介護 施策の柱⑤⑥	夜間対応型訪問介護は、夜間の定期巡回と通報によって、日常生活の支援や緊急対応などを行うサービスです。通所介護や訪問介護と組み合わせることにより、24時間体制のサービス提供が可能となるため、サービス内容の普及啓発を図るとともに、必要に応じた整備を推進します。	
No⑤-7 地域密着型通所介護 施策の柱⑤⑥	地域密着型通所介護は、定員 18 人以下の小規模な通所介護です。本計画に定める見込量とのバランスを考慮しながら、指定基準を満たす事業者を指定します。	
No⑤-8 地域密着型特定施設入居者生活介護 施策の柱⑤⑥	地域密着型特定施設入居者生活介護は、採算性の問題等により事業者が参入しにくい状況があります。事業者の設置意向があれば相談に応じ、開設や運営に関する支援を行います。	
No⑤-9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 施策の柱⑤⑥	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、採算性の問題等により事業者が参入しにくい状況があります。事業者の設置意向があれば相談に応じ、開設や運営に関する支援を行います。	

○関連施策

⑤-11 介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減

令和7（2025）年には団塊世代の全てが後期高齢者となり、更にはその先の令和22（2040）年にかけて、認知症の有病率や要介護認定率が他の世代と比較して相対的に高い85歳以上人口が急増するため、今後、介護サービスの需要が更に高まることが見込まれており、令和22（2040）年には全国で約69万人の介護人材が不足すると推計されています。

一方で、少子化の影響により、介護分野の担い手不足も深刻化しており、令和4（2022）年度に実施した板橋区介護サービス事業所調査でも、人材不足により新規利用者の受入れを断ったことが「ある」と回答した事業所の割合は、訪問系⁹事業所で62.8%、居宅介護支援事業所で51.0%に上っています。

このような状況のなか、将来にわたり、地域における質の高い介護サービスを安定的に供給していくためには、介護人材を量と質の両面で確保していくための取組を今まで以上に推進していくことが重要です。

また、限られた人的資源を有効に活用するためには、専門知識を持つ介護人材が利用者のケアに集中できる環境整備も必要となります。

本計画では、これまで区が実施してきた介護人材の確保・育成・定着支援、介護現場の負担軽減の取組を推進していくとともに、資格取得補助事業の拡充や、ICT技術の活用による電子申請・届出システムの導入などの取組を実施してまいります。

⁹ 訪問系：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

○第9期計画期間における主な取組

人材確保事業	介護職員資格取得費用助成事業（仮称）
	介護に関する入門的研修及び就労相談会事業
	福祉修学資金貸付制度
人材育成・定着支援事業	主任ケアマネジャー支援事業
	介護サービス従事者研修
介護現場の負担軽減	介護分野の文書に係る負担軽減に向けた取組

▲人材確保事業

1-1 介護職員資格取得費用助成事業（仮称）

事業概要	令和2（2020）年度より、介護の仕事をするうえで最も基本的な知識・技術を学ぶ介護職員初任者研修課程の受講料の助成事業を実施してきましたが、令和6（2024）年度からは、より専門的な知識や技術の修得するための介護職員実務者研修課程の受講料についても助成対象とし、介護人材の確保をより一層推進していきます。
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初任者研修課程 助成件数	※年度別事業量については調整中		
実務者研修課程 助成件数			

1-2 介護に関する入門的研修及び就労相談会事業

事業概要	<p>介護に関する入門的研修は、これまで介護に関わりがなかった方に入門的な知識や技術を学んでもらい、不安なく介護分野に就労してもらえよう、後押しすることを目的に創設されました。</p> <p>区では平成30（2018）年度から、生活援助訪問サービス従事者養成研修を実施し、介護の担い手を増やす取組を進めてきましたが、令和3（2021）年度からは研修カリキュラムを拡充し、介護に関する入門的研修として実施しています。</p> <p>元気高齢者や子育てが一段落した方など、より幅広い層の方に研修を受講してもらえよう、事業の認知拡大を図ります。修了後には区内の訪問・通所事業所との就労マッチング支援を行い、介護分野への就労を支援していきます。</p>
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修修了者のうち、就労に 結び付いた人数の割合	※年度別事業量については調整中		

1-3 福祉修学資金貸付制度

事業概要	<p>社会福祉士、介護福祉士など対象となる6職種の学校、養成施設*に在学又は入学許可を受けている区民の方で、経済的理由により修学困難な方に対し、無利子で修学等に必要な資金を貸し付け、福祉分野での修学を支援します。卒業後、区内の医療施設・福祉施設*に5年間継続して勤務することで、修学資金の返還は全額免除になります。</p> <p>(*には対象外施設があります)</p> <p>○対象職種：社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸付件数	※年度別事業量については調整中		

▲人材育成・定着支援事業

2-1 主任ケアマネジャー支援事業

事業概要	<p>ひとり暮らしや認知症高齢者の増加に伴い、多方面に課題を抱える方が増加していることから、ケアマネジメントスキルの高いケアマネジャーの育成が求められています。</p> <p>区では地域包括支援センターや板橋区主任介護支援専門員協議会と連携・協働し、研修や連絡会を通じて、ケアマネジメント力の向上や医療・介護連携の推進など、主任ケアマネジャーが中心となって、地域における包括的・継続的ケアマネジメントが実践できる体制づくりを支援していきます。</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任ケアマネジャー研修	※年度別事業量については調整中		
事業者交流会			
主任ケアマネジャー連絡会			

2-2 介護サービス従事者研修

事業概要	<p>介護保険サービスやケアの質の向上をめざし、ケアマネジャーや訪問・通所・入所介護事業などに携わる介護職員のスキルアップを図る研修を実施します。</p> <p>また、多職種で連携し、要介護（支援）者の自立に向けた環境整備を図れるよう住宅改修・福祉用具研修を実施します。実施にあたっては研修アンケートの結果や事業者団体の意見などを参考に、ニーズに沿ったテーマや講師選定など行い、効果的な実施に努めます。</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジャー研修	※年度別事業量については調整中		
介護職員研修			
住宅改修・福祉用具研修			

▲介護現場の負担軽減

3-1 介護分野の文書に係る負担軽減に向けた取組

事業概要	<p>介護分野の人材不足が深刻化するなか、質の高い介護サービスを安定して供給していくためには、介護従事者が利用者の介護に集中できる環境づくりが重要です。</p> <p>国、指定権者¹⁰、保険者、介護サービス事業者の間でやり取りされる文書を削減し、事務手続に係る負担軽減を図っていくため、国の方針に沿って、以下の取組を実施していきます。</p>
------	--

取組名	実施内容
標準様式の導入	電子申請・届出システムの運用開始に先行して、国が示す申請書の標準様式を導入します。
電子申請・届出システムの運用開始	令和6（2024）年度内を目途に、電子申請・届出システムを導入し、指定申請に係るオンライン申請の受付を開始します。
実施指導の標準化	<p>国の指導指針を踏まえ、実地指導における標準化の取組を推進します。</p> <p>また、更なる負担軽減を図るため、ICT等の活用についての周知を図ります。</p>

¹⁰ 指定権者：事業所の開設許可を出す自治体。区が指定権者となっているサービスには地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスがある。

⑤-12 介護給付適正化に向けた取組

施策の柱⑥

(1) 目的

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする方を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

限られた資源を効率的・効果的に活用し、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をより一層推進していきます。

(2) 具体的取組

① 要介護認定の適正化

要介護認定が全国一律の基準で遅滞なく適正（公平）に実施されるよう、認定調査と認定審査の平準化を進めます。

前計画期間での取組状況	
認定調査員の資質向上を図るため、国から提供される業務分析データを活用し、効果的な研修の実施に努めました。認定審査においても、複数ある合議体が共通認識を持って公平な審査判定ができるよう、合議体長会（各合議体の長が集まる会議）において板橋区の審査判定の特徴や傾向の把握・共有、同一事例を用いた模擬審査の実施による判定根拠の確認などを行いました。	
現状と課題	
認定調査は、研修等を通じた調査内容の精度向上に努めていますが、今後は調査項目の選択におけるばらつきの解消を図り、さらなる平準化に努めていく必要があります。認定審査は、今後の認定申請件数の増加に向け、より迅速な審査の実施が求められています。	
本計画期間での取組方針	
実施内容 ・方針	<ul style="list-style-type: none"> ●認定調査は、認定調査員の資質向上や調査内容の精度向上に向けた取組を継続しつつ、平準化に向けたより効果的な改善策について検討していきます。 ●認定審査は、WEB審査会を実施してDXを推進するとともに、引き続き業務分析データを活用し、各合議体に審査判定傾向を提示します。 ●要介護認定を遅滞なく行うため、認定までに要する日数を把握し、認定調査員や医療機関に対して進捗確認を行います。
目標	※目標、事業量については調整中

② ケアプラン点検

ケアプラン（居宅サービス計画）の記載内容について、資料提出や事例提出者との質疑応答により、ケアマネジャーと区職員が協力して点検を実施し、自立支援に資するケアマネジメントの向上をめざします。

前計画期間での取組状況	
	東京都のガイドラインを活用したケアプラン点検に加え、居宅介護支援事業所への実地指導と一体的に実施するケアプラン点検や、頻回な訪問介護（生活援助中心型）を位置付けたケアプランに対するケアプラン点検を実施するとともに、令和5（2023）年度からは、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居者に焦点をあてた高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を開始しました。
現状と課題	
	東京都のガイドラインを活用したケアプラン点検や、居宅介護支援事業所への実地指導と一体的に実施するケアプラン点検等を実施することにより、目標件数を概ね達成できている状況です。 また、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検については、令和5（2023）年度から、点検を開始したこともあり、より効率的かつ効果的な実施方法を検討する必要があります。
本計画期間での取組方針	
実施内容 ・方針	<ul style="list-style-type: none">●東京都のガイドラインを活用したケアプラン点検については、区内のケアマネジャーや地域包括支援センター職員と協力しながら多職種で行います。●居宅介護支援事業所への実地指導と一体的に実施するケアプラン点検については、居宅介護支援に従事するケアマネジャー全員を対象とします。●頻回な訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたケアプランに対するケアプラン点検については、未届の居宅介護支援事業所に対して、届出の督促を行います。●高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検については、より効率的かつ効果的な実施方法を検討していきます。
目標	※目標、事業量については調整中

③ 住宅改修等の点検

制度の趣旨や利用者の生活実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修及び福祉用具の利用がなされていないか点検を行うことで、適正な給付の実現をめざす取組です。

前計画期間での取組状況	
住宅改修又は福祉用具購入申請の書類審査を行い、必要に応じて訪問調査を実施しました。ケアマネジャーや事業者等の制度理解を促進するため、毎年度1回、研修を行いました。	
現状と課題	
住宅改修や福祉用具の利用については、利用者の身体状況や生活環境を踏まえ、自立支援に寄与するものである必要があります。保険者として、改修や利用が適正に行われているか確認し、審査の中では是正を図っていく必要があります。	
本計画期間での取組方針	
実施内容 ・方針	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の身体状況等にあった適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、書類審査を行い、必要に応じて事業者への指導や訪問調査等を実施します。 ●制度趣旨や手続き等への理解を深めるため、事業者に対し研修会を実施します。
目標	※目標、事業量については調整中

④ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検は、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性などを点検することで、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処置を行う取組です。

医療情報との突合は、健康保険等の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除等を図る取組です。

前計画期間での取組状況	
国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から提供される帳票等に基づき、縦覧点検、医療情報との突合を実施し、請求内容に疑義が生じた事業所に対して、確認等適正な処置を行うよう促しました。 また、縦覧点検においては、加算要件の確認に係る帳票を1種類増やすことができました。	
現状と課題	
縦覧点検については、加算の要件を正しく理解できていない事業者が多いことや、算定にあたり、居宅介護支援事業者とサービス事業所とが正しく連携をとれていない事例が、多く見受けられることが課題となっています。	
本計画期間での取組方針	
実施内容 ・方針	<ul style="list-style-type: none"> ●縦覧点検、医療情報との突合を継続して実施するとともに、より正確な検査に努めます。また、事業所及び医療機関の理解を深めるため、詳細な内容を通知することで、適正な請求に繋げていきます。 ●縦覧点検においては、費用対効果を鑑み、今後未着手の帳票の点検を行うかどうかの検討を進めていきます。
目標	※目標、事業量については調整中

⑤ 介護給付費通知

介護サービス利用者に対し、自身が利用したサービス内容を通知することにより、介護サービス給付の適正化へつなげる取組です。

前計画期間での取組状況	
介護サービス利用者へサービス種別や利用者負担額などを記載した通知を年1回郵送しました。通知の際に、通知の目的などを記載した案内を同封しました。	
現状と課題	
利用者が給付費通知の趣旨を理解し、自身のサービス利用状況の確認を行うよう、同封する案内文などをできる限りわかりやすくする必要があります。	
本計画期間での取組方針	
実施内容 ・方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 2か月分の介護サービス費の内訳を通知します。 ● 給付費通知の目的や見方などを記載した案内を同封します。
目標	※目標、事業量については調整中

⑥ 給付実績の活用

不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るために、給付実績を活用する取組です。

前計画期間での取組状況	
<p>国保連から提供される給付情報を確認し、実地指導の対象事業所のサービス内容の偏りの有無や、加算の取得状況等の確認を行いました。</p> <p>また、令和5（2023）年度より、限度額に対してサービスが過剰又は特定のサービスに偏りのあるケアプラン（居宅サービス計画）を一定以上作成している事業所を抽出し、ケアプラン点検を行いました。</p>	
現状と課題	
国保連から提供される帳票等の給付実績データの活用は不十分な面もあり、改善していく必要があります。また、国保連が開催する研修等に参加する等、各帳票の効率的・効果的な活用方法を検討する必要があります。	
本計画期間での取組方針	
実施内容 ・方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導の際に対象事業所の状況を事前に把握するため、国保連から提供される帳票等を活用していきます。 ● 国保連から提供される帳票等の給付実績を基に、限度額に対してサービスが過剰かつ特定サービスに偏りのあるケアプラン等、平均値から乖離しているケアプランや事業所を抽出し、ケアプラン点検を実施していきます。
目標	※目標、事業量については調整中

⑥ シニア活動支援

平均寿命が 80 歳を超える中で、65 歳以降の高齢期に入っても元気でアクティブなシニア世代、いわゆる元気高齢者が増加し、「生涯現役」「人生 100 年時代」と言われるようになりました。

高齢期において介護を必要とすることなく、元気に暮らすためには、健康寿命を延伸することが重要であり、老後になってからの介護予防・健康増進の取組だけでなく、現役時代からフレイル予防に取り組むとともに、外出や人との交流の機会を持ち続けることが大切です。

そこで区は、「シニア世代活動支援プロジェクトの推進」や「ふれあい館」等の事業において社会活動の場を提供し、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりや生きがいづくりを促進することで、健康寿命の延伸につなげています。

また、就労意欲をもった高齢者も増加しており、自らの持つ経験や能力を生かしながら社会的に活躍できる環境を整えることが求められており、多様化する求職者のニーズに対応し、ニーズの高い職種等の開拓を行うことで、高齢者と希望職種とのマッチングを行っていきます。

《フレイル¹¹予防事業の導入及び関係機関との連携》

区では、令和元（2019）年度から、シニア世代活動支援プロジェクトの一環として、東京大学高齢社会総合研究機構（IOG）のプログラムを導入しています。

IOGのプログラムは、栄養（口腔機能）・運動・社会参加の3つを柱としたものであり、これら3つの柱は相互に影響し合っているため、バランスよく実施することがフレイル予防に繋がります。

また、区と包括協定を結んでいる東京都健康長寿医療センターでは、令和2（2020）年度より「介護予防・フレイル予防推進支援センター」を設置し、専門的な研究・知見のもとフレイル予防について総合的に取り組んでいます。

今後も、IOG及び東京都健康長寿医療センターと連携・協力し、シニア世代活動支援プロジェクト事業を推進していきます。



【出典：フレイル予防ハンドブック（IOG）】



【出典：フレイル予防ハンドブック（IOG）】

¹¹ フレイル：年を取って心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥る。兆候を早期に発見し、適切に対応することで、進行を遅らせたり、健康な状態に戻すことができる。

○重点事業

⑥-1 シニア世代の社会参加・活動支援

(シニア世代活動支援プロジェクトの推進)

施策の柱①

事業概要	<p>誰一人取り残さない安心・安全なまち（SDGs戦略ビジョン）戦略に向けて、シニア世代活動支援プロジェクトでは、趣味、就労、社会貢献活動など自身の健康や生きがいのために情報を集め、主体的に活動している高齢者はもとより、活動する意欲はあるが、自身のやりたいことが見つからないなどを感じている高齢者も含めて、社会活動の意義・重要性の情報を提供し、意識啓発を図ります。</p> <p>また、リーディング事業である「フレイル予防事業」をはじめ、地域社会や様々な分野における担い手となるよう地域活動入門講座や就労支援セミナーをきっかけづくりの場を提供すべく、「ガイダンス・トライアル事業」を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フレイル予防事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) フレイルサポーター養成講座 (2) フレイルチェック測定会 ○意識啓発と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大人の活動ガイド「ステップ」のPR (2) 「社会参画・社会貢献ニュース」発行 (3) プロジェクト推進講演会開催、福祉施設ボランティア推進事業 ○ガイダンス・トライアル事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 絵本読み聞かせ講座 (2) 地域活動入門講座 (3) 就労支援セミナー
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フレイルチェック測定会実施圏域	※年度別事業量については調整中		
フレイルチェック測定会参加者数			
フレイルサポーター養成数			
絵本読み聞かせ講座			

⑥-2 高齢者の就業支援（シニア世代活動支援プロジェクトの推進）

施策の柱①

事業概要	<p>同プロジェクト推進のため設置している「就労支援等連絡協議会」を活用して、区・アクティブシニア就労支援センター（社会福祉協議会）・シルバー人材センターが連携し、職業紹介や就業機会の提供などを実施し、高齢者の多様なニーズにあった就業支援を行っています。</p> <p>また、平成 29（2017）年度より、高齢化が進む高島平地域の雇用就業の場を確保するため、シニア世代の雇用就業の拠点として「WORK ‘S 高島平」を高島平ふれあい館内に開設しています。</p> <p>「WORK ‘S 高島平」はアクティブシニア就業支援センター機能を有するブランチとしての機能を設け、同地域のシニア世代に対し、雇用就業に係る相談、受託事業及び求人の紹介等の各種支援を行います。</p> <p>さらに、シルバー人材センターにおいても、同地域のシニア世代に対し、就業情報の掲示閲覧を行うことにより、利用者や会員の利便性の確保はもとより、同地域において入会説明会を開催し、会員数の増加や就業につなげています。</p> <p>※指標は、WORK ‘S 高島平を含む全体数。</p>
------	--

指標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
求職者数（アクティブシニア就業支援センター）	※年度別事業量については調整中		
就業人数（アクティブシニア就業支援センター）			
会員数 （シルバー人材センター）			
就業人数 （シルバー人材センター）			

○一般事業

事業名	概要	評価指標
No⑥-3 ふれあい館 施策の柱①	60 歳以上の区民を対象に、運動室・浴室などを設け、健康増進・教養の向上・介護予防などを図るための施設です（区内 5 館）。時代のニーズに即し、高齢者のデジタルデバインド解消のためのスマートフォン相談会などの開催やアクティブシニア活躍の活動拠点化を通じて、地域社会におけるふれあい館の存在価値を高めていきます。	※指標、事業量については調整中

⑦ 啓発・広報

「板橋区版A I P」がめざす、「年を重ねても安心して住み慣れたまち（地域）に住み続ける」という理念を実現するためには、区民の方々一人ひとりが在宅医療や介護、住まい、介護予防、生活支援等について理解し、「自分ができること」や「地域で取り組むこと」について考え、実践することが重要です。

前計画期間では、区民の方々への啓発・広報を重点分野として「板橋区版A I P」に関する広報紙の作成、区役所のプロモーションスペースでのポスター展示等により、広く区民の方々に対して普及・啓発を行ってきました。

令和4（2022）年11月の板橋区介護保険ニーズ調査によると、「板橋区版A I Pを知っている」の割合は令和元年度の前回調査から横ばいの約2割ですが、「どのような取組を行っているかも知っている」の割合が前回調査と比較して上昇しました。

まだ「板橋区版A I P」についての認知度は、十分に高まっているとは言えない状況であるため、引き続き周知・広報に努めていくとともに、SNSの活用など新たな機会を捉えて普及・啓発を進めていきます。

○重点事業

⑦-1 区民への周知

事業概要	<p>A I P広報紙「住ま居る～いつまでも笑顔で～」を発行し、新聞折り込みによる全戸配布と関係機関への配布を行っています。その他にも、区役所のプロモーションスペースでの板橋区版A I Pの紹介ポスターの掲示など、広く周知を行っています。</p> <p>今後は、A I Pの各事業について、わかりやすく明示できるよう紹介方法等を検討するとともに新たな機会を捉えて普及・啓発を進めていきます。</p>
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
板橋区版A I Pの認知度	※年度別事業量については調整中		

令和4年度の認知度：約20%



A I P広報紙

「住ま居る～いつまでも笑顔で～」



区役所プロモーションスペース
板橋区版A I Pのポスター掲示

2 災害や感染症に対する備え

災害の発生時において、安心・安全に生活し続けるためには、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があります。

そのため、個別避難計画作成の推進、BCP（業務継続計画）の整備・充実や、情報提供体制の確保などの支援体制の構築に取り組んでいきます。

また、介護サービス事業所の感染予防対策の強化を支援するため、区では、希望する介護施設を対象としてPCR検査などの感染対策を実施した場合の経費を支援する事業を令和2（2020）年12月から実施しています。

今後も介護サービス事業者と連携を取りながら、感染拡大予防に有益な情報提供や研修の実施など、状況に応じた支援を行っていきます。

事業名	概要
板橋区版簡易型BCPモデルを活用した介護施設へのフォローアップ支援	感染症や災害への対応力と業務継続に向けた取組の強化を図るため、区内の介護事業所を対象とし、板橋区版簡易型BCPモデルを活用したBCPの整備・見直し、避難訓練の実施などの支援を行います。
福祉避難所の整備・環境の充実	災害時に避難を余儀なくされた避難行動要支援者等の受入体制確保のため、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を行います。
避難行動要支援者登録名簿の作成・運用	避難行動要支援者から外部提供に関する同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる関係者に提供することにより、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。
個別避難計画の作成・更新	避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとともに、年1回更新することで、災害時のすみやかな避難の促進に取り組めます。
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進	区内の浸水想定区域などにある老人福祉関係施設等に対し、水害時に要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進に取り組めます。

第5章



介護保険サービスの見込みと 保険料の算定

- 1 介護保険サービス・事業の利用実績及び利用量の見込み
- 2 介護保険事業費及び介護保険料

5 介護保険サービスの見込みと保険料の算定

介護保険制度は、加齢による病気などにより介護を要する状態となっても、その有する能力に応じ、自立した日常生活を送れるように、必要なサービスを総合的かつ一体的に受けられるよう平成12（2000）年4月から開始した制度で、創設から24年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、発展してきました。

団塊世代が全て後期高齢者となる令和7（2025）年はもとより、高齢者数がピークを迎える局面となり、生産年齢人口の急減に直面する令和22（2040）年に対応できるよう、真に必要なとする介護サービスが適正に提供されるよう、持続可能な介護保険制度を運営していきます。

介護保険サービス・事業の利用実績及び利用量の見込み

保険給付サービス（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）及び地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業）について、前計画期間の給付実績の推移をもとに、本計画期間における介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み及び地域支援事業に位置づけられている各事業のサービス量の見込みを推計します。

介護保険事業費及び介護保険料

本計画期間における介護保険事業費は、要介護（要支援）認定者数の増加や介護サービス事業所及び介護保険施設の整備等に伴い増加が見込まれます。

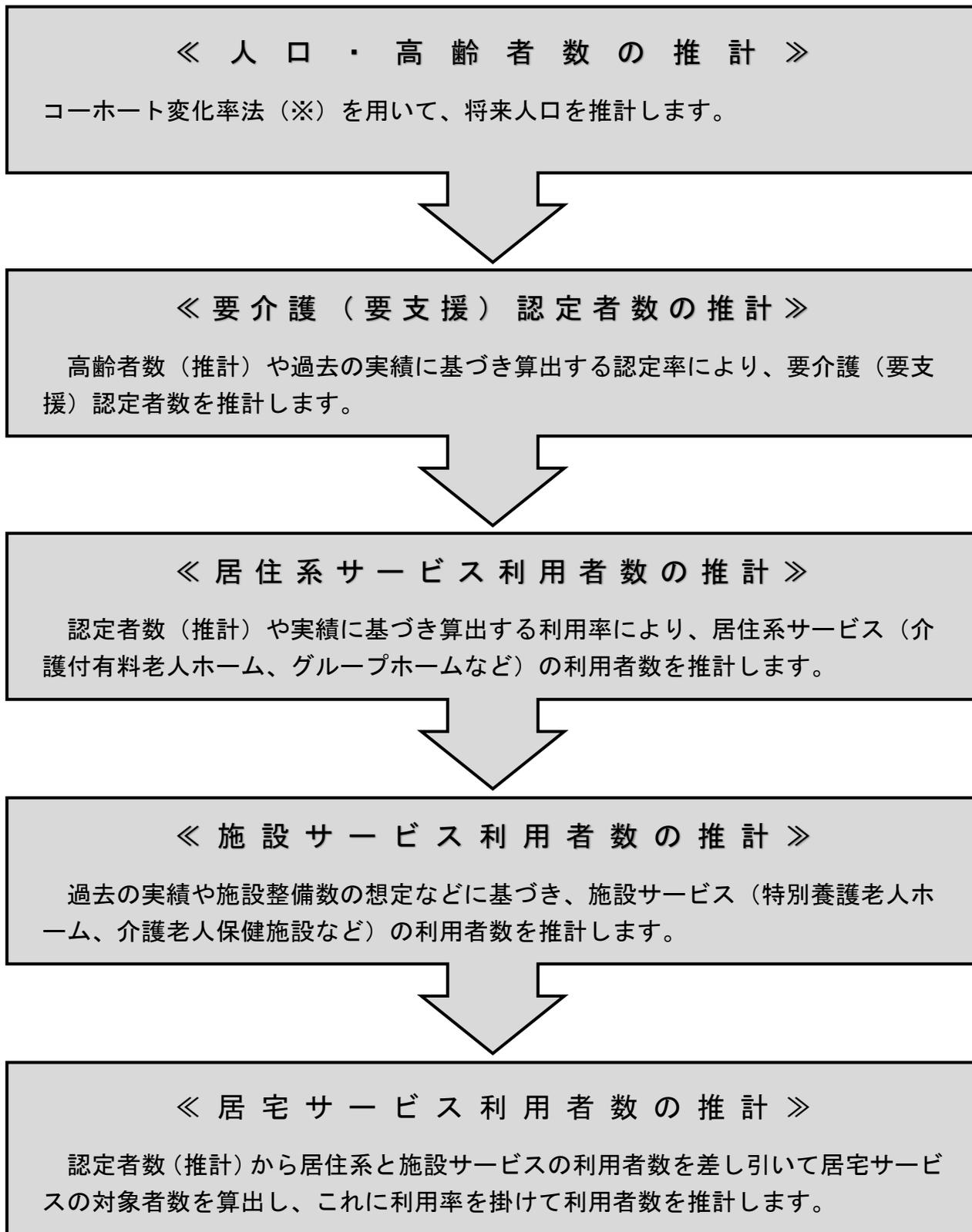
これらは介護保険料が上昇する要因となるため、これまで積み立てた介護給付費準備基金を活用し、介護保険料の急激な上昇をできる限り抑えます。

令和5年度の実績については、年度途中であるため一部期間での実績をもとに推計した年間の見込値を記載する予定です。

- ・「素案」の段階では、令和5年度の実績の推計値が出ていないことから、空白としています。
- ・「素案」の段階では、第9期計画の計画値が出ていないことから、空白としています。

1 介護保険サービス・事業の利用実績及び利用量の見込み

(1) サービス量の推計基準



※ コーホート変化率法：各コーホート（同一年代に生まれたグループ）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(2) 介護保険サービス見込み量の推計時の留意点

高齢者人口の動向、介護給付等対象サービスの給付実績を見ながら、現在の利用者数、居宅要介護者のサービス利用の意向等を勘案し、以下の点に留意しながら、介護保険サービス量を見込みます。

- 要介護（要支援）認定者の増加
後期高齢者の増加とともに要介護（要支援）認定者及び介護サービス利用者の増加が見込まれます。
- 介護サービス事業所及び介護保険施設の整備
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の新たな整備が予定されています。
- 介護報酬の見直し
令和6（2024）年度に介護報酬の改定が見込まれます。
- 医療療養病床から介護保険施設等への転換
地域医療構想による将来の医療提供体制への移行に伴い、介護保険施設や居宅サービスに係る介護給付サービスの利用の増加が予想されます。
- 給付と負担の見直し
「給付と負担」に係る国の方針見直しの影響が予想されます。

(3) 保険給付サービス

① 居宅サービス（介護予防サービス）

ア 居宅サービス（要介護者対象）

居宅サービスは、要介護者を対象とするサービスです。自宅での介助・援助（訪問系）や送迎付きデイサービス（通所系）などのサービスがあり、組み合わせて利用することができます。

訪問看護、居宅療養管理指導、及び短期入所療養介護などの医療系サービスは、年々利用者数が大幅に増加しています。

高齢者数の増加に伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患等の要介護者が増加してきていることが要因であると考えられ、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきています。

(年間の延べ利用回数・延利用人数・延利用日数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回	1,357,039	1,408,281				
	人	58,598	60,039				
訪問入浴介護	回	21,471	22,079				
	人	4,565	4,634				
訪問看護	回	318,010	357,536				
	人	32,529	35,398				
訪問 リハビリテーション	回	41,813	38,584				
	人	3,248	3,041				
居宅療養管理指導	人	80,528	85,017				
通所介護	回	475,349	478,287				
	人	46,426	47,462				
通所 リハビリテーション	回	98,789	98,971				
	人	13,160	12,943				
短期入所生活介護	日	89,363	90,227				
	人	8,797	9,094				
短期入所療養介護	日	7,705	8,063				
	人	1,005	1,134				
特定施設 入居者生活介護	人	23,408	24,302				
福祉用具貸与	人	87,334	91,076				
特定福祉用具販売	人	1,422	1,360				

調整中

イ 介護予防サービス（要支援者対象）

介護予防サービスは、要支援者を対象とするサービスです。訪問系や通所系のサービスなどがあり、組み合わせて利用することができます。

介護予防サービスの利用状況において、利用者数が増加しているサービスは、介護予防訪問看護や介護予防居宅療養管理指導などの医療系サービスとなっています。

（年間の延べ利用回数・延利用人数・延利用日数）

年 組		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問 入浴介護	回	79	45				
	人	16	13				
介護予防訪問看護	回	45,367	43,341				
	人	6,013	6,191				
介護予防訪問 リハビリテーション	回	8,513	8,423				
	人	760	732				
介護予防 居宅療養管理指導	人	8,006	8,230				
介護予防通所 リハビリテーション	人	4,020	3,365				
介護予防 短期入所生活介護	日	1,138	1,074				
	人	226	195				
介護予防 短期入所療養介護	日	42	13				
	人	4	3				
介護予防特定施設 入居者生活介護	人	3,091	2,861				
介護予防 福祉用具貸与	人	27,782	28,555				
介護予防 特定福祉用具販売	人	596	504				

調整中

② 地域密着型サービス

ア 地域密着型サービス（要介護者対象）

地域密着型サービスは、要介護等の状態となっても可能な限り地域での生活を続けられるよう、身近な区市町村で提供されるサービスです。原則として、その区市町村の被保険者のみをサービスの対象としています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用は一貫して増加傾向にあり、今後も需要が増加すると考えられます。

(年間の延べ利用回数・延利用人数・延利用日数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人	1,624	1,893				
夜間対応型 訪問介護	人	119	160				
地域密着型 通所介護	回	132,588	150,022				
	人	16,990	18,179				
認知症対応型 通所介護	回	40,327	34,145				
	人	3,952	3,448				
小規模多機能型 居宅介護	人	2,301	2,412				
認知症対応型 共同生活介護	人	5,822	5,823				
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人	112	125				
看護小規模多機能型 居宅介護	人	37	22				

調整中

イ 地域密着型介護予防サービス（要支援者対象）

地域密着型介護予防サービスは新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的に実績が落ち込んでいますが、介護予防小規模多機能型居宅介護は、少しずつ利用実績が回復しています。

(年間の延べ利用回数・延利用人数・延利用日数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防 認知症対応型 通所介護	回	7	0	調整中			
	人	2	0				
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	人	228	272				
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	人	44	18				

③ 施設サービス

施設サービスは、要介護者が介護保険施設へ入所して受けられるサービスです。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は平成27（2015）年度から新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

施設サービスの利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることなく、利用実績の推移は概ね横ばいとなりました。

また、介護療養型医療施設は、令和6（2024）年3月末までは移行期間として施設自体は機能しますが、移行期間終了後は介護医療院へと移行します（板橋区内の介護療養型医療施設は全て介護医療院へ移行しました）。

(年間の延べ利用回数・延利用人数・延利用日数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人	23,500	23,194	調整中			
	人	10,685	11,470				
介護療養型医療施設	人	1,399	667				
介護医療院	人	393	812				

④ その他

ア 居宅介護支援

在宅の要介護者・要支援者がサービスを適切に利用できるように、要介護者の依頼を受けた居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）又は要支援者の依頼を受けた地域包括支援センターが、利用者の心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望を勘案し、ケアプランの作成、事業者との連絡調整等を行うサービスです。

介護予防支援の利用者数は増加傾向にあり、要支援者の増加に伴ってサービスの利用も増加傾向にあります。

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援 (要介護者向け)	人	122,781	126,287		調整中		
介護予防支援 (要支援者向け)	人	33,561	33,842				

イ 住宅改修・介護予防住宅改修

自立した生活をめざすために生活環境を整えるサービスです。住宅の改修が必要な場合、改修費を支給します。

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修 (要介護者向け)	人	707	698		調整中		
介護予防住宅改修 (要支援者向け)	人	443	425				

(4) 地域支援事業

地域支援事業に位置づけられている3つの事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）について、地域のニーズや資源など地域の実情を踏まえて、必要な事業量を見込みます。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27（2015）年4月の介護保険法の改正に基づき、板橋区では平成28（2016）年4月から総合事業を開始しました。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

i 訪問型サービス

（区内指定事業所数/年間の延利用人数）

区分	年度		実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	予防訪問サービス	事業所数	130	126	調整中			
		人	8,887	7,946				
	生活援助訪問サービス	事業所数	131	127				
		人	17,034	16,637				

※区内指定事業所数は年度末時点。

※生活援助訪問サービスのみの実施事業所は板橋区シルバー人材センターに限る。

ii 通所型サービス

(区内指定事業所数/年間の利用回数・延利用人数)

区分	年度		実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス	予防通所サービス	事業所数	79	79	調整中			
		人	8,601	7,946				
	生活援助通所サービス	事業所数	69	67				
		人	21,603	22,919				
短期集中通所型サービス	運動コース	回	92	96				
		人	728	856				
	健口カムカムコース	回	25	40				
		人	96	170				
	食事でできる体づくりコース	回	44	36				
		人	125	106				
	元気花まるコース	回	248	220				
		人	895	773				
住民主体の通所型サービス	登録団体	団体数	26	24				
	実施回数	回	915	1,262				
	要支援者及び事業対象者(実人数)	人	203	192				
	要支援者及び事業対象者(延人数)	人	3,303	4,585				
	参加人数(延全体数)	人	9,411	15,752				

※通所型サービスの区内指定事業所数は年度末時点。

※通所型サービスは提供時間により「予防通所サービス」と「生活援助通所サービス」に分類。1事業所につき複数の提供時間に対応している事業所もある。

※表中、「元気はなまるコース」は旧あたまとからだの元気教室、「脳と体のトレーニングコース」は旧いきいきコース

iii 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、介護予防・生活支援サービスが適切に提供できるようにするため、要支援者・事業対象者に対し地域包括支援センターがアセスメントを行い、その方の状態や置かれている環境等に応じて本人が自立した生活を送ることができるようケアプランの作成を行います。介護予防サービスを含むケアプランを作成する場合は、介護予防支援として提供されます。

※介護予防ケアマネジメントには、3つの類型があります。

- ・ケアマネジメントA：指定事業者によるサービスを使う場合
- ・ケアマネジメントB：短期集中型サービスを使う場合
(指定事業者によるサービスは使わない)
- ・ケアマネジメントC：住民主体の通所型サービスのみを使う場合

(年間の延利用件数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジメントA	件	20,905	27,994				
ケアマネジメントB	件	651	580				
ケアマネジメントC	件	16	22				

調整中

イ 一般介護予防事業

i 介護予防把握事業

(年間の延利用人数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター							
元気力（生活機能） チェックシート有効回答者	人	536	977				
事業該当者	人	393	664				
元気力測定会							
元気力（生活機能） チェックシート有効回答者	人	55	130				
事業該当者	人	35	61				

調整中

ii 介護予防普及啓発事業

(年間の延参加者数・実施回数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
旧いこいの家 (介護予防スペース)の運用	団体	31	令和3年度で終了				
いたばし健康まつり出展	人	令和2年度で終了					
在宅高齢者食生活支援事業	人	26	42	調整中			
介護予防スペース 「はすのみ教室」	人	1,219	1,739				
公衆浴場活用介護予防事業	人	5,511	6,440				
認知症予防事業 (脳力アップ教室)	人	199	284				
介護予防サービス推進事業							
介護予防ケアマネジメント 担当者連絡会	回	4	4				
介護予防ケアマネジメント 研修	回	2	2				

iii 地域介護予防活動支援事業

(年間の延参加者数・実施回数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防グループ支援事業	人	1,043	1,434				
地域ボランティア養成事業							
介護予防サポーター養成講座	延人数	105	137				
介護予防自主グループ活動支援事業							
介護予防出前講座等	人	253	183				
ウェルネス活動推進団体支援事業	団体	—	48				

調整中

※表中、介護予防グループ支援事業は旧高齢者出前講座

iv 一般介護予防事業評価事業

(年間の実施回数)

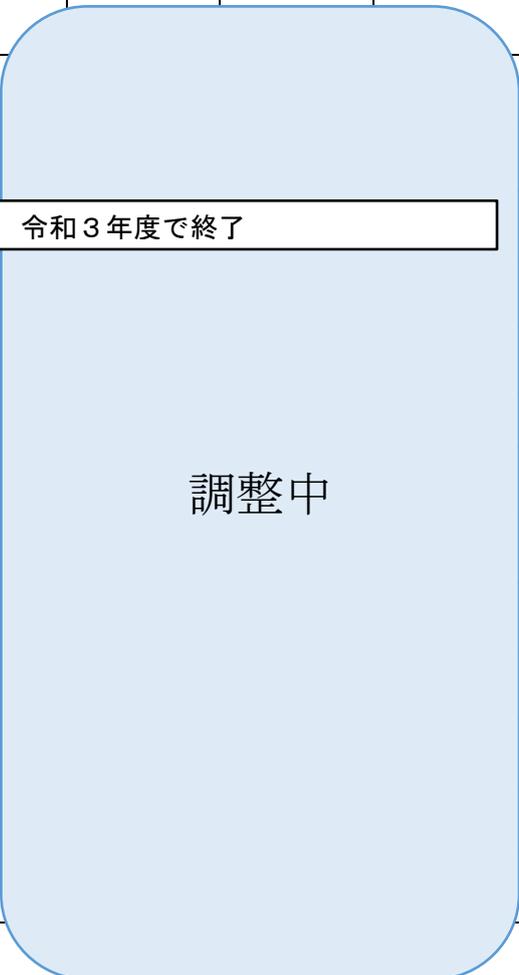
年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス評価事業	回	1	1				

調整中

v 地域リハビリテーション活動支援事業

(年間の延参加者数・実施回数)

年度		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション 連携会議	回	2	2				
地域リハビリテーション サービス調整会議	回	9	9				
地域リハ推進シンポジウム	回	1	1				
地域リハビリテーション 講座（ケアマネジャー向け）	回	1	令和3年度で終了				
地域リハビリテーション 講座（地域サロン向け）	回	3	3				
失語症会話パートナー 養成講座	回	9	9				
住民主体型介護予防事業							
10の筋トレ活動グループ	団体	90	97				
10の筋トレ体験講座	回	6	6				
グループへのリハ職派遣 （説明会、立ち上げ支援含む）	回	80	111				
オンライン10の筋トレ	回	52	52				
地区合同筋トレ	回	6	9				
区合同大会	回	0	1				
介護予防プラス出前講座	回	12	39				
介護予防推進連絡会	回	0	1				



※表中、「地域リハ推進シンポジウム」は、旧生活期のリハ・ケア推進シンポジウム

② 包括的支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

ア 総合相談支援事業・権利擁護事業

区では 19 か所の地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談と支援を行っています。

- 高齢者の様々な相談を受け、介護・保健・医療・福祉の各種サービスなどが適切に受けられるよう必要な関係機関につなぐとともに、訪問や電話等による相談や支援を行います。
- 高齢者に対する虐待防止や困難事例などへの対応について、専門的・継続的な視点から関係機関と連携し、高齢者の権利擁護に取り組んでいます。

○地域包括支援センター相談件数

(単位：件)

相談方法	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
来所	7,606	8,571	調整中
電話	62,258	64,138	
訪問	37,688	40,775	
その他	2,476	3,507	

○地域包括支援センター相談内容

(単位：件)

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
介護保険制度	4,210	5,446	調整中
介護保険要介護（要支援）認定	17,484	19,116	
介護保険在宅サービス	45,598	47,221	
介護保険施設サービス	1,771	2,032	
介護・福祉サービス	2,265	2,692	
福祉用具・用品・住宅改修	7,369	8,661	
みまもり支援サービス	7,047	7,286	
一般介護予防・総合事業	14,997	17,242	
老人ホーム（介護保険外）	1,184	1,500	
医療・保健	18,330	20,841	
就労・生きがい	402	574	
経済	2,058	2,049	
住宅	1,553	1,946	
生活・家庭	7,699	8,286	
権利擁護関係	2,134	2,456	
認知症相談	4,505	4,236	
虐待・緊急対応	1,146	1,220	
地域密着型サービス	653	720	
その他	3,431	3,374	

(年間の実施回数・延参加者数)

年度	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター運営事業						
地域ケア運営協議会	回	4	4			
相談・支援事業						
おとしより専門相談	人	26	27			
高齢者虐待専門相談	人	152	167			
高齢者虐待防止 スキルアップ講座	人	94	108			
高齢者サービス調整会議	回	59	64			
介護者こころの相談	人	5	7			

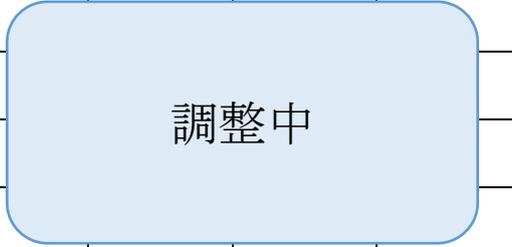


イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 包括的・継続的なケアマネジメントの充実をめざして、主任ケアマネジャー等を対象にした研修と連絡会を開催しています。
- 日常生活圏内の事業者間の顔の見える関係や情報交換のため、介護サービス事業者交流会を開催しています。
- 地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員からのケアマネジメントに関する相談への助言や同行訪問、会議開催支援等のケアマネジメント支援を行っています。

(年間の延参加者数・実施件数・実施回数)

年度	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任ケアマネジャー支援事業						
研修参加者	人	179	90			
連絡会参加者	人	132	115			
ケアマネジメント支援	件	1,682	1,476			
介護サービス事業者 交流会	回	80	91			



ウ 任意事業

- 任意事業は、各保険者が地域の実情に応じて実施している事業です。
- 区では、介護給付の適正化を図るための事業、家族介護者を支援する事業、介護保険制度に関する苦情相談事業を実施しています。

(年間の延件数・利用人数・実施回数)

年度	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
苦情・相談室事業						
介護保険に関する苦情・相談対応	件	357	300			
施設等への訪問相談	件	0 (中止)	16			
介護給付費通知	件	15,258	15,673			
認知症高齢者徘徊探索サービス	人	765	682			
認知症高齢者外出支援サービス (ごいっしょサービス)	時間	294.0	354.0			
紙おむつ支給 (現金分)	人	659	628			
成年後見制度利用支援事業						
区長申立	件	57	59			
報酬助成	件	34	52			
福祉用具専門的技術支援事業						
専門職による技術支援	件	30	30			
福祉用具研修	人	38	36			
住宅改修支援事業	件	26	24			
高齢者なんでも相談事業 (おとしよりなんでも相談)		—	803			
高齢者電話相談 (電話訪問)	件	15,752	14,135			

調整中

エ 在宅医療・介護連携推進事業

- 地域の医療・介護の関係団体が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行います。

(年間の延開催回数・相談件数)

年度	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進事業（医療・介護連携）						
AIP推進協議会	回	1	1	調整中		
医療・介護・障がい福祉連携マップ	登録数	1,449	1,400			
在宅療養ネットワーク懇話会	回	1	1			
地区ネットワーク会議	回	14	16			
小地域ケア会議	回	14	19			
地域リハビリテーションサービス調整会議	回	9	9			
在宅医療推進協議会	回	1	1			
在宅患者急変時後方支援病床確保	利用率	98.6	98.9			
療養相談室	相談件数	702	754			

オ 生活支援体制整備事業

- 多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進します。

年度	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援体制整備事業						
第2層協議体	設置数	18	18	調整中		
生活支援コーディネーター	配置数	14	15			

カ 認知症総合支援事業

➤ 認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図ります。

年度	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症総合支援事業（認知症施策）						
認知症支援連絡会	回	3	3			
認知症サポーターの養成	養成者数	1,510	1,729			
認知症サポーター中級講座	回	3	3			
キャラバン・メイト連絡会	回	1	1			
認知症サポーターのひろば	回	10	10			
認知症初期集中支援事業	チーム数	19	19			
認知症初期集中支援チーム員会議	回	99	110			
認知症初期集中支援事業・支援対象者数	人	91	88			
認知症初期集中支援事業・医療／介護への引継ぎ	%	100	100			
認知症フレンドリーカフェの拡充	設置数	32	32			
あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス）の作成・普及	作成部数	9,600	9,400			
若年性認知症講演会	回	1	1			
もの忘れ相談の開催	回	54	57			

調整中

※表中、「認知症フレンドリーカフェの拡充」は旧認知症カフェの拡充

(5) サービス事業者への指導・監督

板橋区は保険者として、適正なサービス提供のために東京都と連携を図りながら事業者の指導・監督を行っています。

○集団指導実績

事業所種別・単位	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		回数	2	2
居宅介護支援	延参加者	246	245	
訪問介護	回数	2	2	
	延参加者	204	206	
(地域密着型) 通所介護	回数	2	2	
	延参加者	175	169	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	回数	1	1	
	延参加者	4	4	
小規模多機能型居宅介護	回数	1	1	
	延参加者	10	5	
夜間対応型訪問介護	回数	1	1	
	参加者	1	2	
認知症対応型通所介護	回数	1	1	
	延参加者	13	5	
認知症対応型共同生活介護	回数	1	1	
	延参加者	21	14	
地域密着型特定施設入居者生活介護	回数	1	1	
	延参加者	1	1	
看護小規模多機能型居宅介護	回数	1	1	
	延参加者	1	1	

○実地指導実績

事業所種別・単位		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
板橋区	居宅介護支援	回数	17	13	調整中
	介護予防支援	回数	4	4	
	訪問介護・第一号訪問事業	回数	14	19	
	(地域密着型)通所介護・第一号通所事業	回数	0	2	
	(介護予防)認知症対応型通所介護	回数	8	5	
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	回数	10	11	
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	回数	0	0	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	回数	0	0	
	(地域密着型・介護予防)特定施設入居者生活介護	回数	0	1	
	(介護予防)短期入所生活介護	回数	1	2	
	(介護予防)訪問看護	回数	0	0	
	介護老人福祉施設	回数	2	1	
	介護老人保健施設	回数	0	1	
板橋区 + 東京都	居宅介護支援	回数	0	0	
	訪問介護・第一号訪問事業	回数	0	0	
	(介護予防)訪問看護	回数	0	0	
	通所介護・第一号通所事業	回数	0	0	
	(介護予防)短期入所生活介護	回数	0	0	
	(介護予防)通所リハビリテーション	回数	0	0	
	(介護予防)訪問リハビリテーション	回数	0	0	
	(介護予防)特定施設入居者生活介護	回数	0	0	
介護老人福祉施設	回数	0	0		

※令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都との合同検査は中止

2 介護保険事業費及び介護保険料

(1) 財源内訳

介護保険事業費全体の約9割を占める介護給付費の財源は、サービス利用時の利用者負担分を除いて、50%が公費（税金）で賄われています。その内訳は、国と東京都を合わせて37.5%、区が12.5%となっています。

公費負担を除く50%の費用は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）が保険料で負担します。

① 介護給付費の財源内訳

居宅サービス費

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 25.0%	都 12.5%	区 12.5%	第1号被保険者 (65歳以上) 23.0%	第2号被保険者 (40～64歳) 27.0%

施設サービス費

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 20.0%	都 17.5%	区 12.5%	第1号被保険者 (65歳以上) 23.0%	第2号被保険者 (40～64歳) 27.0%

② 地域支援事業費の財源内訳

介護予防・日常生活支援総合事業

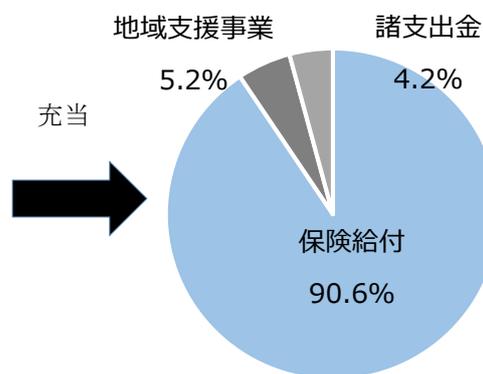
公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 25.0%	都 12.5%	区 12.5%	第1号被保険者 (65歳以上) 23.0%	第2号被保険者 (40～64歳) 27.0%

包括的支援事業・任意事業

公費 77.0%			保険料 23.0%	
国 38.5%	都 19.25%	区 19.25%	第1号被保険者 (65歳以上) 23.0%	

③ 財源の充当

公費 50.0%		
国	東京都	板橋区
保険料 50.0%		
第1号被保険者 23%	第2号被保険者 27%	



※令和4年度の決算額を基に事業費の割合を示している。

(2) 介護保険サービス・事業費

① 介護保険サービス・事業費の執行状況

ア 歳入

(単位:千円)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
保険料	9,162,065	9,210,661	8,950,581	27,323,307
介護給付費準備基金繰入金	834,588	875,576	1,168,408	2,878,572
支払基金交付金	10,992,308	11,185,553	12,231,542	34,409,403
国庫支出金	10,182,666	10,311,408	10,802,861	31,296,935
都支出金	6,154,145	6,203,207	6,722,763	19,080,115
一般会計繰入金	6,146,608	6,329,472	6,460,169	18,936,249
諸収入・財産収入	13,241	13,941	6,676	33,858
繰越金	1,682,947	1,513,430	30,000	3,226,377
合 計	45,168,568	45,643,248	46,373,000	137,184,816

※令和3・4年度は決算額、令和5年度は当初予算額

イ 歳出

(単位:千円)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
総給付費 (A)	36,926,376	37,936,906	41,405,799	116,269,081
介護サービス給付費	35,816,789	36,872,746	40,058,874	112,748,409
介護予防サービス給付費	1,109,587	1,064,160	1,346,925	3,520,672
特定入所者介護サービス費等給付額(B)	807,827	694,947	747,380	2,250,154
高額介護サービス費等給付額(C)	1,332,341	1,321,197	1,433,408	4,086,946
審査支払手数料(D)	42,833	44,324	47,878	135,035
標準給付費見込額(A+B+C+D)	39,109,377	39,997,374	43,634,465	122,741,216
地域支援事業費(E)	2,309,582	2,313,888	2,546,324	7,169,794
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,461,547	1,448,429	1,669,444	4,579,420
包括的支援事業費・任意事業	848,035	865,459	876,880	2,590,374
諸支出金 (F)	2,236,179	1,865,212	192,211	4,293,602
合 計(A+B+C+D+E+F)	43,655,138	44,176,474	46,373,000	134,204,612

※令和3・4年度は決算額、令和5年度は当初予算額

(3) 保険料（第1号被保険者）

① 本計画期間の介護保険料設定の留意点

以下の事項に留意しながら、介護保険料を設定します。

ア 保険料が上昇する主な要因

➤ 介護保険事業費の増加

高齢者、要介護（要支援）認定者数の増加や、病床機能の分化・連携等の影響により介護保険事業費の増加が見込まれます。

イ 保険料の上昇を抑える方策

➤ 介護給付費準備基金の活用

納付のあった保険料を含む歳入と歳出の差額は、安定的に介護保険制度を運営するため、介護給付費準備基金として積み立てをしています。この基金を活用して保険料の上昇をできる限り抑えます。

② 保険料の軽減

ア 災害等の減免制度

災害等の特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予（6か月以内の期間）や減免制度があります。

イ 生計が困難な方の保険料減額制度

対象となる方は、世帯全員が住民税非課税であること、介護保険料の所得段階が第2段階又は第3段階のいずれかであること、世帯の年間収入額及び預金貯金額が一定の基準以下であることなどの一定の条件を全て満たす65歳以上の被保険者の方で、年間保険料額を第2段階の方は第1段階の保険料額に、第3段階の方は第2段階の保険料額に減額します。

ウ 公費による低所得者の保険料軽減

平成27（2015）年4月から、介護給付費財源の50%とは別途で、国の社会保障と税の一体改革の方針により、第1段階の保険料軽減強化の仕組みが導入されました。さらに令和元（2019）年度からは、消費税を財源とした公費を投入し、第1～3段階の保険料軽減が行われています。

第6章



成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 制度の概要及び国・区の現況
- 5 施策の展開

6 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なため、自分ひとりでは、契約や財産管理などをすることが難しい方に代わって行う後見人などを選任し、その方の権利を守り、保護・支援する法的な制度で、平成 12（2000）年 4 月 1 日から開始されました。制度による支援を必要と推定される認知症高齢者や障がい者は増加傾向にあり、支援の必要な方が安心して生活を送ることができるよう、区は、認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援と成年後見制度利用促進に向けた取組を推進していきます。

計画策定の背景

平成 28（2016）年 5 月施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）及び平成 29（2017）年 3 月閣議決定の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、区は、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

計画の位置づけ

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条で規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画に相当します。区では、「高齢者保健福祉計画」に包含し、他の個別計画との連携・調整を図っていきます。

計画の対象

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」は、認知症高齢者や障がい者など成年後見制度を必要とする全ての区民を対象とします。

制度の概要及び 国・区の現況

成年後見制度による支援を必要と推定される認知症高齢者や障がい者は増加傾向にあり、それに伴い、成年後見人等の申立ても増加傾向にあります。

施策の展開

3つの施策目標を定め、それぞれの目標ごとの取組について振り返りを行うとともに、第 9 期の計画期間でも、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえつつ、引き続き、中核機関の機能強化等に取り組んでいきます。

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なため、自分ひとりでは、契約や財産管理などをすることが難しい方に代わって行う後見人などを選任し、その方の権利を守り、保護・支援する法的な制度で、平成 12（2000）年 4 月 1 日から開始されました。

平成 28（2016）年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）が施行され、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重されるべきこととされています。

これを受け、平成 29（2017）年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、区市町村に対しても、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

また、令和 4（2022）年 3 月の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、権利擁護支援の定義をより明確にするために、地域共生社会の実現という観点に加えられ、成年後見制度は権利擁護支援の解決方法の一つとして捉えられました。更には、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備をめざすものでなければならぬとしています。

成年後見制度は権利擁護を担う制度の一つであり、支援の必要な方が安心して生活を送ることができるよう、本人の権利を守る制度です。

板橋区社会福祉協議会では、平成 17（2005）年度から権利擁護いたばしサポートセンターを設置・運営し、権利擁護に関する支援業務を区と連携して行っています。

権利擁護支援は国際社会共通の目標である SDG s の「誰一人取り残さない」という社会にも通じるものであり、区は、成年後見制度について施策を進めるため、引き続き、制度の利用促進に取り組みます。

2 計画の位置づけ

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条で規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画に相当します。区では、「高齢者保健福祉計画」に包含し、他の個別計画との連携・調整を図っていきます。

3 計画の対象

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」は、認知症高齢者や障がい者など成年後見制度を必要とする全ての区民を対象とします。

4 制度の概要及び国・区の現況

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、大きく分けて、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に代理権を与えることを契約で結んでおく制度です。

一方、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所によって、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選ばれる制度です。

なお、選任される成年後見人等は、家族等の親族後見人、第三者である弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職による専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の人々が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）などに分類されます。

	任意後見制度	法定後見制度
制度の概要	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。
申立手続	①本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結→この契約は、公正証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等、任意後見人の権限	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。
後見監督人等 ^(注) の選任	全件で選任される。	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。

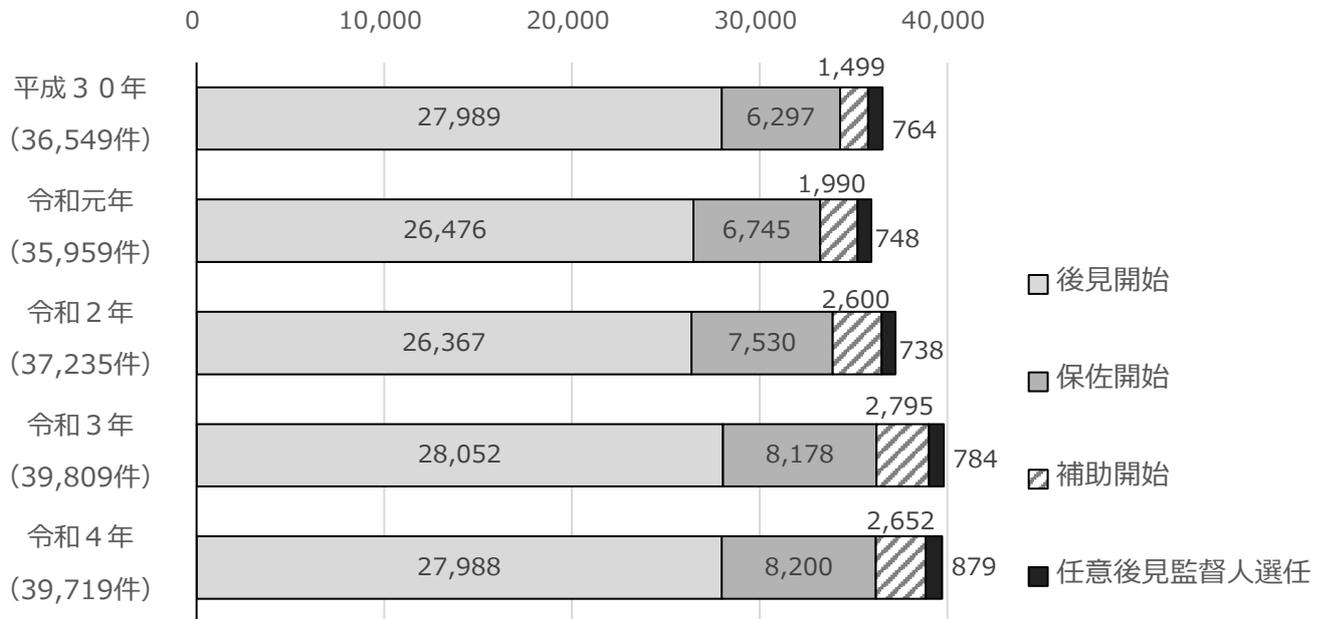
(注) 後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

資料：厚生労働省「成年後見制度の現状」より

(2) 国の現況

① 申立件数について

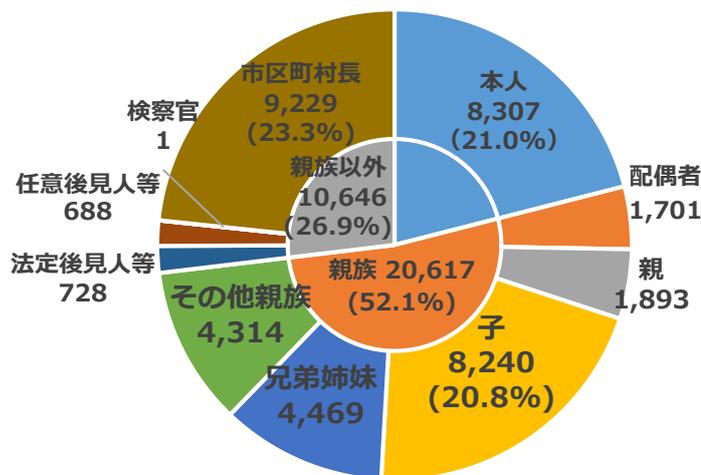
成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は、令和3（2021）年に過去最高の39,809件を記録し、全体的な傾向としては、増加傾向にあります。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

② 申立人と本人との関係について

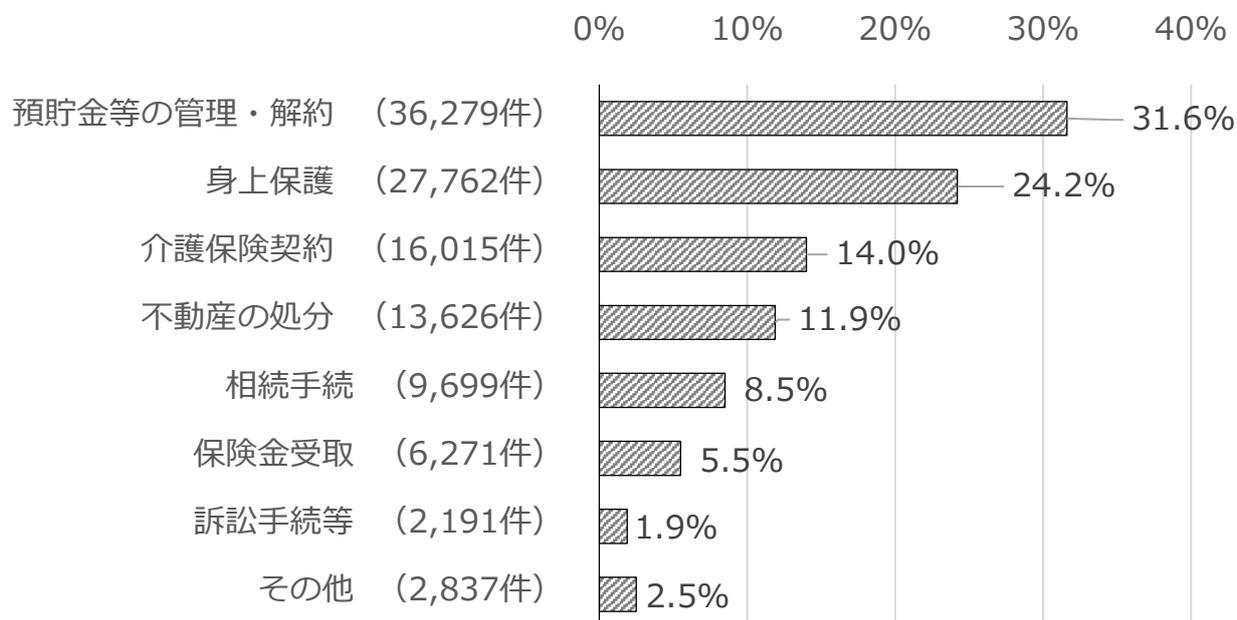
申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.3%を占め、次いで本人（約21.0%）、本人の子（約20.8%）の順となっています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

③ 申立ての動機について

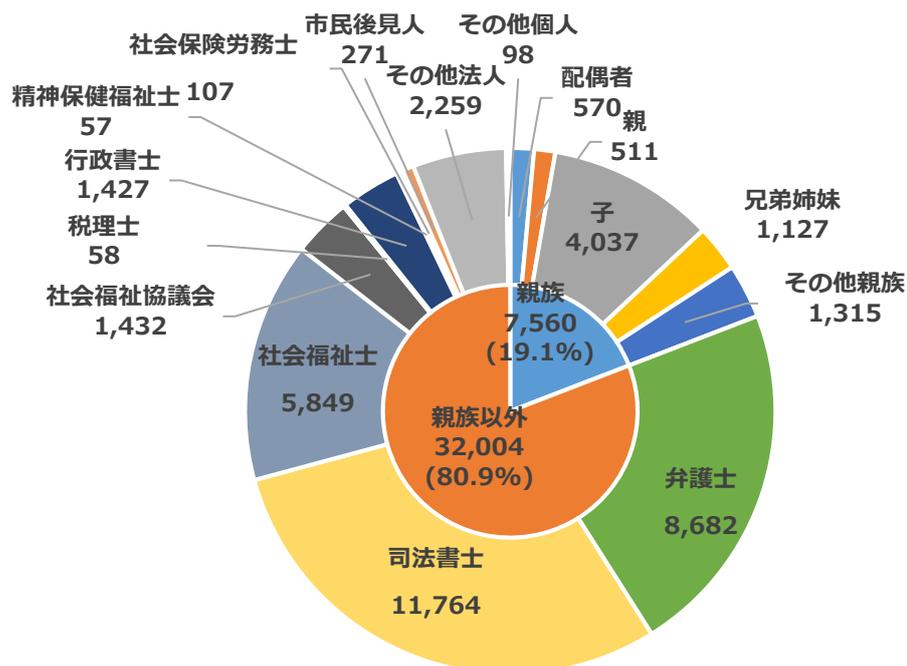
主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が約 31.6%と最も多く、次いで身上保護が約 24.2%となっています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

④ 成年後見人等と本人との関係について

成年後見人等（後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係について、親族以外が成年後見人等として選任されたのは、全体の約 80.9%となっており、親族が成年後見人等として選任された約 19.1%を上回っています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

(3) 区の現況

① 対象者の推計

区における要介護（要支援）認定者の認知症高齢者自立度によると、成年後見制度による支援を必要と推定される認知症高齢者は増加傾向にあり、令和4（2022）年度の時点で、見守り又は支援が必要な認知症高齢者は14,450人となっています。

障がい分野では、知的障がい者数と精神障がい者数も増加傾向にあります。

表①-1 認知症高齢者数の推移 (単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立度Ⅰ以上	17,704	18,594	19,268	19,454	19,597
自立度Ⅱa以上	13,321	14,030	14,434	14,471	14,450

※各年度4月1日現在

※自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活的には、ほぼ自立している状態

自立度Ⅱa以上：日常生活に支障を来すような認知症状があり、見守り又は支援を必要とする状態

表①-2 知的障がい者・精神障がい者数の推移 (単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障がい者※	3,957	4,011	4,147	4,251	4,359
精神障がい者※	5,184	5,501	5,547	6,076	6,575

※統計上、障害者手帳所持者を障がい者として計上

② 成年後見制度の利用状況

区に住民票がある人による東京家庭裁判所に対する新規成年後見申立件数は、令和4（2022）年中は、181件あり、そのうち後見類型での申立ては132件で、全体の約73%を占めています。

表②-1 成年後見申立件数 (単位：件)

暦年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見開始	135	128	114	141	132
保佐開始	31	46	28	45	27
補助開始	9	8	10	5	17
任意後見監督人選任	5	10	9	7	5
計	180	192	161	198	181

資料：東京家庭裁判所による区市町村別申立件数等調査結果より

区では、成年後見制度の利用にあたり、家族や親族等による申立てが期待できない方に対しての区長による申立てや、後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対しての報酬助成を行っています。

なお、区長による申立事務件数や報酬助成件数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は区長による申立てが67件、報酬助成が79件となっています。

表②-2 区長による申立事務件数の推移 (単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	45	50	42	57	59
知的障がい者	1	1	2	4	7
精神障がい者	0	1	2	1	1
計	46	52	46	62	67

表②-3 報酬助成件数の推移 (単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	48	32	35	34	52
知的障がい者	8	9	9	13	13
精神障がい者	8	11	11	15	14
計	64	52	55	62	79

※報酬助成件数は、各年度の新規と継続対象者の総数

③ 成年後見制度に関する区調査の結果

区は、令和4（2022）年11月に介護保険ニーズ調査等（総回答人数5,472人）を実施しました。その結果、成年後見制度の認知度については、内容まで大体知っている人は全体の約20.3%にとどまっています。

また、成年後見制度の利用意向については、制度をすでに利用している・利用してもよい・一部なら利用してもよいは合計で約29.9%でした。

成年後見制度の相談窓口の認知度では、相談窓口を知っている人は13.8%でした。

表③-1 成年後見制度の認知度 (単位：人)

質問項目	年度	令和元年度		令和4年度	
		回答数	構成比	回答数	構成比
内容まで大体知っている		1,107	23.6%	1,108	20.3%
聞いたことはあるが内容までは知らない		1,968	42.0%	2,421	44.2%
知らない		1,219	26.0%	1,534	28.0%
無回答		393	8.4%	409	7.5%
合計		4,687	100%	5,472	100%

表③-2 成年後見制度の利用意向

(単位：人)

質問項目	年度	令和元年度		令和4年度	
		回答数	構成比	回答数	構成比
すでに利用している		99	2.1%	53	1.0%
利用してもよい		876	18.7%	970	17.7%
一部なら利用してもよい		388	8.3%	610	11.2%
利用したくない		910	19.4%	947	17.3%
わからない		1,992	42.5%	2397	43.8%
無回答		422	9.0%	495	9.0%
合計		4,687	100%	5,472	100%

表③-3 成年後見制度の相談窓口の認知度

(単位：人)

質問項目	年度	令和元年度		令和4年度	
		回答数	構成比	回答数	構成比
知っている		533	11.4%	755	13.8%
知らない		3,646	77.8%	4,213	77.0%
無回答		508	10.8%	504	9.2%
合計		4,687	100%	5,472	100%

▶ 「知っている」と回答した755人の知っている窓口（複数回答）

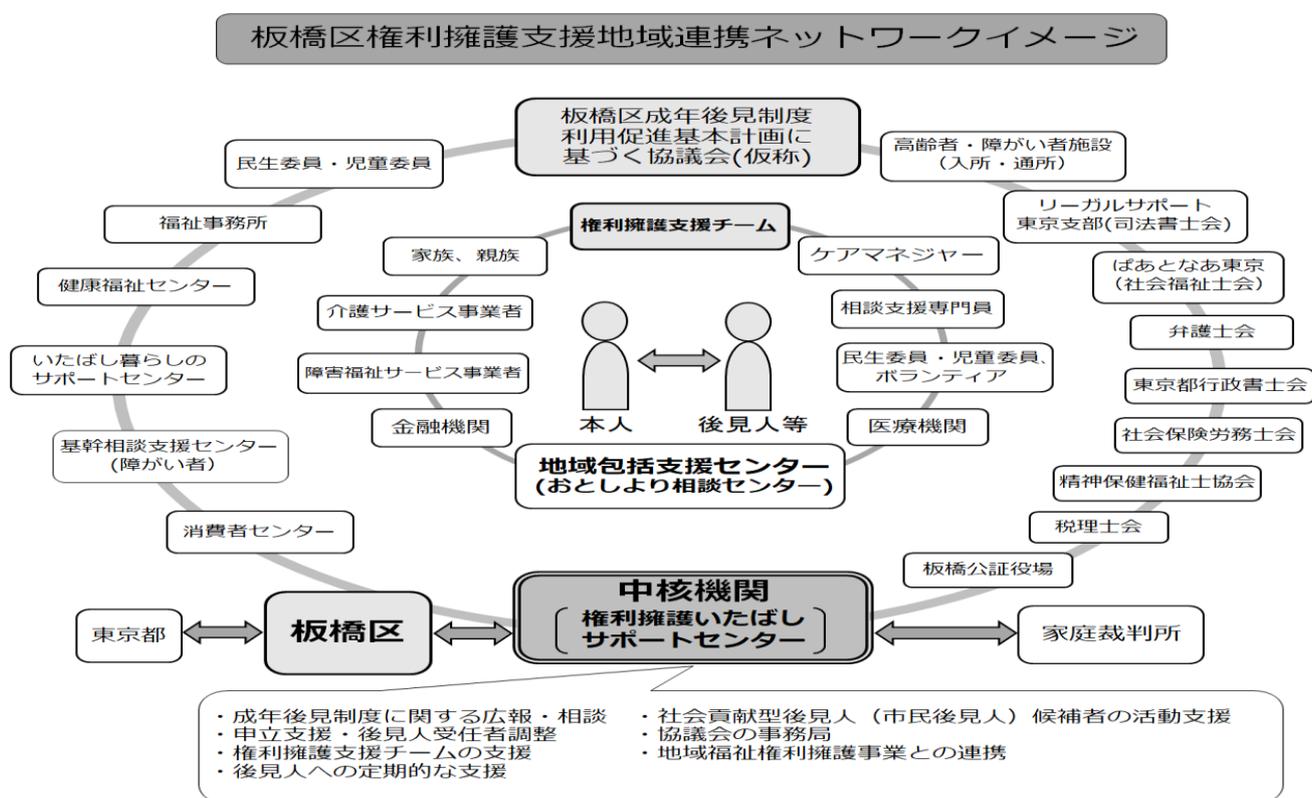
- ・地域包括支援センター（おとしより相談センター） 467人
- ・権利擁護いたばしサポートセンター（社会福祉協議会） 170人
- ・家庭裁判所（後見センター） 223人
- ・法テラス 79人
- ・専門職（弁護士・司法書士等） 289人
- ・その他 23人
- ・無回答 10人

5 施策の展開

(1) 第8期計画期間における振り返りと取組

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023」において、「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を定め、令和3（2021）年度から、権利擁護いたばしサポートセンターを、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定められている地域連携ネットワークの中心となる中核機関（※）と位置づけ、高齢者や障がい者の権利擁護支援と成年後見制度利用促進に向けた取組を推進してきました。

図表 板橋区権利擁護支援地域連携ネットワーク



（※）中核機関

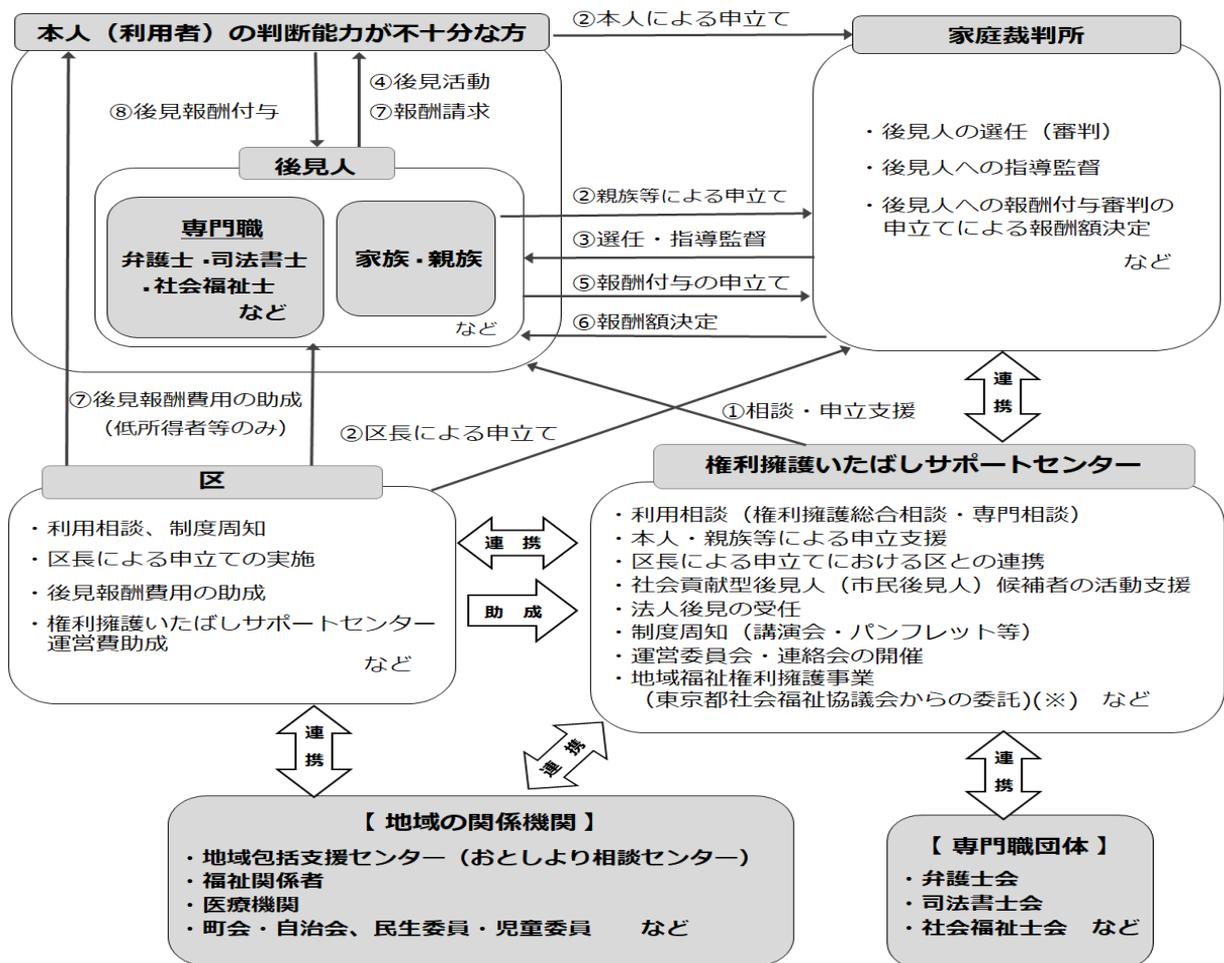
「広報機能」「相談機能」「成年後見利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能が求められ、この4つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されます。

また、区内の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進機能の強化に向けた、関係機関との連携に係るコーディネート等の役割や本人に相応しい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断について、専門職による助言を確保するなどの進行管理に関する役割を担います。

(2) 区と権利擁護いたばしサポートセンターとの連携

権利擁護いたばしサポートセンターは、板橋区社会福祉協議会が平成 17 (2005) 年度に設置・運営し、令和 3 (2021) 年度からは、国の成年後見制度利用促進基本計画に定められている地域連携ネットワークの中心となる中核機関と位置づけ、権利擁護に関する総合相談や専門職による専門相談、福祉サービスの利用援助などの地域福祉権利擁護事業(※)を実施するとともに、区と連携し、成年後見制度の区長による申立てや理解促進などを行っています。

【現状の連携体制及び申立ての流れ】



(※) 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

区内で在宅生活をされている、認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障がい、精神障がいなどのある方で、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理支援等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援する事業です。東京都社会福祉協議会からの委託により実施されており、成年後見制度との密接な連携が求められています。

(3) 施策目標

3つの施策目標を定め、それぞれの目標ごとの取組について振り返りを行うとともに、第9期の計画期間でも、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえつつ、引き続き、中核機関の機能強化等に取り組んでいきます。

3つの施策目標

目標1 利用者が安心できる制度の運用

目標2 地域連携の仕組みづくり

目標3 制度への理解促進

目標1 利用者が安心できる制度の運用

誰もが住み慣れた地域で地域の人々と支え合いながら、尊厳を持って生活を継続していくためには権利擁護による支援が必要です。特に、認知症高齢者や障がい者の方が、判断能力が不十分となった時にサポートを受けられる仕組みが成年後見制度であり、その支援を必要とする方にとって、使いやすく、身近な制度であることが重要です。

制度の利用につながる相談対応の充実や親族等による申立ての支援と後見人支援、区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進など、本人にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組めます。

① 相談対応の充実（区・権利擁護いたばしサポートセンター）

権利擁護の専門機関として、権利擁護いたばしサポートセンターが、本人や親族、福祉関係者や医療機関等からの相談を総合的に受け、必要に応じて関係機関と連携し、本人の成年後見制度利用等の支援を行います。

区は、権利擁護いたばしサポートセンターと連携して、相談対応の充実を図っていきます。

② 親族等による申立ての支援と後見人支援（権利擁護いたばしサポートセンター）

成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した、適切な成年後見人等候補者の推薦を行う体制について検討していきます。

また、親族等が後見業務を行う場合には、安心して業務に取り組むことができるよう、日常的な相談に応じるなど活動を支援する体制について検討していきます。

③ 区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進（区）

身寄りがいない方や虐待等により家族や親族等からの支援が十分に得られない方など、権利擁護支援が必要な方に対して、迅速かつ適切に区長による審判請求手続き（区長による申立事務）を行います。

また、利用者が成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、区が助成することにより、必要な方が必要なときに制度を利用できるよう支援するとともに、申立費用の助成について検討していきます。

区長による審判請求手続き（区長による申立事務）

事業概要	成年後見制度の利用が必要であると認められる方で、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、区長が家庭裁判所に後見開始等の審判請求手続きを行います。
------	---

指標（見込値）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区長による 申立事務件数*	※年度別事業量については調整中		

※高齢者と障がい者の総件数 ※参考値：令和4年度実績（67件）

後見報酬費用の助成

事業概要	成年被後見人等で、低所得や資産等の事情により、成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合に区が助成を行います。
------	---

指標（見込値）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後見報酬費用の 助成件数*	※年度別事業量については調整中		

※高齢者と障がい者の総件数 ※参考値：令和2～4年度実績（平均65件）

目標2 地域連携の仕組みづくり

① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築（区・権利擁護いたばしサポートセンター）

成年後見制度は必要とする方の本人らしい生活を守るための制度です。成年後見人は本人の意思を最大限に尊重する必要がありますが、成年後見人が単独で、本人の意思を判断することが難しい場合には、本人の身近な支援者であるケアマネジャー等を含めた「権利擁護支援チーム」による意思決定支援が重要です。

また、これらを主体的に進めていく機関が必要であり、その機関を中心とした地域のネットワークを構築し、地域全体で成年後見制度の利用促進の醸成を図っていくことが重要です。

ア 権利擁護支援チームによる意思決定支援

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制について検討していきます。

なお、すでに支援を開始している福祉・医療等のサービス調整や支援を行うチームに、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適正に本人の権利擁護が図れるように支援を行う体制について検討していきます。

イ 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会

個々のケースに対応する「権利擁護支援チーム」に対し、法律や福祉等の専門職や関係機関等が適切な支援を行えるよう、課題の検討や連携強化・協力体制の構築を目的とした会議（協議会）について検討していきます。

② 後見人の担い手の確保（権利擁護いたばしサポートセンター）

団塊ジュニア世代が65歳となり、高齢世代がさらに高齢化し、困窮化、孤立化が見込まれる令和22（2040）年を見据え、成年後見制度の需要に対応していくためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。

地域資源を活用した社会貢献型後見人（市民後見人）については、社会福祉協議会に既に登録されている社会貢献型後見人（市民後見人）候補者に対し、継続研修の実施を通して後方支援を行うとともに、養成の取組について検討していきます。

その他、社会福祉法人等が、長期にわたって成年後見制度を利用する可能性のある方など制度が必要な区民に対し、団体として受任する法人後見があります。

社会貢献型後見人（市民後見人）候補者の活動支援

事業概要	東京都で実施した社会貢献型後見人（市民後見人）の研修修了者で、板橋区社会福祉協議会に登録されている社会貢献型後見人（市民後見人）候補者に対し、研修会を通して、知識やスキルの向上を図りつつ、成年後見活動を地域で行う人材として支援していきます。
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会の実施	※年度別事業量については調整中		

目標3 制度への理解促進

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安があるなどの理由から、制度の利用につながっていない場合が見受けられます。特に、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する課題に対して、本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要があります。適切なタイミングに任意後見監督人が選任されるなど、同制度が適切かつ安心して利用されるためには、同制度の理解を進めるための周知・広報等が必要です。

権利擁護いたばしサポートセンターは、成年後見制度・任意後見制度による支援を必要とする方が、安心して制度を利用できるよう、講演会やリーフレット、ホームページの活用等、多様な広報事業を通して、制度の周知と正しい理解の促進を図るとともに、区民生活における制度の定着を推進していきます。（区・権利擁護いたばしサポートセンター）

区民及び支援関係者への普及啓発

事業概要	区民に向けての弁護士等の専門職による講演会の実施や、事業者等の区民関係機関に向けての権利擁護事業の説明会を実施し、普及啓発を行います。
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区民向け講演会の開催回数	※年度別事業量については調整中		
支援関係者向け説明会の開催回数			

第7章



資料編

- 1 介護保険制度の変遷
- 2 制度改正の概要
- 3 保険給付サービスの体系
- 4 保険給付サービスの種類と内容
- 5 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業援計画委員会設置要綱
- 6 板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部設置要綱
- 7 審議経過
- 8 用語解説

1 介護保険制度の変遷

高齢化の進展と社会構造の変化により、家族だけで高齢者を支えることが困難になってきたことから、平成12（2000）年に社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして介護保険制度が創設されました。

	制度改正の主な内容
第1期 (平成12～14年度)	平成12（2000）年4月 介護保険法施行 ・社会保険方式を採用 ・利用者本人の選択により、多様な主体からサービスの提供を受けられる制度として創設
第2期 (平成15～17年度)	介護保険法改正なし
第3期 (平成18～20年度)	平成17（2005）年改正（平成18年4月等施行） ・介護予防の重視 (介護予防給付の創設・介護予防事業、地域支援事業の実施) ・小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設 ・地域包括支援センターの創設
第4期 (平成21～23年度)	平成20（2008）年改正（平成21年5月施行） ・介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備 (休止・廃止の事前届出制、休廃止時にサービス確保の義務化)
第5期 (平成24～26年度)	平成23（2011）年改正（平成24年4月等施行） ・地域包括ケアの推進 ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービス・複合型サービスの創設 ・介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ・医療的ケアの制度化
第6期 (平成27～29年度)	平成26（2014）年改正（平成27年4月等施行） ・地域支援事業の充実（在宅介護・医療連携、認知症施策の推進等） ・予防給付（訪問介護、通所介護）を地域支援事業に移行 ・低所得者への保険料軽減割合を拡大 ・一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を2割に引上げ ・特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化
第7期 (平成30～令和2年度)	平成29（2017）年改正（平成30年4月等施行） ・保険者機能の強化（自立支援・重度化防止等の取組と目標の記載、財政的インセンティブの付与等） ・介護医療院の創設 ・地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの創設 ・現役並みの所得のある利用者の自己負担割合を3割に引上げ
第8期 (令和3～5年度)	令和2（2020）年改正（令和3年4月施行） ・認知症施策の総合的な推進 ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
第9期 (令和6～8年度)	令和5（2023）年改正（令和6年4月等施行） ・介護情報基盤の整備 ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化 ・介護人材確保及び介護現場の生産性向上 ・地域包括支援センターの体制整備

2 制度改正の概要

調整中

3 介護保険サービスの体系

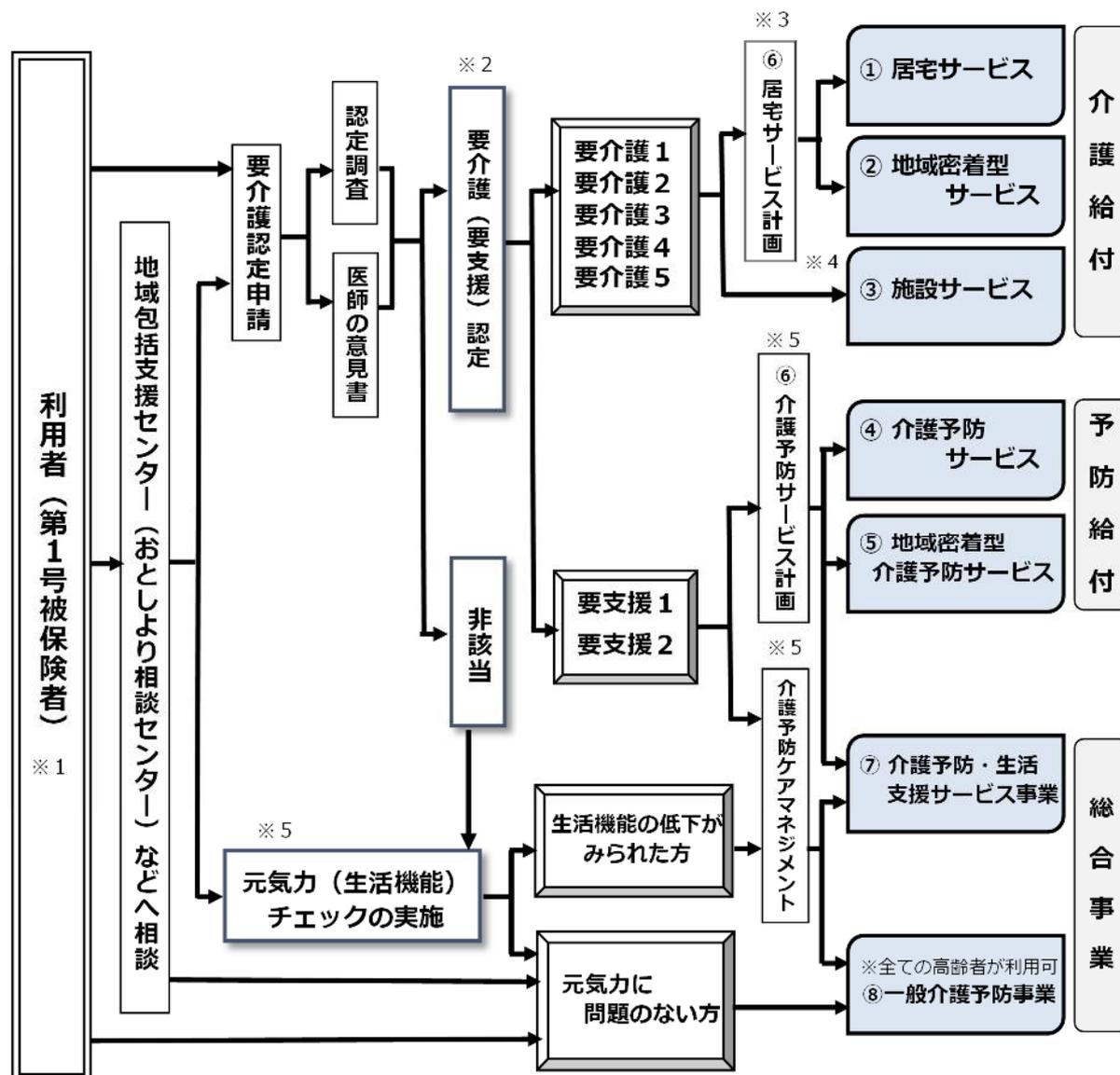
介護保険サービスは、大きな分類として、全国一律の基準で提供される保険給付サービスと区市町村が地域の実情に応じて独自に行う地域支援事業に分かれます。

保険給付サービスには、要介護1～5と認定された方を対象とする介護給付サービスと要支援1・2と認定された方を対象とする予防給付サービスがあります。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）と包括的支援事業、任意事業で構成されています。総合事業は、要支援認定を受けた方と事業対象者（元気力（生活機能）チェックで支援が必要と認められた方）を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と、全ての高齢者が利用できる一般介護予防事業があり、NPOやボランティアが主体となって行う住民主体のサービスも含まれます。包括的支援事業には、地域包括支援センターで実施される総合相談支援事業や権利擁護事業、地域の支え合いの仕組みづくりを支援する生活支援体制整備事業等があります。

		指定権者	
		東京都が指定	板橋区が指定
保険給付サービス 介護保険から給付を受けられる 全国一律のサービス	介護給付サービス 要介護者が利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護（ほか） ● 施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（ほか） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護（ほか） ● 居宅介護支援（ケアマネジメント） <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス計画書（ケアプラン）の作成、相談（ほか）
	予防給付サービス 要支援者が利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護（ほか） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ● 介護予防支援（ケアマネジメント） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス計画書（介護予防ケアプラン）の作成、相談（ほか）
地域支援事業 区市町村が独自に行う 地域単位のサービス	総合事業 介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業 要支援者、事業対象者が利用できる ※NPO、ボランティアなど 住民主体のサービスあり	<ul style="list-style-type: none"> ・予防訪問サービス ・生活援助訪問サービス ・予防通所サービス ・生活援助通所サービス ・介護予防ケアマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による支援 ・短期集中予防サービス
		一般介護予防事業 65歳以上の全ての方が利用できる	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の開催 ・地域リハビリテーション活動支援（ほか）
	包括的支援事業	総合相談支援事業・権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営 ・相談・支援
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネジャー支援（ほか）
		任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化 ・家族介護継続支援（ほか）

(1) サービス利用の流れ



- ※1 40～64歳の方（第2号被保険者）は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったときに、要介護（要支援）認定を受け、サービスを利用します。交通事故や転倒などによる負傷が原因の場合は、介護保険の利用はできません。
- ※2 要介護（要支援）度は、保険者（板橋区）が認定します。
- ※3 居宅サービス計画（ケアプラン）は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成します。一部の地域密着型サービスにおいては、サービス提供事業所内で作成します。
- ※4 施設へ入所した場合は、その施設のケアマネジャーが施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ※5 元気力（生活機能）チェック、介護予防サービス計画（予防プラン）の作成、介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行います。

(2) サービスの種類

サービスの種類			利用対象者		
保 険 給 付	介護給付			○要介護1～5の方 ※原則 要介護3～5の方 (要介護1・2の方 ⇒特例で入所できる 場合がある)	
	① 居宅サービス	訪問介護	短期入所生活介護		
		訪問入浴介護	短期入所療養介護		
		訪問看護	特定施設入居者生活介護		
		訪問リハビリテーション	福祉用具貸与		
		居宅療養管理指導	特定福祉用具販売		
		通所介護	住宅改修		
		通所リハビリテーション			
	② 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型共同生活介護		
		夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護		
		地域密着型通所介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		認知症対応型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護		
		小規模多機能型居宅介護			
	③ 施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※			
		介護老人保健施設			
		介護療養型医療施設			
		介護医療院			
	予防給付				○要支援1・2の方 ※要支援2の方のみ
	④ 介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	介護予防短期入所療養介護		
介護予防訪問看護		介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防訪問リハビリテーション		介護予防福祉用具貸与			
介護予防居宅療養管理指導		介護予防特定福祉用具販売			
介護予防通所リハビリテーション		介護予防住宅改修			
介護予防短期入所生活介護					
⑤ 地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護※				
⑥ 居宅介護支援(介護予防支援)			○要支援1・2の方 ○要介護1～5の方		
居宅介護支援(介護予防支援)					
地 域 支 援 事 業 (板 橋 区 が 実 施 し て い る 事 業)	介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)			○生活機能低下 が見られた方 ○要支援1・2の方 ○65歳以上の全ての方	
	⑦ 介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス			
		通所型サービス			
		介護予防ケアマネジメント			
	⑧ 一般介護予防事業	介護予防把握事業	一般介護予防事業評価事業		
		介護予防普及啓発事業	地域リハビリテーション活動支援事業		
		地域介護予防活動支援事業			
	⑨ 包括的支援事業				
	総合相談支援事業・権利擁護事業	地域包括支援センターの運営	相談・支援		
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	主任ケアマネジャー支援事業			
	生活支援体制整備事業				
	在宅医療・介護連携推進事業				
認知症総合支援事業	認知症支援体制構築事業	認知症早期発見・対応事業			
⑩ 任意事業					
介護給付適正化、家族介護継続支援 等					

4 保険給付サービスの種類と内容

(1) 居宅サービス

サービスの種類	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や掃除・洗濯・買い物などの生活援助を受けられます。
訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な場合に、看護師や介護職員が巡回入浴車で訪問し、入浴の介助が受けられます。
訪問看護	看護師などがご自宅を訪問し、病状の観察や点滴の管理、床ずれのケアなど、看護ケアが受けられます。
訪問リハビリテーション	リハビリの専門家がご自宅を訪問します。日常生活の自立を助けるための訓練が受けられます。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などがご自宅を訪問し、身体の状態と生活環境を見ながら、薬の飲み方や食事など、療養生活を支援します。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りの機能訓練が受けられます。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。
短期入所療養介護 (医療ショートステイ)	老人保健施設などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練を受けられます。
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	有料老人ホームなどに入居している方が受ける居宅介護サービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
福祉用具貸与	車いすや介護ベッドなどの福祉用具の貸与(レンタル)を行います。
特定福祉用具販売	腰掛便座や入浴補助用具など、貸与になじまない福祉用具の購入費用を補助します。

(2) 地域密着型サービス

サービスの種類	内 容
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	24時間安心して自宅で生活できるよう、介護職員と看護職員の定期的な訪問と、必要時の通報や電話連絡による随時の訪問が受けられます。
小規模多機能型居宅介護	小規模な住宅型の施設への <u>通い</u> を中心に、自宅に来てもらう <u>訪問</u> や施設に <u>泊まる</u> サービスを組み合わせた柔軟なサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、「通い」「訪問(介護・看護)」「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

サービスの種類	内 容
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症と診断された高齢者が共同で生活できる住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護と、緊急時など利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護が受けられます。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な有料老人ホームの入居者に日常生活の支援や機能訓練を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設の入所者に、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認、機能訓練などを行います。

(3) 施設サービス

サービスの種類	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	[生活介護が中心の施設] 常に介護が必要で、自宅では生活できない方が対象の施設です。食事や入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
介護老人保健施設	[介護やリハビリが中心の施設] 病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。
介護療養型医療施設 (令和 6 年 3 月末で廃止)	[医療が中心の施設] 急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護が受けられます。
介護医療院	[長期療養の機能を備えた施設] 主に、長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

(4) その他のサービス

サービスの種類	内 容
居宅介護支援 (介護予防支援)	居宅の要介護(要支援)認定者からの依頼を受け、日常生活を営むために必要な介護サービス又は介護予防サービスを適切に利用することを目的に、心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望などを勘案し、利用するサービスの種類、内容を定めた計画(ケアプラン)を作成します。
住宅改修 (介護予防住宅改修)	手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修について、その費用を補助します。

5 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会設置要綱

平成14年12月27日区長決定
平成30年3月14日改正
平成30年9月1日改正
令和2年8月3日改正

(設置)

第1条 板橋区の高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため、板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、区長に報告する。

- (1) 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業全般の評価及び課題の検討に関すること。
- (3) 介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
- (4) 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (5) その他高齢者保健福祉事業及び介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者16名以内とし、区長が委嘱または任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 介護保険事業者
- (5) 被保険者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の議を経たときは非公開とすることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、委員会の下に専門的かつ具体的な検討又は調査分析を行うために、専門

部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要に応じて開催することとし、区関係職員で構成する。

3 委員長は、前項の規定にかかわらず、専門的かつ具体的な検討又は調査分析を行うために必要な者を専門部会の委員とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康生きがい部長寿社会推進課、介護保険課及びおとしより保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

6 板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部設置要綱

(平成 12 年 3 月 31 日区長決定)

(平成 15 年 6 月 30 日区長決定)

(平成 19 年 3 月 20 日改正)

(平成 19 年 3 月 29 日改正)

(平成 26 年 10 月 21 日改正)

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

(平成 30 年 3 月 14 日改正)

(平成 30 年 9 月 1 日改正)

(令和 2 年 4 月 1 日改正)

(令和 5 年 3 月 23 日改正)

(設置)

第 1 条 介護保険制度の円滑な運営及び高齢者福祉施策の推進を図るため、板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(推進本部の構成)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とする。

3 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、教育長、東京都板橋区組織規則（昭和 46 年板橋区規則第 5 号）に定める部長の職にある者、保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、選挙管理委員会事務局長、常勤の監査委員、監査委員事務局長及び区議会事務局長をもって構成する。

(所掌事項)

第 3 条 推進本部の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護保険サービスの内容及び提供体制に関すること。

(2) 介護保険制度運営及び高齢者福祉施策の推進に関すること。

(3) その他本部長が必要と認める事項

(推進本部会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、推進本部会議（以下、「推進会議」という。）を主宰する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部長が必要と認めるときは、関係職員に推進会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部が定める事項について調査検討を行う。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者とする。

(1) 幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充て、会議を総括する。

(2) 幹事は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長が必要と認めるときは、前項第 2 号に掲げる者のほか、関係職員に幹事会の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 幹事長は、会議を統括する。

(庶務)

第 6 条 推進本部及び幹事会の庶務は、健康生きがい部介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 板橋区介護保険制度対策本部設置要綱は廃止する。

付 則

この一部改正は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

部	構 成 員
政 策 経 営 部	政策企画課長 財政課長
総 務 部	総務課長
危 機 管 理 室	防災危機管理課長
健 康 生 き が い 部	長寿社会推進課長 介護保険課長 国保年金課長 後期高齢医療制度課長 健康推進課長 赤塚健康福祉センター所長 おとしより保健福祉センター所長
福 祉 部	生活支援課長 障がい政策課長 赤塚福祉事務所長
都 市 整 備 部	住宅政策課長

7 審議経過

(1) 板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部

回数	開催日	主な審議内容
第1回	令和5（2023）年 5月16日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の基本方針について
第2回	令和5（2023）年 8月1日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の骨子案について
第3回	令和5（2023）年 10月25日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の素案について ・パブリックコメントの実施について
第4回	令和6（2024）年 1月23日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026（原案）について

(2) 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会

回数	開催日	主な審議内容
第1回	令和3（2021）年 9月10日	・介護サービス利用意向調査（未利用者調査）について ・第7期計画における令和2年度の取組実績について
第2回	令和4（2022）年 3月30日	・介護サービス利用意向調査の結果について ・第8期介護保険事業計画事業の検証について
第3回	令和4（2022）年 8月19日	・第8期計画における令和3年度の取組実績について ・介護保険ニーズ調査等の実施について
第4回	令和5（2023）年 1月6日	・地域包括ケア「見える化」システムから見た板橋区の特徴について ・高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定検討部会の設置について
第5回	令和5（2023）年 3月28日	・介護保険ニーズ調査等の結果について ・第9期介護保険事業計画の基本指針の議論の状況について
第6回	令和5（2023）年 4月27日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の基本方針について
第7回	令和5（2023）年 7月11日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の骨子案について ・第8期計画における令和4年度の取組実績について
第8回	令和5（2023）年 10月6日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の素案について ・パブリックコメントの実施について
第9回	令和6（2024）年 1月9日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の原案について

板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	役 職	委 嘱
1	和気 康太	明治学院大学教授	委員長	令和3年9月
2	菱沼 幹男	日本社会事業大学教授	副委員長	令和3年9月
3	鈴木 陽一	板橋区医師会副会長	委員	令和3年9月
4	小林 顕	板橋区歯科医師会会長	〃	令和3年9月
5	皿澤 康志	板橋区薬剤師会副会長	〃	令和3年9月
6	田邊 和子	板橋区民生・児童委員協議会仲町地区会長	〃	令和3年9月
7	七島 晴仁	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会事務局長	〃	令和3年9月
8	高麗 正道	板橋区特養ホーム施設長懇談会 社会福祉法人北野会 常務理事	〃	令和3年9月
9	角田 亘	板橋区介護サービス全事業所連絡会代表	〃	令和3年9月
10	齋藤 肇二	地域包括支援センター代表	〃	令和3年9月
11	榎本 進	板橋区町会連合会副会長	〃	令和3年9月
12	奥永 和満	板橋区シニアクラブ連合会副会長	〃	令和3年9月
13	高野 浜子	公募委員	〃	令和3年9月
14	根岸 善朗	公募委員	〃	令和3年9月

(3) 地域包括ケアシステム検討部会

回数	開催日	審議内容
第1回	令和5(2023)年 6月16日	・板橋区版A I P事業の第8期計画の振り返りと第9期計画に向けた方向性について
第2回	令和5(2023)年 9月12日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の素案について
第3回	令和5(2023)年 12月15日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の原案について

地域包括ケアシステム検討部会 外部委員名簿

	氏名	所属等	役職	任命
1	菱沼 幹男	日本社会事業大学教授	部会長	令和5年6月
2	七島 晴仁	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会事務局長	委員	令和5年6月
3	齋藤 肇二	地域包括支援センター代表	〃	令和5年6月

(4) 介護基盤検討部会

回数	開催日	審議内容
第1回	令和5(2023)年 6月30日	・第8期計画における介護保険施設の整備状況及び方向性について ・令和5年度特別養護老人ホーム入所希望者数調査の調査結果について ・板橋区版A I P(住まいと住まい方・基盤整備)の現状と課題、方向性について ・介護人材の確保・育成・定着支援及び介護現場の負担軽減の取組の現状と課題、方向性について ・介護給付適正化の取組の現状と課題、方向性について
第2回	令和5(2023)年 9月5日	・板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の素案について

介護基盤検討部会 外部委員名簿

	氏名	所属等	役職	任命
1	和気 康太	明治学院大学教授	部会長	令和5年6月
2	高麗 正道	板橋区特養ホーム施設長懇談会常務理事	委員	令和5年6月
3	坂井 洋介	板橋区地域密着型サービス事業所連絡会副代表	〃	令和5年6月

8 用語解説（五十音順）

【アルファベット】

ICT（Information and Communication Technology の略）

コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

NPO 法人（Non-Profit Organization の略）

特定非営利活動法人。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間団体の総称。

PDCA サイクル

PDCA は Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の略。計画から改善までを一つのサイクルとして業務を継続的に改善していく手法のひとつ。

【あ行】

アウトリーチ

「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題を早期に発見し、必要なサービスや支援に繋げるため、支援が必要な人に対して支援する側から積極的に訪問して支援を提供すること。

アセスメント

介護や障がいのサービス提供や生活困窮者等への支援にあたり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しを立てるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。

板橋区基本計画 2025

板橋区基本構想に掲げる3つの基本理念に基づき、将来像と政策分野別の「あるべき姿」（9つのまちづくりビジョン）を実現するため、基本目標、基本政策、施策の3層からなる施策体系を示したもの。

板橋区基本構想

平成 28（2016）年度から概ね 10 年後を想定して、板橋区全体の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と定め、3つの基本理念と9つのまちづくりビジョンを掲げる区政の長期的指針。

板橋区区民意識意向調査

区政経営の基礎資料とすることを目的に、区民の住みやすさや定住意向、区への愛着・誇りのほか、区の施策に対する意識・意向などを広く把握する調査で、1年おきに実施している。

板橋区人口ビジョン

区の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。平成 31（2019）年 1 月に改訂した人口ビジョンでは、老年人口は令和 27（2045）年まで増加が続いて約 16.7 万人となり、高齢化率も 30%近くまで達する見込み。

【か行】

介護給付費準備基金

納付のあった保険料のうち、必要な経費へ充てた残余分を積み立て、翌年度以降の経費に充てるため、板橋区が設置している基金。

介護報酬

介護保険制度において、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬。

共生型サービス

介護保険事業所が障害福祉サービス事業所等の指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障がい者が高齢者になった時に馴染みのある事業所を利用し続けられるようにする仕組み。

ケアプラン（居宅サービス計画）

要支援・要介護に認定された方が、どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望などを考慮して定める介護サービス計画のこと。必要なサービスの種類や回数、時間を月単位で作成する。

ケアマネジメント

要支援者・要介護者等に必要なサービスを見極め、複数のサービスを組み合わせて、総合的に提供されるように調整を行い、サービスの効果を評価する一連のプロセス。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法に基づき、要介護者や要支援者、家族などからの相談に応じて、要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう支援する職種。サービス事業者などとの連絡調整を行い、要介護者等のケアプランを作成する業務を担う。

コーホート変化率法

各コーホート（同一年代に生まれたグループ）の人口について、過去の動勢を踏まえ今後どのように推移（増減）するかを変化率として見る方法。特殊な人口変動（例：ニュータウン開発や鉄道新設による大規模な人口流入など）が過去及び近い将来に予想されない場合に用いる。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」の改正により創設された、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。

指定事業者

在宅サービスや施設サービスを提供する事業者のうち、介護保険の適用を受けるサービスを提供する事業者。介護保険サービスを提供する指定事業者には、「指定居宅介護支援事業者」「指定居宅サービス事業者」「介護保険施設」の3つの種類があり、サービスの種類ごとに都道府県知事や区市町村長から指定を受ける。

社会貢献型後見人(市民後見人)

誰もが地域で安心して暮らせるよう、判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、成年後見活動を行う、社会貢献に意欲と熱意のある一般市民の方をいう。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症。若年性認知症は、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を抱える。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス（2019-nCoV）に関連する呼吸器感染症で世界中で感染が拡大している。発熱、せき、頭痛、倦怠感など、インフルエンザに似た症状が見られ、重症化すると呼吸困難など肺炎症状を起こすことがある。

生活習慣病

生活習慣が発病原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病などが指摘されている。

成年後見制度

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度。

【た行】

団塊世代・団塊ジュニア世代

団塊世代は第一次ベビーブームが起きた時期（昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年）に生まれた世代。団塊ジュニア世代は、日本で昭和 46（1971）年から昭和 49（1974）年に生まれた世代を指し、令和 22（2040）年には全て 65 歳以上の高齢者になる。

地域医療構想

「医療介護総合確保推進法」に基づき、団塊世代の全てが 75 歳以上となる令和 7（2025）年に向け、病床の機能分化・連携を進めるため、各都道府県が医療機能ごとに令和 7（2025）年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するために区市町村が行う事業。

地域包括ケア「見える化システム」

介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化され、都道府県・区市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省により構築された情報システム。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

【な行】

認知症

様々な原因で脳の神経細胞が破壊・減少し、日常生活が正常に送れない状態になることをいう。

認知症フレンドリーカフェ

認知症の方とその介護者家族が気軽に立ち寄り、情報交換を行うなどして安心して過ごせる場。

認知症ケアパス

認知症の初期段階から生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、その流れを示したもの。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の正しい理解と、あたたかな見守りやちょっとした手助けができる地域の応援者。

【は行】

パブリックコメント制度

区が区民生活に広く関わりのある条例制定や計画策定等を行う前に、広く区民から意見や情報を募集し、意思決定に反映させること。

バリアフリー

高齢者や障がい者等が利用できるように、妨げとなっているもの（バリア）を取り除くこと。

フレイル

年を取って心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥る。兆候を早期に発見し、適切に対応することで、進行を遅らせたり、健康な状態に戻すことができる。

保険者機能

保険者が契約主体として、健康づくり（保健）や被保険者の資格管理、診療報酬支払明細書（レセプト）のチェックなど幅広い業務について、主体性を発揮すること。

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止などに向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、客観的な指標を設定し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、自治体への財政的インセンティブとして交付金を交付する、PDCA サイクルによる取組。

令和2（2020）年度からは公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けが強化された。

【ま行】

看取り

高齢者が自然に亡くなる過程を見守ることをいう。死期が近づいている高齢者に対して身体的・精神的苦痛を取り除き、死を迎える最期の瞬間まで自分らしく生きるサポートやケアを行うこ

と。

【や行】

有病率

ある一時点に、集団の中で、病気にかかっている人の割合で疾病の頻度をあらわす指標のひとつ。

要介護・要支援認定

介護サービスの利用希望者が介護や支援が必要な状態にあるかどうか、必要だとすればどの程度かを介護認定審査会が審査判定し、区市町村が認定すること。要介護認定客観的に定められている。